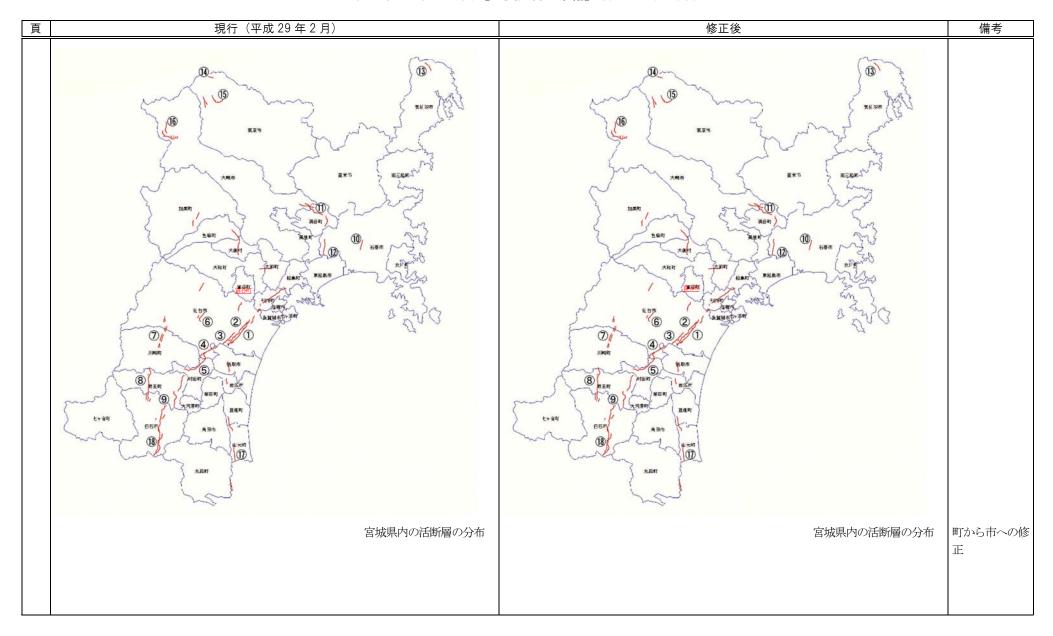
宫城県地域防災計画 新旧対照表(案)

[地震災害対策編·津波災害対策編·風水害等災害対策編] 平成30年2月

宮城県防災会議

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	第1章 総則	第1章 総則	
1	第1節 計画の目的と構成 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波(以下,東日本大震災_という。は、(以下略)	第1節 計画の目的と構成 平成23年3月11日に発生した <u>平成23年(2011年)</u> 東北地方太平洋沖地震(以下「東北地方 大平洋沖地震」という。)と地震に伴い発生した大津波(以下 <u>「</u> 東日本大震災 <u>」</u> という。) は、(以下略)	記述の適正化
4	第5 基本方針 2 災害応急対策,災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備(略) そのため,避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに,具体的かつ実施的なハザードマップの整備,防災教育,防災訓練や	遊 的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、避	
10	第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】 宮城県教育委員会 (略) 市町村 (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備	第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】 宮城県教育委員会 (略) 市町村 (13) 環境整備	記述の適正化
12	【指定地方行政機関】 東京航空局仙台空港事 (略) 務所 (新設)	【指定地方行政機関】 東京航空局仙台空港 (略) 事務所 国土地理院東北地方 測量部 (1) 地理空間情報,防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 (2) 復旧測量等の実施に関すること。	対象機関の追加
14	仙台管区気象台 (略) 【指定公共機関】 KDD I 株式会社 (略) 株式会社NTTドコモ (略)	仙台管区気象台 (略) 【指定公共機関】 KDD I 株式会社 (略) 株式会社NTTドコモ (略)	

頁		現行(平成 29 年 2 月)		修正後	備考
	エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株		エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株		
	式会社		式会社		
	ソフトバンク株式会社		ソフトバンク株式会社		
	(新設)	(新設)	株式会社イトーヨーカ	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給	
			堂		対象機関の追加
			イオン株式会社		
			株式会社セブンーイレ		
			ブン・ジャパン		
			株式会社ローソン		
			株式会社ファミリー マート		
			<u>*</u>		
			イ・ホールディングス		
19	第3節 宮城県を取り巻く	地震環境	第3節 宮城県を取り巻く	地震環境	
	第3 宮城県内の地震観測	体制	第3 宮城県内の地震観測	体制	
	(略)		(略)		
	さらに,東日本大震災	そを受けて,平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網の整	さらに、東日本大震災	災を受けて,平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網	
		『時予測システムの開発, 地震像の解明等を行うため, ケーブル		1,ケーブル式海底観測装置(地震計・水圧計)により,北海道沖	記述の適正化
	式海底観測装置(地震計	・水圧計)の東北地方太平洋沖への整備が実施されている。		観測が実施されている。これにより、地震や津波の早期検知と、	
	七月の叶巛小佐!			の早期発信が期待されている。 - 最終知測は知るみなか、 ま悪でも ステトナ と、 関係機関しなな	
	本県の別次対東上、日に連携した対応を図るこ	也震等観測体制の強化は <u>,</u> 重要であることから <u>関係機関と密接</u>	本県の防災対象上、地に連携した対応を図るこ	震等観測体制の強化は <u></u> 重要であることから <mark>,</mark> 関係機関と密接 レレルでいる	
	なお、国の中央防災会			ここしている。 議においては,東海地震,東南海・南海地震,首都直下地震,	
		 		海溝型地震,中部圏・近畿圏直下地震の各地震対策大綱を,平	
		业震・津波防災対策, 特に巨大な津波に対する防災対策の確立が		診防災・減災対策大綱」に一本化し、今後の課題として検討すべ	
	図られることとなった。	_	き施策、個別の具体的な	施策を網羅的に取りまとめ,今後発生するおそれのある大規模	
			地震に対する防災・減災	対策が図られている。_	
20					



頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	
37	第2節 地震に強いまちの形成	第2節 地震に強いまちの形成	
	第3 地震に強い都市構造の形成	第3 地震に強い都市構造の形成	
	県及び市町村は,避難路,避難地,延焼遮断帯,防災拠点ともなる <mark>幹線道路,都市公</mark>	県及び市町村は,避難路,避難地,延焼遮断帯,防災拠点ともなる <mark>都市公園,幹線道</mark>	記述の適正化
	園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集	路,河川,港湾,空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備,危険な密集	
	市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業	市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業	
	等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画	等による市街地の面的な整備,建築物や公共施設の耐震・不燃化,水面・緑地帯の計画	
	的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。	的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。	
38	第5 地震防災緊急事業五箇年計画	第5 地震防災緊急事業五箇年計画	
	1 計画期間	1 計画期間	
	(1) 第一次五箇年計画-平成8~12年度	(1) 第 <u>1</u> 次五箇年計画-平成8~12年度	
		(2) 第 <u>2</u> 次五箇年計画-平成13~17年度	
		(3) 第 <u>3</u> 次五箇年計画-平成18~22年度	
		(4) 第 <u>4</u> 次五箇年計画—平成23~27年度	第5次五箇年計
	<u>(新設)</u>	<u>(5)</u> 第5次五箇年計画—平成28~32年度	画策定による追
	車坐→4-10-1車坐到		加
39	事業主体別事業計画額一覧 (単位:百万円) 宮城県 市町村 消防本部等 合計	事業主体別事業計画額一覧 (単位:百万円)	
	第一次計画 181,743 42,372 4,410 228,525	宮城県 市町村 消防本部等 合計 第1次計画 181,743 42,372 4,410 228,525	
	第二次計画 69,243 37,824 6,266 113,333		
	第三次計画 44,833 48,893 1,574 95,300	第2次計画 69,243 37,824 6,266 113,333 第3次計画 44,833 48,893 1,574 95,300	
	第四次計画 931 46,163 3,918 51,012	第3次計画 44,833 48,893 1,574 95,300 第4次計画 931 46,163 3,918 51,012	
	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	第五次計画 951 40,105 3,916 51,012 第 5 次計画 108,287 21,422 2,492 132,201	
	VIVIBA/ VIVIBA/ VIVIBA/	<u> </u>	
41	第3節 地盤にかかる施設等の災害対策	第3節 地盤にかかる施設等の災害対策	
		第 1 目的	
	県,市町村及び防災関係機関は,地震に伴う土砂災害_を未然に防止し,被害の軽減	県、市町村及び防災関係機関は、地震に伴う土砂災害 <mark>等</mark> を未然に防止し、被害の軽減	記述の適正化
	を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、	を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、	
	住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。	住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。	
	第3 地すべり等防止事業	第3 地すべり等防止事業	

1 - 1	
に及んでいる。	
471.112	
じて既設砂防施設について点検を	
記述の適口	正化
2ha)	·

ファ、ログへ、同学がマングは火(で)日かって	
, 書 箸 a 「?	心とする県南央地域」、「鳴子から鬼 地すべり防止区域は67箇所約2, 問辺に集中しているが、山村集落や 箇所のうち、急傾斜地崩壊危険地区 aに及んでいる。 時点修正 基づく砂防指定地は、1,507箇所(約 志じて既設砂防施設について点検を 記述の適 でいる。南西に連なる海岸の中央部 り、北部は岩手県南部から続くリア 線が福島県まで続く仙台湾沿岸であ て災害を倍加する特殊な地形となっ あり、台風、高潮時の危険に脅かさ

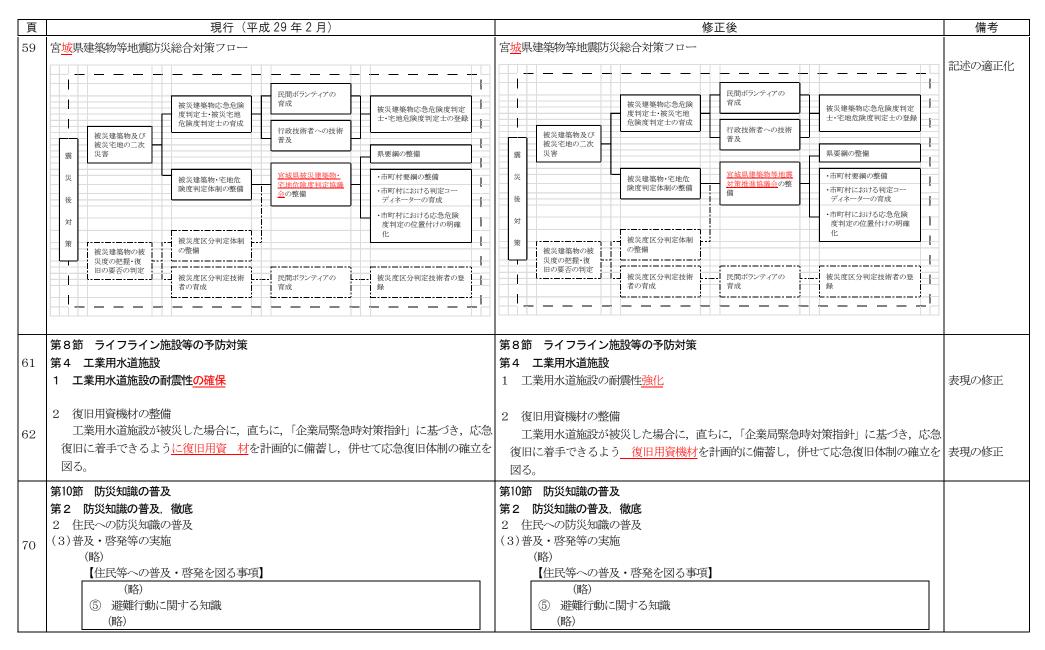
頁	頁 現行(平成29年2月)					修正後					備考						
	宮城県の海岸状況(平成 <u>27</u> 年3月現在)				臣	宮城県の海	岸状況(平成	之 <mark>28</mark> 年3月	月現在)			時点修正					
	区分					海岸的	R全施設		区分					海岸仍	呆全施設		
	所管別	海岸線総延長		海岸保全区域指定済長	堤 防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延 長	所管別	海岸線総延長	要保全海 岸延長	海岸保全区 域 <mark>延長</mark>	堤 防	護岸		海岸保全施 設の有効延 長	
	国土交通省	m	m	m	m	m	カ所	m	国土交通省	m	m	m	m	m	カ所	m	
	水管理•国土保 全局	415, 653	92, 340	9, 2340	54, 982	<u>6, 972</u>	<u>104</u>	<u>65, 874</u>	水管理•国土保 全局	415, 635	92, 726	<u>92, 726</u>	<u>55, 245</u>	<u>6, 757</u>	120	<u>66, 589</u>	
	港湾局	124, 599	59, 238	59, 238	19, 149	6, 442	<u>254</u>	28, 673	港湾局	124, 599	59, 238	59, 238	19, 149	6, 442	<u>254</u>	28, 673	
	農林水産省 農村振興局	29, 039	29, 039	29, 039	20, 348	7, 519	109	27, 867	農村振興局	29, 616	29, 831	29, 616	20, 685	7, 670	104	28, 355	
	水産庁	258, 851	29, 039 108, 681	92, 436	20, 346 22, 111	21, 206	<u>103</u> 351	44, 036	大産庁 大産庁	260, 018	29, 831 114, 586	98, 302	23, 094	22, 028	194 336	45, 841	
	計	828, 142	289, 298	273, 053	116, 590	42, 139	812	166, 450	計	829, 868	296, 381	279, 882	118, 173	42, 897	904	169, 458	
	※閘門・水門に	は、陸閘	を含む	「海岸統計」	平成 27	年度版(国	土交通省	水管理・国土	※閘門・水門に	には、陸閘	を含む	「海岸統計」	平成 28	年度版(国	土交通省	火管理・国土	-
	保全局編)								保全局編)								
46	他の浚渫又は着水路や遊水池を 3 ため池の点検 県は、「防災」があるものの点 市町村は、地 め池について、	の推進 けは、洪水 2等の整備 おける排 画等に則 く量の既保 は、既等を 整備とが を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	を進める 水対策, し し総合的心のため池 行うとと地域の総合 し」を中心 、計画的心 破損等で マップの心	ほか、農業用 降雨等による こ農地防災事 の貯水量に緊急時 もに、緊急時 合的な防災安 いとして、老村 こ改修を行う 決壊した場合	用排水施 農地の浸 業を推進 への消防水 全度を高 の化、地震 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	設の整備 食対策等 し、災害 水量を付 利や生活 める。 等により 被害をも	, 老朽た。 について, の発生防」 加させる。 用水を確 決壊や災 たらすお	め池の補強, , みやぎ農業 上を図る。 ために, ため 保するため,	県及び市町か、機能診断 決壊した場合 優先的に耐煙 修、耐震化等 表に向けたす 農業用ため池 施・結果報告	所・評価に 計に下流に 該調査等の 対策を 支援を実施 也緊急点検 計及び応急	基づく補 大きな影 詳細調査 行うほか し、関係 要領(案 対策等の	修・補強等を響があるとまを実施し、関 を実施し、関 施設管理を 住民への適切 ・農水省)」	と実施し、 考えられる る急性が高 ると調整の かな情報提 の対象ため	災害発生 防災重点 いと判断 り上, ハザ と供を図る り池につい	の防止を (ため池等/ fされた施言 ードマップ 。その他の	図る。特に, こついては, 设について改 プの作成・公 の「地震後の	
48	第5節 交通施設		策						第5節 交通施設		策						
	(主な実施機 (略)	纓〉							(主な実施機 (略)	と関〉							
		加台空港	事務所,東	巨工本高速道	路(株)東	化支社, 東	〔日本旅客	鉄道(株)		品山台空港	事務所,夏	 下 下 下 高 速 道	路(株)東	北支社, 東	東日本旅客	跌道(株)	

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	仙台支社,阿武隈急行(株),仙台空港鉄道(株),宮城県道路公社,仙台市交通 局 <u>,</u>	仙台支社,阿武隈急行(株),仙台空港鉄道(株),宮城県道路公社,仙台市交通 局 <u>仙台国際空港(株)</u>	実施機関の追記
50	第5 空港施設 (略) なお、航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の災害発生時の消火、救難体制を確保するため、平成6年9月に締結した、仙台空港事務所、仙台市、名取市及び岩沼市による 「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」により万全を期す。		記述の適正化
51	第7 地下鉄施設 地下鉄事業者(仙台市)は,阪神・淡路大震災以降に出された国の耐震補強に関する 通達(平成7年度・平成13年度)に基づき,耐震補強が必要な柱等について,平成8年 度から平成11年度の4ヶ年でトンネル及び高架橋を対象に,平成17年度から平成19年 度にかけて単柱形式の橋脚を対象に補強工事を実施し,地下鉄施設(南北線)の耐震性 の向上を図っている。	通達(平成7年度・平成13年度)に基づき、耐震補強が必要な柱等について、平成8年度から平成11年度の4ヶ年でトンネル及び高架橋を対象に、平成17年度から平成19年	記述の適正化
52	第6節 都市の防災対策 第4 都市公園施設 県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の 整備促進及び配置 <u>とネットワークを図る</u> とともに、市町村が避難場所に指定する都市 公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震 性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。	整備促進及び配置を行う とともに、市町村が避難場所に指定する都市	記述の適正化
54	第7節 建築物等の耐震化対策 第1 目的 (略) 特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。 第2 公共建築物 1 公共建築物全般の対策 (1) 耐震性、不燃性の確保 (略)	第7節 建築物等の耐震化対策 第1 目的 (略) 特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の的確な施行に基づき、耐震診断・耐震改修の促進に努める。 第2 公共建築物 1 公共建築物全般の対策 (1) 耐震性、不燃性の確保 (略)	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
		県及び市町村は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部 材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努め る。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画 的に安全確保対策を進める。	防災基本計画の 修正
55	第3 一般建築物 1 建築物の耐震改修の促進 (1) 新築,増改築の建築物 特定行政庁(建築基準法第2条第1項第32号の規定による,県、仙台市,石巻市,塩 竈市,大崎市)は,新築,増改築される一定規模以上の建築物に対し、建築基準法第12条の規定に基づく建築工事施工状況報告により、建築工事の質の向上を図る。また、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の耐震性能の向上を図る。	塩竈市,大崎市)は、新築、増改築される一定規模以上の建築物に対し、建築基準法第 12条の規定に基づく建築工事施工状況報告により、建築工事の質の向上を図る。また、	記述の適正化
	(2) 既存の建築物 イ 特定行政庁は、耐震関係規定に係る既存不適格建築物(昭和56年5月31日以前の建築 基準法の適用を受ける建築物)について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物の耐 震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日公布、同年12月25日施行)に基づき、 所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。		記述の適正化
	2 適正な維持管理の促進 特定行政庁は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第 12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災 週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建 築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。	12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について,定期報告制度,建築物防災	記述の適正化
	第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 特定行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規 定する建築設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性 のあるものについて、改善指導を行う。		記述の適正化
56	第5 ブロック塀等の安全対策 特定行政庁は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路のブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。 また、通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は、日頃からの点検や、必要に	の被害を防止することを目的に,通学路のブロック塀を対象に,その安全性の確保を 啓発するとともに,倒壊のおそれのあるものに対しては,改善指導を行う。	記述の適正化

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	応じて補強,撤去等を行 <mark>う</mark> 新たに設置する場合には施工,設置基準を遵守するなど, ブロック塀の転倒防止策を図る。	応じて補強, 撤去等を行 <mark>い、</mark> 新たに設置する場合には施工, 設置基準を遵守するなど, ブロック塀の転倒防止策を図る。	記述の適正化
	第6 落下物防止対策 1 調査及び改善指導 特定行政庁は、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラスや外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。	第6 落下物防止対策 1 調査及び改善指導 所管行政庁は、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラスや外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。	記述の適正化

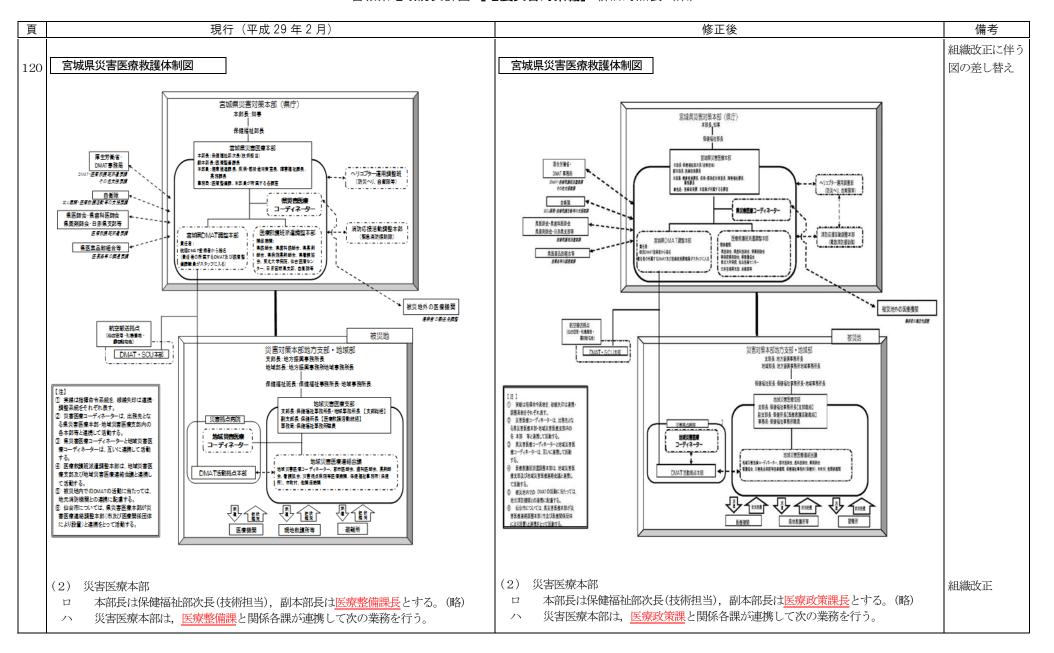
頁	現行(平成 29	年2月)		修正後							備考	
57	第8 高層建築物における安全対策								る安全対策		記述の適正化	
	2 長周期 振動対策及び啓発の実施					2 長周期地震動対策及び啓発の実施						
			بير	ا الحاد	7+1-/-25*							
58	宮域県建築物等地震防災総合対策フロー		呂	<u>现</u> 炉	、建梁	¥707₹	手 地层	沙沙沙	総合対策フロー		記述の適正化	
	宮城県建築物等地震防災総合対策フロー	-						官	成果建築物等地震防災総合対策	70-		
		+		-,-	- 4	+	1		H			
ł	建 新	建築確認による建築施工状況報告書提出			建		dec		━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	建築確認による建築施工状況報告書提出		
		- 相談窓口の強化		-	- 築		新 — 築			At the company of the		
					基		Z-20:			相談窓口の強化		
	2 計画	県民への普及パンフレット配布			進法		築	<u> </u>		県民への普及パンフレット配布		
		- 増築時における耐震診断・改修の指導					物一対一			- 増築時における耐震診断・改修の指導		
		「みやぎ木のすまいづくり助成事業」による 高耐久性木造住宅の建築促進		1			策			「みやぎ木のすまいづくり助成事業」による 高耐久性木造住宅の建築促進		
		■建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及				i				建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及		
	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	特定建築物所有者に対する直接指導 ―			+H	1		特	普及, 啓発	r-i		
	定	可足足来物別有名(CA) Y SEI安旧寺				i		一定		特定建築物所有者に対する直接指導		
		改修計画認定制度の指導				i,	Щ	建		大規模な特定建築物の耐震助成事業の実施		
	(京)	民間特定建築物の耐震診断・改修の指導				1	既 —		}	- 民間特定建築物の耐雪診断・改修の指道		
	震	- 公共建築物の耐震診断・改修の指導		震	+		建			' <u>-</u> '-		
	災			災			築			- 公共建築物の耐震診断・改修の指導		
		耐震改修技術者の育成・登録		前			物			- 耐震改修技術者の育成・登録		
		- 「わが家の耐震・簡易耐震診断表」の配布				! !	対一策一			- 県民への普及パンフレットの配布		
	策	一般向け「木造住宅の地震対策セミナー」の実施		Ⅰ Ⅰ策 Ⅰ			7 1		■			
	<u>╟╄┰┦┼┞┧┼┧╁╁╁╀┺╌╌╌╌╌┦</u>	・相談窓口の拡充				1		! !	首及,合宪			
	án.					ļ		般		相談窓口の <mark>開設</mark>		
		—— RC造				i		z±	-{			
	(東)	耐震 <u>措密</u> 診断講習会の実施 (専門家・技術者向け)			建築			 築 物		耐震_診断講習会の実施 (専門家・技術者向け)		
	物の一直で変形体制の整備	<u>耐震改修計画確認制度の普及・啓発</u>			物			1 1	71354 Nr. 71357 Nr 1719			
	耐 耐 耐 耐	ー耐震 <mark>診断</mark> 相談窓口の <mark>拡充</mark>			一の一耐				耐震診断・耐震改修の促進	- 耐震 <u></u> 相談窓口の <mark>開設</mark>		
	改平成	一耐震改修技術者の育成・登録			震力改	平				- 耐震改修技術者の育成・登録		
	に年	耐震改修窓口の拡充			— 修 — に	成七	#					
	関 十 - 県営住宅	- 県営住宅			関	年十				<u> </u>		
		WEIT-F			— す — る	二月二十			- 県営住宅	県営住宅		
	法 十 有 有				一法	=		- 1 _有	_ \			
				H	律	五日		施	1			
	施 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	県営住宅以外の建築物			\mp	施	\Box	設	県営住宅以外の建築物	県営住宅以外の建築物		
		+ - -			. #	行			#			
		+		-	- -	行			示音は七处パリル建築物	不白 エモルグトル 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		



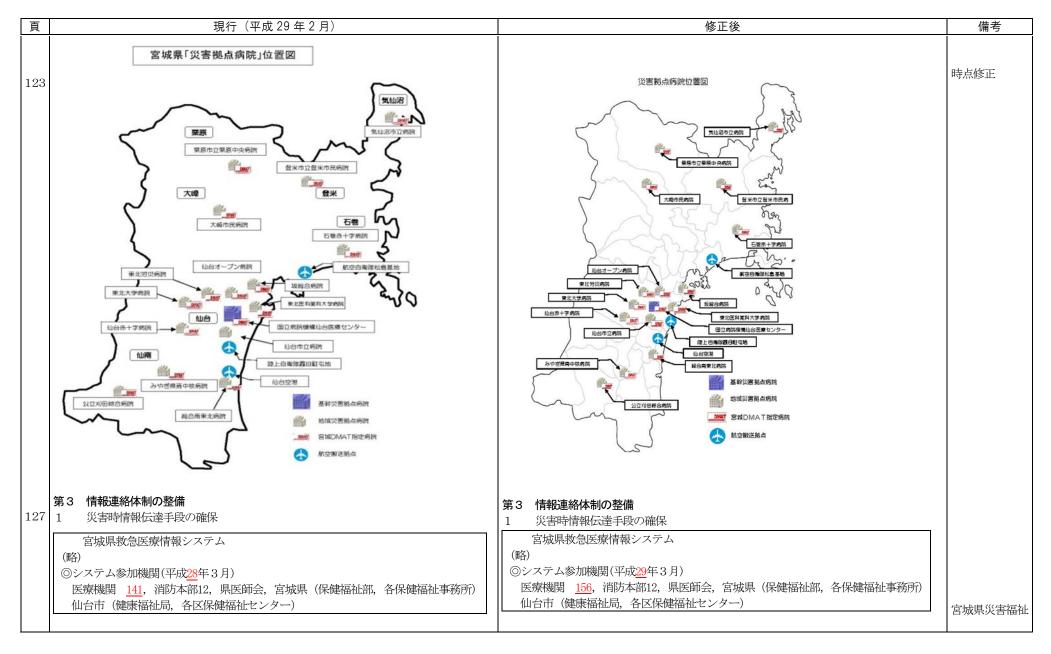
頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
71	 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の_近隣の<u>待避場所</u>への避難 (略) 	 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」 (略) 	防災基本計画の 修正
	⑥ 家庭内での予防・安全対策 ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 (新設) (略)	⑥ 家庭内での予防・安全対策 ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え (略)	防災基本計画の修正
72	(5) 災害時の連絡方法の普及 ロ 災害時通信方法の普及促進 携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、 無線LANスポットにおける <u>wi-fi</u> 接続サービスなどの普及を促進する	(5) 災害時の連絡方法の普及 ロ 災害時通信方法の普及促進 携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、 無線LANスポットにおける <u>Wi-Fi</u> 接続サービスなどの普及を促進する。	記述の適正化
	第12節 地域における防災体制 第4 自主防災組織の活動 1 平常時の活動	第12節 地域における防災体制 第4 自主防災組織の活動 1 平常時の活動	
82	(4) 要配慮者の情報把握・共有 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者 の丁解を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。	速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。) を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、	記述の統一。
	2 災害発生時の活動 (4) 避難の実施 市町村長の <mark>避難勧告</mark> 又は警察官等から避難指示が発令された場合は、住民に対し て周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 (略)	2 災害発生時の活動 (4) 避難の実施 市町村長の <mark>避難勧告等</mark> 又は警察官等から避難指示が発令された場合は、住民に対し て周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 (略)	記述の統一
88	第14節 企業等の防災対策の推進 第2 企業等の役割 (2) 事業継続上の取組の実施 (略)	第14節 企業等の防災対策の推進 第2 企業等の役割 (2) 事業継続上の取組の実施 (略)	
	<u>(新規)</u>	(3) 被害の拡大防止 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害	防災基本計画の 修正

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
		の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。	
	(3) 帰宅困難者対策の実施	(4) 帰宅困難者対策の実施	
91	第16節 情報通信網の整備	第16節 情報通信網の整備	
	第2 県における災害通信網の整備	第2 県における災害通信網の整備	
	1 情報伝達ルートの多重化	1 情報伝達ルートの多重化	
	県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するた		
	め、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の		修正
	連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化		
	及び関連装置の二重化を推進する。	及び関連装置の二重化を推進する。 特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、	
		大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、県、各市町村、各消防本	
		部等を通じた一体的な整備を推進する。	
94	9 非常通信体制の整備		
	(1) 非常通信計画の作成等	9 非常通信体制の整備 (1) 非常通信計画の作成等	
	(略)	(略)	
	(*П)	なお, 防災関係機関の通信網を活用した非常通信ルートについては, すでに策定し	⇒ ¬\ \
		ている県と国の間のルートに併せ、県と市町村間についても、国土交通省、県警察本	記述の週上化
		部、東北電力株式会社の協力の基に3ルートを策定した。今後、実践的な通信訓練の	
		実施を行い、非常通信体制を確立する。	
104	第17節 職員の配備体制	第17節 職員の配備体制	
	第2 県の配備体制	第2 県の配備体制	
	2 警戒本部・特別警戒本部	2 警戒本部・特別警戒本部	
	県内で震度4を観測 <u>し、かつ被害が発生</u> したときに警戒本部を設置し、また、 <u>震度5</u>	県内で震度4を観測したときに警戒本部を設置し, また, <u>震度5</u>	記述の適正化
	(弱,強)を観測したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。	<u>弱もしくは震度 5 強</u> を観測したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を	
		実施する。	
110	第18節 防災拠点等の整備・充実	第18節 防災拠点等の整備・充実	
	第4 ヘリポートの整備	第4 ヘリポートの整備	
	県では、 <u>平成4年2月に防災へリコプター「みやぎ」を導入し、平成13年2月から県</u>	県_は,	記述の適正化
	と仙台市の共同事業として、仙台市若林区荒浜地内にヘリポートを整備しヘリコプター		
	運航基地として供用していたが、東日本大震災により防災へリコプター及びへリポート	東日本大震災により被災し、使用不能となったヘリ	
	が被災し、使用不能となったことから、仙台市とともに新たなヘリポートの整備につい		
	<u>で検討を進め,</u> ヘリコプター運航拠点の整備を図 <mark>る。</mark>	4月から供用を開始する。	

頁		現行(平成 29 年 2 月)			備考		
115	第19節 相互応援体制の整備			第19節 相互応援体制の整備			
	第7 他都道府県との応援体	制の整備		第7 他都道府県との応援体			
	(5) 他都道府県被災時の応	援体制		(5) 他都道府県被災時の応	援体制		
	県は、他都道府県にお	いて災害が発生した際には,「	宮城県災害時広域応援計画」に	県は、他都道府県にお	いて災害が発生した際には,「'	宮城県災害時広域応援計画」に	
	基づき、東日本大震災の	被災県としての経験を生かし	た人的応援、物的応援、業務等	基づき、東日本大震災の	被災県としての経験を生かして	た人的応援,物的応援,業務等	
	の提供を実施するなどし	て、効率的な広域応援を行う。		の提供を実施するなどし	て、効率的な広域応援を行う。	なお、人的応援により職員を	防災基本計画の
				派遣する場合には、地域	や災害の特性等を考慮した職員	の選定に努める。	修正
118	第15 関係団体との連携強化 (略)			第15 関係団体との連携強化 (略)		被災情報の整理,支援物資の管	防災其木計画の
			被災情報の整理,支援物資の管				
	理・輸送等)については、	あらかじめ民間事業者との間				で協定を締結しておく、輸送拠	1 >11_
		J. O. M. Late on M. H. J. Ell M.	など		<u>事業者の管理する施設を把握し</u> ウや能力等の活用を図る。	<u> </u>	
		ウや能力等の活用を図る。					
119	第20節 医療救護体制の整備			第20節 医療救護体制の整備			
	第2 医療救護体制の整備 1 県の役割			第2 医療救護体制の整備 1 県の役割			
	1 原の役割 (1) 医療救護活動に関する訓	練組織の設置		1 県の役割 (1) 医療救護活動に関する訓			
		「る次の調整組織の設置につい	て定めておく。	県は、医療救護活動に関す			
	名称	設置・出務場所	業務内容	名称	設置・出務場所	業務内容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	DMAT活動拠点本部	被災地の災害拠点病院_	地域でのDMAT活動	DMAT活動拠点本部	被災地の災害拠点病院 <mark>等</mark>	地域でのDMAT活動	記述の適正化



頁		現行(平成 29 年	2月)		修正後		備考
	(略) (4) 災害拠点病院(宮城I イ 県は,災害医療に <u>か所,</u> 「地域災害拠点病	DMAT指定病院) 関して中心的な役割を射	昊たす「基幹災害拠点病院」 <mark>を県内に1</mark>	(略) (4) 災害拠点病院(宮城 イ 県は,災害医療に 災害拠点病院」を	DMAT指定病院) 関して中心的な役割を身	果たす「基幹災害拠点病院」 <mark>及び</mark> 「地域 設置する。	記述の適正化
	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	
	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	
		仙南	みやぎ県南中核病院 公立刈田綜合病院		仙南	みやぎ県南中核病院 公立刈田綜合病院	
	地域災害拠点病院	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東 北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙 台オープン病院, 東北医科薬科大 学病院, 坂総合病院, 総合南東北 病院	地域災害拠点病院	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東 北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙 台オープン病院, 東北医科薬科大 学病院, 坂総合病院, 総合南東北 病院	二次医療圏域毎
		<u>大崎</u> 栗原 登米	大崎市民病院 栗原市立栗原中央病院 登米市立登米市民病院		大崎・栗原 石巻・登米・気仙沼	大崎市民病院 栗原市立栗原中央病院 石巻赤十字病院	に修正。
		<u>石巻</u> 気仙沼	石巻赤十字病院 気仙沼市立病院			登米市立登米市民病院 気仙沼市立病院	



頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
129	<u>(新設)</u>	第7 高齢者、障害者等への福祉支援の広域的な体制の構築 県は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係機関・団体により構成)により広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、高齢者、障害者等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チームの派遣体制の構築に努める。	広域支援ネット ワーク協議会の 設立に伴う修正
133	第22節 緊急輸送体制の整備 第2 緊急輸送ネットワークの形成 1 緊急輸送ネットワークの設定 県及び関係機関は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送 活動のために確保すべき輸送道路網や輸送拠点(港湾、漁港、空港等、トラックターミナ ル、卸売市場等)・ について把握・点検し、これらを調整し、 災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、 	活動のために確保すべき <u>道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点</u> について把握・点検し、これらを調整し、 災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、 <u>県及び市町村がそれぞれ設置</u>	
134	第3 緊急輸送道路の確保 4 道路啓開体制の整備 道路管理者 は,発災後 の道路の障害物除去による道路啓開,応急復旧等に必要な人員,資機材等の確保につい て民間団体等との協定等の締結に努める。	第3 緊急輸送道路の確保4 道路啓開体制の整備道路管理者, 港湾管理者又は漁港管理者は, 発災後の道路の障害物除去による道路啓開, 応急復旧等に必要な人員, 資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。	
137	第23節 避難対策 第3 避難場所の確保 1 市町村の対応 (1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底 (略) また,万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は,より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや,避難時の周囲の状況等により,指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は,近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと,さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており,災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても,周知徹底に努める。	避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等を行うべきこと、	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
140	第7 避難行動要支援者の支援方策 2 避難行動要支援者の支援体制の整備 県及び市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域 住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者 の了解 を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難 誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。	住民,自主防災組織,民生委員・児童委員,介護保険事業者,障害福祉サービス事業者,ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら,避難行動要支援者本人の同意を得た上で,平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し,関係者との共有に努める	記述の統一
141	4 在宅者対応 (1) 情報共有及び避難支援計画野策定 市町村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の了解を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画野策定等に努める。	4 在宅者対応 (1) 情報共有及び避難支援計画野策定 市町村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画野策定等に努める。	記述の統一
145	第24節 避難受入れ対策 第2 避難所の確保 6 避難所の運営・管理 避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取 組指針」(平成28年4月改定)を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の 向上を図るよう 努める。	(2) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	防災基本計画の 修正
147	第5 応急仮設住宅対策 (2) 居住施設の供給体制の整備 県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き 家等の把握を行うとともに、洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害等の各種災 害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の 整備に要する供給体制の整備に努める。	家等の把握を行うとともに、洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用地を把握し、(一	実態に合わせ修正
148	第6 帰宅困難者対策5 避難対策	第6 帰宅困難者対策5 避難対策	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	(2) 情報伝達体制の整備 県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円 滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、 鉄道事業者_との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話や インターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。	滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、	防災基本計画の 修正
150	 第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 県及び市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者 等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 	での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる	
159	第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第2 高齢者、障害者等への支援対策 1 社会福祉施設等の安全確保対策 (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 社会福祉施設等は、入居者及び <u>従事者</u> 等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、 基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基本的な知識や災害時に取るべき行動 等について、理解や関心を高めるための防災教育を行う。	第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第2 高齢者、障害者等への支援対策 1 社会福祉施設等の安全確保対策 (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 社会福祉施設等は、入居者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、 基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基本的な知識や災害時に取るべき行動 等について、理解や関心を高めるための防災教育を行う。	記述の統一。
160	(4) 業務継続体制の構築 社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入居者が施設での生活が維持できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることができるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。 2 要配慮者の災害予防対策	い場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣 により介護の継続が可能な体制を整えることができるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。 2 要配慮者の災害予防対策	記述の適正化。
	(2) 要配慮者の把握 イ 要配慮者の所在把握 (イ) (略) また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	(2) 要配慮者の把握 イ 要配慮者の所在把握 (イ) (略) また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。	記述の適正化。

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
161	(3) 避難行動要支援者名簿の整備 イ 名簿の作成・更新 (略) また、避難行動要支援名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。	(3) 避難行動要支援者名簿の整備 イ 名簿の作成・更新 (略) また、避難行動要支援名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。	
	口 名簿の提供 市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動 要支援者本人の同意を得た上で、 あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。(略)	ロ 名簿の提供 市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動 要支援者本人の同意を得た上で、 <u>あるいは当該市町村の条例の定めにより</u> あらかじ め避難行動要支援者名簿を提供 <u>するとともに</u> 多様な主体の協力を得ながら、避難行 動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練 の実施等を一層図る。(略)	
163	(8) 相互協力体制の整備 市町村は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。	ビス提供者,障害者団体 <u>、高齢者団体</u> 等の福祉関係者,要配慮者の近隣住民(自主防	記述の適正化
	(9) 情報伝達手段の普及 県及び市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチ ボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚 障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる 携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々 の特性に配慮した通信手段の普及に努める。		記述の適正化
164	第3 外国人への支援対策 本県に在住する外国人は、現在約 <u>15,000人</u> (平成 <u>25</u> 年末日現在)となっている。在住 外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等 を防止するために、県及び市町村は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、		時点修正

頁		現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	3	外国人旅行客についても念頭に置きながら,防災意識の啓発や災害予防対策を行う。	外国人旅行客についても念頭に置きながら,防災意識の啓発や災害予防対策を行う。	
169	第28	節 災害廃棄物対策	第28節 災害廃棄物対策	
	第2	処理体制	第2 処理体制	
	2	県の役割	2 県の役割	
		県は、 <mark>あらかじめ策定する</mark> 災害廃棄物処理計画に基づき、市町村が適切かつ円滑・	県は、災害廃棄物処理計画に基づき、市町村が適切かつ円滑・	「宮城県災害廃
	ì	迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃	迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに,大量の災害廃	棄物処理計画」
	1917	棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、ま	棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、ま	は策定済みのた
	7	とこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。	たこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。	め。

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
173 174	第1節 情報の収集・伝達 第2 緊急地震速報 2 緊急地震速報の伝達 (略) 総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した県及び市町村は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。	第1節 情報の収集・伝達 第2 緊急地震速報 2 緊急地震速報の伝達 (略) 総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した県及び市町 村は、伝達を受けた緊急地震速報を <u>市町村</u> 防災行政無線 <u>(戸別受信機を含む。)</u> 等により、 住民等への伝達に努める。 <u>また、市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線</u> を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速か	防災基本計画の 修正
176	第4 災害情報収集・伝達 1 地震発生直後の被害の収集・伝達 (2) 人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携	 ○的確な伝達に努める。 第4 災害情報収集・伝達 1 地震発生直後の被害の収集・伝達 (2) 人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携 	
	のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。 (3) (略) また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省) 又は県に連絡する。 (4) (略) (5) (略)	のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。 <u>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。</u> (3) (略) また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は <u>直接又は必要に応じ</u> 外務省 <u>を通じて在京大使館等</u>) に連絡する。 (4) (略)	修正
177	(新設) (6) (略) (7) (略) (8) (略)	(5) (略) (6) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部等 を含む防災関係機関へ提供し共有を図る。 (7) (略) (8) (略) (9) (略)	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
182	第1節 情報の収集・伝達	第1節 情報の収集・伝達	
	第5 通信・放送手段の確保	第5 通信・放送手段の確保	
	1 災害時の通信連絡	1 災害時の通信連絡	
	(2) 非常時の通信の確保	(2) 非常時の通信の確保	
	ロ 東北総合通信局は,被災地方公共団体からの要請に基づき,通信機器について,	ロ 東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、	
	関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る	関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るとともに、災害発生に	記述の充実
		よる通信設備の電源供給停止時の応急電源確保について要請があった場合は、移動	,
		電源車の貸与を行う。	
	第 3 節 防災活動体制	第3節 防災活動体制	
	第3 県の活動	第3 県の活動	ļ
190	1 職員の配備体制	1 職員の配備体制	記述の適正化
100	県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合、又は、県下に相当規模以上の災	県内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次により	,,_,_
	<u>害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、非常</u> 配備体		
	制を敷く。	制を敷く。	
	なお、災害対策本部が設置された際には、各部局は部となり、各課室は班となる。	なお、災害対策本部が設置された際には、各部局は部となり、各課室は班となる。	
	また、非常配備体制に至らない場合であっても特別警戒配備体制、あるいは警戒配備 体制を敷くこととしており、各配備体制の基準等については次のとおりである。		
	14 14 15 15 15 15 15 15	(1) 警戒配備(0号)	
	宮城県で震度4を観測する地震が発生した場合, <mark>又は宮城県に津波注意報が発表さ</mark>	宮城県で震度4を観測する地震が発生した場合,	
	れたとき、又は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合、各部局は、	又は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合、各部局は、	
	必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。(詳細は各部局の配備編成計画による)	必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。(詳細は各部局の配備編成計画による)	
	(2) 特別警戒配備(1号)	(2) 特別警戒配備(1号)	
	県内で震度4を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、又は宮城県に津	県内で震度4を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、又は宮城県に津	
	波 <mark>警報</mark> が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を		
191	P(D) 14/4 (D) 4-2/4 (O	設置し、特別警戒配備体制を敷く。	
	(3) 特別警戒配備(2号)	(3) 特別警戒配備(2号)	
	県内で <mark>震度5(弱・強)</mark> を観測する地震が発生した場合,又は宮城県に <mark>大</mark> 津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、	県内で <u>震度5弱もしくは震度5強</u> を観測する地震が発生した場合,又は宮城県に 津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本	
	第次されにとさいは、「火害対束警戒配備姿質」に基づさ呂城県特別警戒本部を設直し、 特別警戒配備(2号)体制を敷く。	部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。	
	(4) 非常配備(3号)	(4) 非常配備(3号)	
	県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合,又は日本海溝・千島海溝周辺	県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき又は県内に特別警報が発表された	
	海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断したと	E	
	きは、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、	きは、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、	
	非常配備体制を敷く。	非常配備体制を敷く。	
	ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想	ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想	
	される場合、知事は速やかに災害対策本部を設置する。	される場合、知事は速やかに災害対策本部を設置する。	
		<u>l</u>	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
193	3 災害対策本部の運用 (3) 県 <u>及び市町村</u> の災害対策本部が設置される予定の庁舎が被災した場合,隣接する又 は被災地近傍で倒壊・浸水の恐れのない施設等において設置する。	3 災害対策本部の運用 (3) 県 の災害対策本部が設置される予定の庁舎が被災した場合、隣接する 又は被災地近傍で倒壊・浸水の恐れのない施設等において設置する。	記述の適正化
	 第4 市町村の活動 1 活動体制 (1) 組織,配備体制 市町村は,災害応急対策を遂行するため,あらかじめ災害等に対処するための組織, 配備体制及び職員の動員等について定めておく。その際,市町村は, 	配備体制及び職員の動員等について定めておく。その際、市町村は、 躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努め	
	――――――――――――――――――――――――――――――――――――		
194	2 市町村災害対策本部の所掌事務 (7) <u>避難の準備情報、勧告、指示</u>	2 市町村災害対策本部の所掌事務 (7) <u>避難勧告等の発令</u>	防災基本計画の 修正
195	第7 防災関係機関の活動 防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、 関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社(本部)、関係社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。	第7 防災関係機関の活動 防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、 関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社(本 部)、関係者等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。	記述の適正化
	第8 県、市町村、国及び関係機関の連携 2 県と市町村との連携 県は、以下のような場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」 に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。 (1) 震度6弱以上を観測する地震、又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合 (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、又は当該地震と判定されうる規模の地震及び 津波が発生したと判断される場合 (3) 情報途絶市町村が発生した場合	第8 県、市町村、国及び関係機関の連携 2 県と市町村との連携 県は、大規模な災害が発生し、情報途絶市町村が発生した場合等は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。	記述の適正化

頁	現行(平成 29 年 2 月)			修正後	備考
200	第4節 相互応援活動 第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ 2 緊急消防援助隊の活動円滑化 県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計 画(平成26年4月)」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府 県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が 円滑に行われるように努める。	第6 緊急消防援助 2 緊急消防援助隊 県は、県内にお 画 県隊の消防力等を	第4節 相互応援活動 第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ 2 緊急消防援助隊の活動円滑化 県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計 画」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府 県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が 円滑に行われるように努める。		記述の適正化
204	第5節 災害救助法の適用	第5節 災害救助法	もの適用		
	第3 救助の実施の委任	第3 救助の実施の)委任		
		(略)		7	
	12 応急救助のための賃金職員雇上費	12 応急救助のため			(() 内の担構によ
	<u>(新設)</u>	【災害の規模に応じ		· -	災害の規模に応 じた救助の区分
		救助の実施者を定		より迅速な火日が水で目りため、が戻ししく数1ッともり	を追加
				国や被災場所 (市町村の行政機能が損なわれるような状況)	2,2,4,
		等を勘案し、県と	に市町村とた	バ協議した上で,実施者及び救助の種類を決定することがで	
		<u>きる。</u>			
		表1 災害の規模	更に応じた <u>求</u>	対助の実施者	
		実施者		救助の種類	
		局地災害の場合	<u>市町村</u>	<u>全ての牧助</u> <u>(県から即時に委任(法第13条第1項))</u>	
			<u>県</u>		
		広域災害の場合	<u>市町村</u>	<u>県が行う以外の全ての救助</u> <u>(県から即時に委任(法第13条第1項))</u>	
		<u></u>	<u>県</u>	<u>応急仮設住宅の供与</u>	
				県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的	
		な調整が整った	と後は、市町	T村へ委任することができる。	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
216	第8節 医療救護活動	第8節 医療救護活動	
	第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制	第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制	
	1 県	1 県	
	(3) 医療救護班の派遣調整	(3) 医療救護班の派遣調整	
	イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、県医師会	イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、県医師会、県歯科医師会	機関の追記
	等の医療関係団体,大学病院,独立行政法人国立病院機構,公的病院及び日本赤十字	等の医療関係団体,大学病院,独立行政法人国立病院機構,公的病院及び日本赤十字	
	社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。	社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。	
	また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市	また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市	
	に応援を要請するほか,必要に応じ,他の都道府県,(公社)日本医師会(JMAT),	に応援を要請するほか,必要に応じ,他の都道府県,(公社)日本医師会(JMAT),	
	日本赤十字社,	日本赤十字社,独立行政法人国立病院機構,大学病院,(一社)日本病院会,(公社)全	記述の適正化
	日本病院協会,(公社)日本歯科医師会,(公社)日本薬剤師会,(公社)日本看護協会等	日本病院協会,(公社)日本歯科医師会,(公社)日本薬剤師会,(公社)日本看護協会等	
	の医療関係団体に,医療救護班の派遣を要請する。	の医療関係団体に,医療救護班の派遣を要請する。	
219	第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制	第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制	
	3 医薬品等の需要・供給体制	3 医薬品等の需要・供給体制	
	(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会 と締結した 「災害時に必要	(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における	
	<u>とされる薬剤師班の派遣等についての協定」</u> に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬	医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、	結
	品等集積所、救護所等での薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応	救護所等での薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車	
	医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の提供等を行う。	両(モバイルファーマシー)による医薬品の提供等を行う。	
230	第10節 交通・輸送活動	第10節 交通・輸送活動	
	第5 陸上交通の確保	第5 陸上交通の確保	
	3 緊急通行車両の確認	3 緊急通行車両の確認	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	(新設)	緊急返行車両等の事前用出・返記手続等フロー	フロー図の追加
		《事情用お客屋交行手稿》 10 10 10 10 10 10 10 1	
		①:◆禁、②:等也余年代 ②:本上概由	
		Ū	
		・	
		②:等色学を成合。②:をマーク・を含ま、②:確に参加	
	4 障害物の除去等	4 障害物の除去等	
	(1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者 	(1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者 <u>、港湾管理者又は漁港管理者</u> 、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。	-
	(2) 道路管理者 は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。なお、道路管理者 は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、は自ら車両の移動等を行う。	(2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の防去及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。なお、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は自ら車両の移動等を行う。	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
231	5 関係機関,道路管理者間の連携・調整 県公安委員会は,緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは, 道路管理者に対し,緊急通行車両の通行を確保するための 区間の指定,放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。	5 関係機関,道路管理者間の連携・調整 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、 道路管理者 <u>港湾管理者又は漁港管理者</u> に対し、緊急通行車両の通行を確保するための 区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請する。	
232	第11節 ヘリコプターの活動	第11節 ヘリコプターの活動	
	(主な実施機関) (略)	(主な実施機関) (略)	
	東京航空局仙台空港事務所,自衛隊,	東京航空局仙台空港事務所,自衛隊 <u>,仙台国際空港(株)</u>	機関の追記
233	第5 安全運航体制の確保	第5 安全運航体制の確保	
	(略)	(昭各)	
	1 大規模地震災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコ	1 大規模地震災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコ	
	プターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のた	プターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のた	
	め,東京航空局仙台空港事務所,	め,東京航空局仙台空港事務所, <u>仙台国際空港株式会社,</u> 陸上自衛隊東北方面航空隊(霞	
	屯地)及び航空自衛隊松島基地管制塔等との連携により安全運航体制を確保する。	目駐屯地)及び航空自衛隊松島基地管制塔等との連携により安全運航体制を確保する。	
234	第12節 避難活動	第12節 避難活動	
	第1 目的	第1 目的	
	2 避難勧告等の対象とする避難行動	2 避難勧告等の対象とする避難行動	
	避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所	避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所	
	に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。	に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。	
	(1) 指定 <u>避難場所への<mark>移動</mark></u>	(1) 指定緊急避難場所への立退き避難	避難勧告等に関
	(2) 自宅等から移動しての安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家等)	(2) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難	するガイドライ
	(3) 近隣の高い建物等への移動	(3) 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)	ンの改定
	(4) 建物内の安全な場所での待機		
	第2 避難の勧告又は指示	第2 避難の勧告又は指示	
	地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場		
	合は、住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。	合、市町村長は、住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。この際、県は、時	は巛其未計画の
	ロ	一行 <u>、中間付支</u> は、住民に対して速やがに避難の動音又は指示を行う。 <u>この際、原は、時</u> 期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言を行う。	修正
	(暇)	<u>期を大することなり避難制合寺が発立されるより、中町村に関極的に助言を行り。</u> (略)	I IIS TE
	\#f/	いかり いかり	
		よわ、IIIPIでは、延期けり同用り入代寺により近期リハのに上述さど117cとかか	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
		<u>えって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内安全確保等の安全確保</u>	防災基本計画の
		措置を指示することができる。	修正
	第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知	第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知	
236	3 避難の措置と周知	3 避難の措置と周知	
	(3) 周知内容 <u>避難指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置</u> 、出	(3) 周知内容 <mark>避難勧告</mark> 等の理由及び内容,避難先又は避難場所,避難経路その他の誘導措置,出	は公井子が重め
	火・盗難の予防措置、携行品その他とする。	火・盗難の予防措置、携行品その他とする。	修正
	クペ・	/ ・	
	第4 避難誘導	第4 避難誘導	
	1 (略)	1 (略)	
	なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴		
	う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移		
	動又は <mark>屋内での待避等の安全確保</mark> 措置を講ずべきことにも留意する。	は「屋内安全確保」の措置を講ずべきことにも留意する。	修正
	第13節 応急仮設住宅等の確保	第13節 応急仮設住宅等の確保	
244	第4 民間賃貸住宅の活用等	第4 民間賃貸住宅の活用等	
	災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要と	災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要と	
	なるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き		P-W-#-1-1
	家等が存在する地域における 比較的規模の小さい 災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、協定を	家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、協定を	
	にはある。 には、	は勝人な心忌住七帝安に迅速に対心できないよりな人規模火害の発生時には、 筋圧を 締結している不動産関係団体の協力のもと、 市町村と連携を図りながら、 応急仮設住	修正
	宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。	をとしての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。	
	こことでの民間独身により出土がためのかりと特別を共通に行っていて。	日としていた。 日というな。 日というでは、 日本のでは、 日本	
245	第6 住宅の応急修理	第6 住宅の応急修理	
	(略)	(略)	
	(新規)	県は「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定」に基づき、災害が発生し	県の役割を追加
		必要と認めるときは、応急修理業者の情報提供と応急修理業者に対する技術支援を宮	
		城県建設職組合連合会,一般社団法人みやぎ中小建設業協会及び宮城県優良住宅協会	
	(m/r)	<u>に要請する。</u>	
	1 (略)	1 (略)	
	第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	
251	第3 外国人への支援活動	第3 外国人への支援活動	

頁		現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
		(略)	(暇各)	
		なお、支援活動においては、外国人旅行客_についても念頭に置いた対応を行 <u>う。</u>	なお,支援活動においては,外国人旅行客 <mark>等</mark> についても念頭に置いた対応を行 <u>い,</u>	防災基本計画の
	_		BOVER THE THE TOTAL PROPERTY OF THE PROPERTY O	修正
	_		早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行客等は行動特性や情報ニーズが	
			異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。	
265	第199	節 遺体等の捜索・処理・埋葬	第 19 節 遺体等の捜索・処理・埋葬	
		〈主な実施機関〉	〈主な実施機関〉	機関の追記
		県(環境生活部,保健福祉部),県警察本部,第二管区海上保安本部,	県(環境生活部,保健福祉部),県警察本部,第二管区海上保安本部,(公社)	
			宮城県医師会,(一社)宮城県歯科医師会	
267		節 災害廃棄物処理活動	第20節 災害廃棄物処理活動	「宮城県災害廃
		処理体制	第3 処理体制	棄物処理計画」
		県は <mark>事前に策定する</mark> 災害廃棄物処理計画に基づき,仮置場,最終処分場を検討する。		
	3	(略)	3 (略)	め
		(略)	4 (略)	
		(略)		P-W-T-1-1
	<u>(</u> 新	<u>設</u>	6 県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理 業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他	
			素有、建設業有等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やがに他の自治体へ協力要請を行う。	修正
	6	(联合)	7 (略)	
070		[、]	<u>- </u>	
219	第24s	は、公共工作地設等の心态対象	第 24 前 「公共工不施設等の心态対象 〈主な実施機関〉	
		(形)	(略)	実施機関の追記
		宮城県道路公社,仙台市交通局,	宮城県道路公社,仙台市交通局,仙台国際空港(株)	火旭风风
		口外小足时公正,四日中人进内,		
284	第9	空港施設	 第9 空港施設	
	1	東京航空局仙台空港事務所の対応	2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応	実施機関の追記
288	第11	地下鉄施設	第11 地下鉄施設	
	1 3	災害発生時の初動措置と応急対策	1 災害発生時の初動措置と応急対策	
	(2)	発災時の初動体制	(2) 発災時の初動体制	
	1	運行規制	イ 運行規制	
		(略)	(略)	

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	(ロ) 第2地震警報(80ガル以上)…25km/h <u>以下</u> の速度で注意運転	(ロ) 第2地震警報(80ガル以上)…25km/h <u>未満</u> の速度で注意運転	記述の適正化
	(ハ) 第3地震警報(120ガル以上)…15km/h <u>以下</u> の速度で最徐行運転し,次駅到着後運転休止	(ハ) 第3地震警報(120ガル以上)…15km/h <u>未満</u> の速度で最徐行運転し,次駅到着後運転休止	
200	第26節 危険物施設等の安全確保	第 26 節 危険物施設等の安全確保	
300	第6 毒物・劇物貯蔵施設	第6 毒物・劇物貯蔵施設	
	情報の収集、伝達及び必要物等の手配	情報の収集、伝達及び必要物等の手配	
	指示: 災害対策本部 毒物・劇物貯蔵施設の安全対策 指示・伝達 情報班: 保健福祉総務課 指示・伝達 担当班: 薬務課 情報 児毒劇物協会 ・交換 処要種類及び量の中和剤、防毒マスク等を被災害地区からの手配) 連搬 処置班: 消防機関 県警察本部	指示: 災害対策本部 毒物・劇物貯蔵施設の安全対策 指示・伝達 担当班: 薬務課 情報 「情報 「保毒劇物協会」 ・文検 処置班: 消防機関 ・ 県警察本部 通報者	実態に合わせ図の差し替え
309	第29節 応急公用負担等の実施	第29節 応急公用負担等の実施	
	第2 応急公用負担等の権限	第2 応急公用負担等の権限	
	2 警察官 <u>又は</u> 海上保安官	2 警察官 <u></u> 海上保安官 <u>又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</u>	記述の適正化
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	
316	第1節 災害復旧・復興計画	第1節 災害復旧・復興計画	
	第3 災害復旧計画	第3 災害復旧計画	
210	3 事業の実施 (5) ライフライン、 大澤齢学祭の関係機関は、復口に坐をり、 可能が関い地区別の復口	3 事業の実施 (5) ライフライン、 大澤松光笠の間を機関け、 復口に坐を (4) 可能が関い地区別の復口	
218	(5) ブイブブイン,父迪輸送等の関係機関は,復日に当たり,可能な限り地区別の復日予定時期を明示する。	(5) ライフライン,交通輸送等の関係機関は,復旧に当たり,可能な限り地区別の復旧 予定時期 <u>の目安</u> を明示する。	修正

頁		現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
320	第2	節 生活再建支援	第2節 生活再建支援	
	(新規		第2 住宅に関する各種調査	
			市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害	防災基本計画の
			認定調査など,住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ,それ	修正
			ぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被	
			災者に明確に説明する。また、県は市町村の活動の支援に努める。	
	<u>第2</u>	罹災証明書の交付	第3 罹災証明書の交付	
		市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期	市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期	
		こ実施するため、 災害による住宅等の被害程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確	. , ,	防災基本計画の
	=	立し, 速やかに被災者に罹災証明書を交付する。 	他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進め	修正
	_		るなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに	
	_		被災者に罹災証明書を交付する。また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を	
	_		行うため,当該業務を支援するシステムの活用について検討する。	
		県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、	県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、 <mark>平時</mark>	
	_		には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家	修正
	_		被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都	
	_		道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。また、災害	
	-	被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込ま	時には、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込ま	
		れる場合には、当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、	れる場合には、当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、	
		波害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのな	被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのな	
	١ ا	いよう ,	いよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハ	
	_	一	<u>ウの提供等をおこなうこと等により、</u> 被災市町村間の調整を図る。	
	## O	ht·(((- k, /) h E	在 4 地 似来与框	
	<u> </u>	被災者台帳	第4 被災者台帳 市町村は, 個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況,	けのままします
	1	市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、 配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支	同門刊は、 一一刊は、 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
			配慮を奏りる事項等を一元的に集制した彼次有可帳を <mark>預墜的に</mark> 作成 <u>・估用</u> し、彼次有 の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。	修正を反映 記述の適正化
	1	愛 の総合的かつ効率的な実施に努める。	り <u>又依</u> り総合的が多効率的な美胞に劣める。	記述シスプロコピー
	笙⊿	被災者生活再建支援制度	 <mark>第 5 </mark>	
	<u> 77 T</u>	(略)	(略)	
		\~H/	\ 	
322	<u>第5</u>	地震保険の活用	第6 地震保険・共済の活用	防災基本計画の

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険	県、市町村等は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれ	修正を反映
	制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市町	があることから、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、住民の地震保険・	
	村等は、その制度の普及促進にも努める。	<u>共済への加入の促進に努めるものとする。</u>	
	第6 資金の貸付け 第7 生活保護 第8 その他救済制度 第9 税負担等の軽減 第10 応急金融対策 第11 雇用対策 第12 相談窓口の設置	第7 資金の貸付け 第8 生活保護 第9 その他救済制度 第10 税負担等の軽減 第11 応急金融対策 第12 雇用対策 第13 相談窓口の設置	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	第1章 総則	第1章 総則	
1	第1節 計画の目的と構成 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波(以下,東日本大震災_という。) は、(以下略)	第1節 計画の目的と構成 平成23年3月11日に発生した <u>平成23年(2011年)</u> 東北地方太平洋沖地震 <u>(以下「東北地方太平洋沖地震」という。)</u> と地震に伴い発生した大津波(以下 <u>「</u> 東日本大震災 <u>」</u> という。) は、(以下略)	記述の適正化
3	 第5 基本方針 1 「減災」に向けた対策の推進 (略) そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 (略) 	 第5 基本方針 1 「減災」に向けた対策の推進 (略) そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底や<u>津波</u>ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 (略) 	記述の統一
4	2 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備 (略) そのため、大津波警報、津波警報、津波注意報(以下「津波警報等」という。)等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や研修の充実、緊急避難場所(津波避難ビル等を含む。)や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。		防災基本計画の
10	第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・沿岸市町】	第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・沿岸市町】	記述の適正化
12	東京机空局仙百空港 (略) 事務所 (新設)	事務所	対象機関の追加

頁		現行(平成 29 年 2 月)		修正後	備考
		/mte)	11.15tt=====15	(2) 復旧測量等の実施に関すること。	
	仙台管区気象台	(略)	仙台管区気象台	(略)	
	【指定公共機関】		【指定公共機関】		
15	KDD I 株式会社	(略)	KDDI株式会社	(略)	
	株式会社NTTドコモ	(*1)	株式会社NTTドコモ	(*1)	
	エヌ・ティ・ティ・コ		エヌ・ティ・ティ・コ		
	ミュニケーションズ株		ミュニケーションズ株		
	式会社		式会社		
	ソフトバンク株式会社		ソフトバンク株式会社		
	(新設)	(新設)	株式会社イトーヨーカ	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給	対象機関の追加
			<u>堂</u>		7,1,3,1,7,1,7,1,7
			イオン株式会社		
			株式会社セブンーイレ		
			<u>ブン・ジャパン</u>		
			株式会社ローソン		
			株式会社ファミリー		
			<u> </u>		
			株式会社セブン&ア		
			<u>イ・ホールディングス</u>		
17	第3節 宮城県内の地震等	額測体制	第3節 宮城県内の地震	等観測体制	
	(略)		(略)		
		そを受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網 <u>の整</u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	寝災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網	
		時予測システムの開発, 地震像の解明等を行うため, ケーブル	-	っれ、ケーブル式海底観測装置(地震計・水圧計)により、北海道沖	
	<u> </u>	・水圧計)の東北地方太平洋沖への整備が実施されている。		の観測が実施されている。これにより、地震や津波の早期検知と、	
	大川のは公社等し せ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		<mark>報の早期発信が期待されている。</mark> 地震等観測体制の強化は,重要であることから関係機関と密接に	
	連携した対応を図ること		連携した対応を図るこ		
	なお、国の中央防災会			会議においては,東海地震,東南海・南海地震,首都直下地震,	
				辺海溝型地震,中部圏・近畿圏直下地震の各地震対策大綱を,平	
		地震・津波防災対策,特に巨大な津波に対する防災対策の確立が		と震防災・減災対策大綱」に一本化し、今後の課題として検討すべ	!
	図られている。		き施策,個別の具体的	な施策を網羅的に取りまとめ、今後発生するおそれのある大規模	
			地震に対する防災・減	<u>災対策が図られている。</u>	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
19	第4節 宮城県の津波被害 第2 津波対策の方向性 宮城県は海域での地震発生が多くその影響を受けやすい地理的特性と津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴があるため、防潮堤や防波堤の建設、避難場所、防災行政無線や潮位観測機器の整備など、ハード面の津波対策を推進するほか、津波警報等の情報収集・伝達の手順、避難勧告や避難指示 の発令、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等を定めた津波避難計画の策定によるソフト面の津波対策を充実し、総合的な対策を講じる。	警報等の情報収集・伝達の手順, <u>避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告,避難指示(緊急)(以下「避難指示(緊急)等」という。)</u> の発令,津波防災意識の啓発,避難訓練の実	するガイドライ
	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	
28	民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定やハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。 (略)	民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定や <u>津波</u> ハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。 (略)	記述の統一
31	第2節 津波に強いまちの形成 第4 計画相互の有機的な連携 沿岸市町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関 係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の 観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、へ ザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入 れるよう努める。	係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の 観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、 <u>津波</u> ハ	記述の統一
	第5 地震防災緊急事業五箇年計画 1 計画期間 (1) 第一次五箇年計画-平成8~12年度 (2) 第二次五箇年計画-平成13~17年度 (3) 第三次五箇年計画-平成18~22年度 (4) 第四次五箇年計画-平成23~27年度 (新規)	 第5 地震防災緊急事業五箇年計画 1 計画期間 (1) 第1次五箇年計画―平成8~12年度 (2) 第2次五箇年計画―平成13~17年度 (3) 第3次五箇年計画―平成18~22年度 (4) 第4次五箇年計画―平成23~27年度 (5) 第5次五箇年計画―平成28~32年度 	第5次五箇年計 画策定による追 加

頁			現行(平成 29 年 2	2月)								修正後					備考
32			事業主体	別事業計画額	一覧	(単	位:百万円	円)				事業主	本別事業計画	画額一覧	(単	位:百万	円)	
		宮城	県	市町村	消防本	部等	合計	•			宮城	具	市町村	消防本	部等	合計	ŀ	
	第一次計画	18	31,743	42,372		4,410		3,525		第1次計画		1,743	42,372		4,410		8,525	
	第二次計画	6	59,243	37,824		6,266	113	3,333		第 <u>2</u> 次計画	6	9,243	37,824		6,266	11	3,333	
	第三次計画	4	14,833	48,893		1,574		5,300		第3次計画	4	4,833	48,893		1,574		5,300	
	第四次計画		931	46,163		3,918	51	,012		第 <u>4</u> 次計画		931	46,163		3,918		1,012	
										第5次計画	10	<u>8,287</u>	21,422		<u>2,492</u>	<u>13</u>	2,201	
	第3節 海岸保全施設等の整備 第2 海岸保全施設等の整備 1 本県の海岸保全施設							第3節 海岸保全施設等の整備 第2 海岸保全施設等の整備 1 本県の海岸保全施設										
36		T	宮城県	見の海岸状況((平成 <u>27</u> 年	3月現	在)				Ī	宮城県	の海岸状況	(平成 <u>28</u> 5	₹3月現	在)		時点修正
	区分	海岸線	要保全海	海岸保全区		海岸	保全施設			区分	海岸線	要保全海	海岸保全区		海岸	保全施設		
	所管別	総延長	岸延長	域指定済長	堤防	護岸		海岸保全施設 の有効延長	所管別		総延長	岸延長	域延長	堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施設 の有効延長	
	国土交通省	m	n n	n m	m	m	カ所	m	国土交	通省	m	m	m	m	m	カ所	m	
	水管理・国土保全局	415, 653	92, 340	92, 340	54, 982	6, 972	<u>104</u>	65, 874	水管	理・国土保全局	415, 635	92, 726	92, 726	<u>55, 245</u>	6, 757	<u>120</u>	66, 589	
	港湾局	124, 599	59, 238	8 59, 238	19, 149	6, 442	254	28, 673	港湾	局	124, 599	59, 238	59, 238	19, 149	6, 442	254	28, 673	
	農林水産省								農林水	産省								
	農村振興局	29, 039	<u>29, 039</u>	<u>29, 039</u>	20, 348	<u>7, 519</u>	<u>103</u>	27, 867	農村	振興局	<u>29, 616</u>	29, 831	<u>29, 616</u>	20, 685	<u>7, 670</u>	<u>194</u>	28, 355	
	水産庁	<u>258, 851</u>	108, 68	92, 436	<u>22, 111</u>	21, 206	<u>351</u>	44, 036	水産	庁	<u>260, 018</u>	114, 586	<u>98, 302</u>	23, 094	22, 028	<u>336</u>	<u>45, 841</u>	
	計	<u>828, 142</u>			<u>116, 590</u>	<u>42, 139</u>	<u>812</u>	166, 450		計	<u>829, 868</u>	<u>296, 381</u>	279, 882			904	<u>169, 458</u>	
	※閘門・水門には、陸	閘を含む	「海岸統語	十」平成23年度	饭(国土交	通省水管	理・国土保	全局編)	※閘	門・水門には,陸	閘を含む	「海岸統計	」 平成28年度	版(国土交	通省水管	理・国土の	R全局編)	
	6 海岸堤防の整備 (1) 海岸堤防の基本計画堤防高について 県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応 じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年 に一度程度」で発生する <u>津波の高さを想定し、その高さを基準として、海岸堤防の計</u> 画堤防高を決定する。								年 て行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に-								百数十年に一	記述の適正化
37	(3) 海岸堤防の整備	請高さにつ		計画堤防高一	覧		単位:	m (T.P.)	(3)	海岸堤防の整備	前高さにつ		画堤防高	覧		単位	: m (T.P.)	

頁			現行(平	成 29 年 2	月)					偵	修正後				備考
	地域海岸名	今次津波	お色地震		基本計	画堤防高		地域海岸名	今次津波	対象地震		基本計	画堤防高		
	地蚁海岸名	痕跡高	対象地震	代表高	起点	終点	高さ	地蚁海岸名	痕跡高	刈家地展	代表高	起点	終点	高さ	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
					大初平	浦の浜	7. 0					大初平	浦の浜	7. 0	時点修正
	大島西部	12. 1	明治三陸地震	7. 0	浦の浜	田尻	<u>7. 8</u>	大島西部	12. 1	明治三陸地震	7. 0	浦の浜	田尻	<u>7. 5</u>	时点修正
					田尻	龍舞崎	7. 0					田尻	龍舞崎	7. 0	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	8 8 <u>防潮林</u> の整備 県 <u> </u>														
	備局,東京 (株)仙台支 第5 空港施 1 緊急避難 (1) 津速隆 辺住民, となり,	機関 > 興・企画部, 航空局仙台2 社, 仙台空流 設 体制の構築 難計画の策定 理者 空港関連職員	農林水産部、土 空港事務所、東日 基鉄道(株)、宮城 (株)、宮城 (は、地震・津 は、地震・津 は、地震・津 は、の来訪者も円滑	本高速道路 県道路公社 波発生時に して,広大 に避難でき	A(株)東北3 た,仙台市な における, タ な用地内の るようにす	支社,東日本旅	の旅客, 周 避難が可能 における津	備局,東京 (株)仙台支 第5 空港施 1 緊急避難 (1) 津波避 <u>仙台国</u> 辺住民, となり,	関> ・企画部, 航空局仙台名 社,仙台空港 と と を制の構築 難計画の策定 整門連職員 また,初めて	農林水産部,土 空港事務所,東日 鉄道(株),宮城県	本高速道路 道路公社, 波発生時に して, 広ナ に避難でき	各(株)東北立 仙台市交通 における, タ にな用地内の にるようにす	支社,東日本が 局, <u>仙台国際空</u> マーミナル地区 つどこにいても	旅客鉄道 <u>E港(株)</u> 区の旅客, 周 い避難が可能	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
42	空港管理者 は、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保するなど、旅客機内の乗客・乗員の安全確保に努める。 2 空港機能の早期復旧対策の構築 (1) 津波早期復旧計画の策定空港施設は、発災後の初期段階において、救急・救命、捜索・救助、情報収集等の災害応急対策や、緊急物資・人員の輸送活動のための航空機の利用を可能とした活動の拠点として機能させることが必要である。このため、空港管理者 は、被災後の空港機能をせることが必要である。このため、空港管理者 は、被災後の空港機能をきのような工程で復旧させていくかについて、復旧作業に関係する機関の意見・助言等を踏まえ、その行動計画等を定める津波早期復旧計画を策定する。 (2) 漂流物及び電源確保対策の検討空港管理者 は、津波被害からの早期復旧を図るため津波早期復旧計画に基づき、漂流物対策や仮設電源設備の確保等に努める。 3 応急活動のための対応空港は、震災時においては、人命救助・救援物資等の有力な緊急輸送基地のひとつであり、また、地震・津波による被害が生じた場合、人命に関わる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障ともなるため、国土交通省航空局の各種基準等に基づき、滑走路等の耐震性の確保及び航空保安施設等の維持整備に努める。なお、航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の災害発生時の消火、救難体制を確保するため、平成6年9月に締結した、仙台空港事務所、仙台市、名取市及び岩沼市による「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」により万全を期す。	る旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保するなど、旅客機内の乗客・乗員の安全確保に努める。 2 空港機能の早期復旧対策の構築 (1) 津波早期復旧計画の策定空港施設は、発災後の初期段階において、救急・救命、捜索・救助、情報収集等の災害応急対策や、緊急物資・人員の輸送活動のための航空機の利用を可能とした活動の拠点として機能させることが必要である。このため、仙台国際空港株式会社は、被災後の空港機能をどのような工程で復旧させていくかについて、復旧作業に関係する機関の意見・助言等を踏まえ、その行動計画等を定める津波早期復旧計画を策定する。 (2) 漂流物及び電源確保対策の検討 仙台国際空港株式会社は、津波被害からの早期復旧を図るため津波早期復旧計画に基づき、漂流物対策や仮設電源設備の確保等に努める。 3 応急活動のための対応空港は、震災時においては、人命救助・救援物資等の有力な緊急輸送基地のひとつであり、また、地震・津波による被害が生じた場合、人命に関わる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障ともなるため、国土交通省航空局の各種基準等に基づき、滑走路等の耐震性の確保及び航空保安施設等の維持整備に努める。なお、航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の災害発生時の消火、救難体制を確保するため、	
47	第3 一般建築物 1 建築物の耐震改修の促進 (1) 新築、増改築の建築物 1 建築物の耐震改修の促進 (1) 新築、増改築の建築物 特定行政庁(建築基準法第2条第1項第32号の規定による、県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市)は、新築、増改築される一定規模以上の建築物に対し、建築基準法第12条の規定に基づく建築工事施工状況報告により、建築工事の質の向上を図る。また、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の耐震性能の向上を図る。 (2) 既存の建築物 イ 特定行政庁は、耐震関係規定に係る既存 不適格建築物(昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物)について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日公布、同年12月25日施行)に基づき、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。	電市,大崎市)は、新築、増改築される一定規模以上の建築物に対し、建築基準法第12条の規定に基づく建築工事施工状況報告により、建築工事の質の向上を図る。また、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の耐震性能の向上を図る。 (2) 既存の建築物 イ 所管行政庁は、耐震関係規定に係る既存耐震不適格建築物(昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物)について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日公布、同年12月25日施行)に基づ	記述の適正化

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	2 適正な維持管理の促進 特定行政庁は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第 12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災 週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建 築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。	12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について,定期報告制度,建築物防災	
	第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 特定行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規 定する建築設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性 のあるものについて、改善指導を行う。		
48	第5 ブロック塀等の安全対策 特定行政庁は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路のブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。また、通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行う。新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。	の被害を防止することを目的に、通学路のブロック塀を対象に、その安全性の確保を 啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。	記述の適正化
	第6 落下物防止対策1 調査及び改善指導特定行政庁は、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラスや外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。	第6 落下物防止対策 1 調査及び改善指導 <u>所管行政庁</u> は,市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラスや外装材等二次部材の落 下のおそれのある建築物について安全確保を図るため,調査と改善指導を行う。	記述の適正化
49	第8 高層建築物における安全対策 2 <u>長周期振動</u> 対策及び啓発の実施	第8 高層建築物における安全対策 2 <u>長周期地震動</u> 対策及び啓発の実施	記述の適正化
53	第7節 ライフライン施設等の予防対策 第4 工業用水道施設 1 工業用水道施設の耐震性・耐浪性 <u>の確保</u>	第7節 ライフライン施設等の予防対策 第4 工業用水道施設 1 工業用水道施設の耐震性・耐浪性強化	表現の修正
	<u></u>	2 復旧用資機材の整備 工業用水道施設が被災した場合に、直ちに、「企業局緊急時対策指針」に基づき、応急 復旧に着手できるよう <u>復旧用資機材</u> を計画的に備蓄し、併せて応急復旧体制の確立を 図る。	
	第9節 防災知識の普及 第2 防災知識の普及 徹底	第9節 防災知識の普及 第2 防災知識の普及、徹底	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
62	2 住民への防災知識の普及 (2)ハザードマップ等の活用 イ 各種防災関連データの発信	促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを <u>津波</u> ハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。 ロ リスクコミュニケーションの実施 県及び沿岸市町は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、 <u>津波</u> ハ	記述の統一
	(3) 普及・啓発の実施 イ 津波の危険性等の周知 県及び沿岸市町は、防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示 等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。 ロ 住民への普及・啓発事項 【住民等への普及・啓発を図る事項】 ⑤ 避難行動に関する知識	軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や <u>避難指示(緊急)</u>	
63	(略) ・ 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること (略) ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の_近隣の待略場所への避難 (略)	(略) ・ 強い揺れを感じたとき又は弱くても 長い時間ゆっくりとした揺れを 感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること (略) ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難 (略)	記述の適正化 防災基本計画の 修正
64	(略) ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 (新設) (略) () 災害時にとるべき行動 ((略)	 8 家庭内での予防・安全対策 (略) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え (略) 9 災害時にとるべき行動 (略) 	防災基本計画の 修正

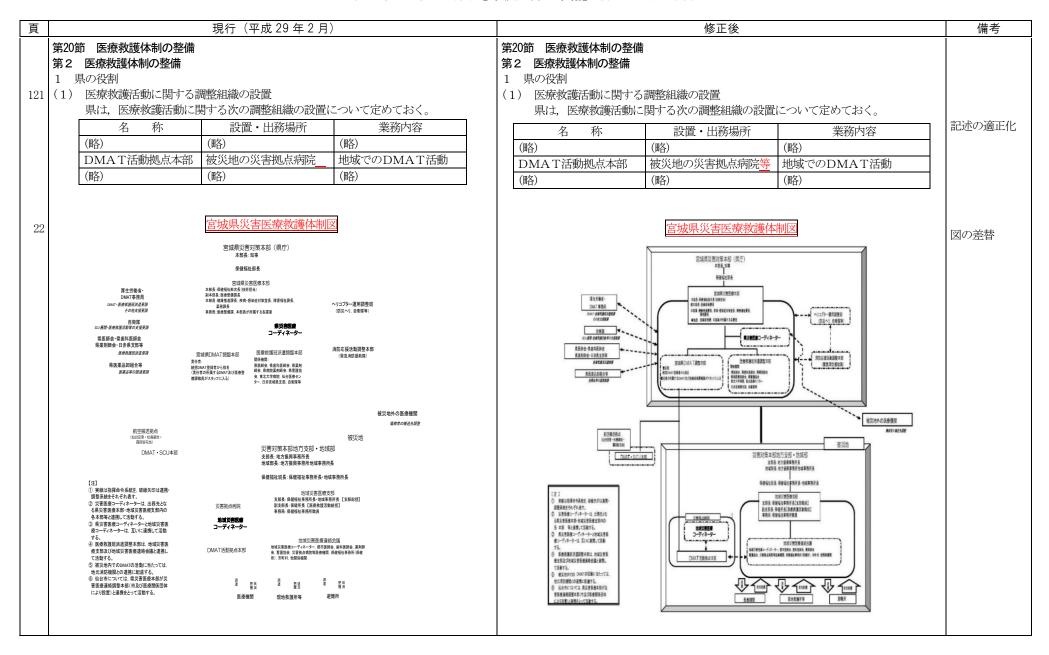
頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	・ 飼いその他津波警報等の発表時や <u>避難指示</u> 等の発令時にとるべき行動 (略)	・ 飼いその他津波警報等の発表時や <u>避難指示(緊急)</u> 等の発令時にとるべき行動 (略)	避難勧告等に関 するガイドライ ンの制定
65	(5) 災害時の連絡方法の普及 ロ 災害時通信方法の普及促進 携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線 LANスポットにおけるwi-fi接続サービスなどの普及を促進する。		記述の適正化
	4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及 (1) 津波ハザードマップの整備 イハザードマップの作成・周知	するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。 なお、津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮	宮城県津波対策
	ロ	ど「水害ハザードマップ作成の手引き」(H28.4国土交通省)を参考に作成する。 ロ 津波ハザードマップの有効活用 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	
69	第6 災害教訓の伝承 5 津波浸水表示板の設置 実物大のハザードマップとして地域住民のみならず地元の地理に不案内な観光客 への津波防災意識の啓発及び被災事実の後世への伝承のため、津波浸水表示板を設置し ている。	第6 災害教訓の伝承 5 津波浸水表示板の設置 実物大の津波ハザードマップとして地域住民のみならず地元の地理に不案内な観光客への津波防災意識の啓発及び被災事実の後世への伝承のため、津波浸水表示板を設置する。	記述の統一
74	第10節 地震・津波防災訓練の実施 第9 訓練及び普及内容 1 一般住民に対する内容 (1) 強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。	第10節 地震・津波防災訓練の実施 第9 訓練及び普及内容 1 一般住民に対する内容 (1)強い揺れを感じたとき、又は弱くても 比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。	記述の適正化
75		2 船舶に対する内容 (1) 強い <mark>揺れを</mark> 感じたとき、又は <mark>弱くても 比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。</mark>	

頁			現行(平月	戊 29 年	三2月)					作	修正後			備考		
78	第11節 地域における防災体制 第4 自主防災組織の活動 1 平常時の活動 3 (4) 避難行動要支援者の情報把握・共有 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ減速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。 を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら 避難行動要支援者 の丁解を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。							速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。 を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら								
	2 地震・津波発生時の活動 (4) 避難の実施 沿岸市町長又は警察官等から <mark>避難指示</mark> が発令された場合には、住民に対して 周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 (略) 第15節 津波監視体制、伝達体制の整備							周知徹底を (略) [1 5節 津波監	施 長又は警察官 図り,迅速か 視体制,伝達	等から <u>避難指</u> つ円滑に避難 体制の整備		<u>り</u> が発令された場合には,住 秀導する。	民に対して	避難勧告等に関するガイドラインの制定		
88	第2 津波の観 3 伝達体制の		の整備					第2 津波の観測・監視体制の整備 3 伝達体制の整備								
		ļ	具内津波観測	施設等 影	设置箇所一覧			県内津波観測施設等設置箇所一覧								
	設置箇所	東北地方 整備局	仙台管区 気象台	_	市町・消防本部	計		設置箇所	東北地方 整備局	仙台管区 気象台	<u>県</u>	市町・消防本部	計	時点修正		
	仙台市	2	1			3		仙台市	2	1			3			
	石巻市	2	1			3		石巻市	2	1			3			
	塩竈市				塩釜地区消防事務組合(1)	<u>1</u>		塩竈市			<u>1</u>	塩釜地区消防事務組合(1)	<u>2</u>			
	気仙沼市				気仙沼市(5)	<u>5</u>		気仙沼市		<u>1</u>		気仙沼市(5)	<u>6</u>			
						-		<u>名取市</u>				<u> 名取市(1)</u>	<u>1</u>			
	松島町				塩釜地区消防事務組合(1)	1		松島町				塩釜地区消防事務組合(1)	1			
								七ヶ浜町		_		塩釜地区消防事務組合(1)	1			
						_		南三陸町				南三陸町(3)	<u>3</u>			
	計	4	<u>2</u>		<u>7</u>	<u>13</u>		計	4	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>12</u>	<u>20</u>			
89	第3 <u>津波警報等、避難指示</u> 等の伝達体制の整備 2 沿岸市町の対応								避難指示 対応	<u>(緊急)等</u> の伝	達体制の	の整備		避難勧告等に関 するガイドライ		

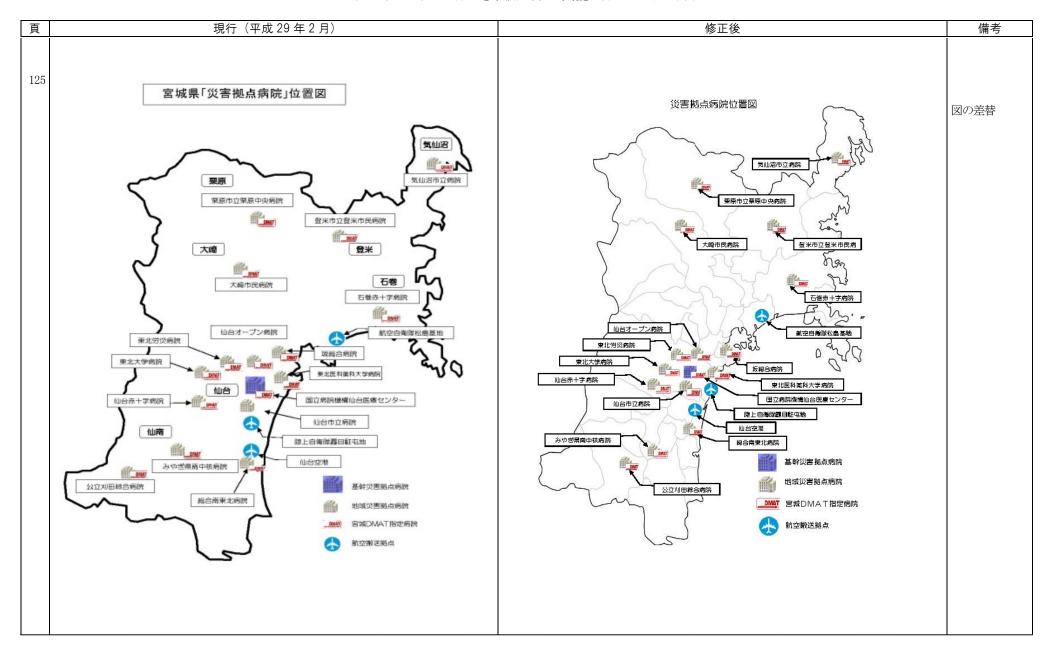
頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	(1) <u>避難指示</u> 等の発令基準の設定 イ 発令基準の策定・見直し 沿岸市町は、津波警報等の内容に応じた <u>避難指示</u> 等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「 <u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月)</u> を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。	らかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては,「避難勧告等に関するガイド	ンの制定 防災基本計画の
	ハ 伝達体制の整備	ける優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する など、全庁をあげた体制の構築に努める。 ハ 伝達体制の整備	
90	県及び沿岸市町は、津波警報等に応じて自動的に <mark>避難指示</mark> 等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と <mark>避難指示</mark> 等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。 三 国又は県に対する助言の要請 治岸市町は、 <u>避難指示</u> 等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。	においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と <u>避難指示(緊急)</u> 等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。 ニ 国又は県に対する助言の要請 沿岸市町は、避難指示(緊急)等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることが	避難勧告等に関するガイドラインの制定
	(3) 伝達内容の検討 沿岸市町は、津波警報等、 <u>避難指示</u> 等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、 <u>避難指示</u> 等を命令ロ調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。	動に結びつけるよう, <u>避難指示(緊急)</u> 等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容,予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際,要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。	するガイドライ
	(5) 津波地震や遠地地震の考慮 沿岸市町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の 避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、 津波警報等や避 <u>難指示</u> 等の発表・発令・伝達体制を整える。		避難勧告等に関 するガイドライ ンの制定
92	第16節 情報通信網の整備 第2 県における災害通信網の整備 1 情報伝達ルートの多重化 県は、沿岸市町及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保する ため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間 の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート 化及び関連装置の二重化を推進する。	ため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間	防災基本計画の 修正

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
94	6 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備 地震や津波等による大規模・広範囲な災害が発生したときに、県が保有する正確かつ 適切な最新情報(避難指示・勧告 , 被害状況等)をテレビ・ラジオ等を通して、知事 等が直接リアルタイムで県災害対策本部(庁議室)の控室にあるテレビスタジオから県民 に提供するシステムを整備し運用する。	適切な最新情報(避難指示(緊急)等,被害状況等)をテレビ・ラジオ等を通して,知事等	1-4 18 1 10- 1
95	9 非常通信体制の整備 (1) 非常通信計画の作成等 (略)	9 非常通信体制の整備 (1) 非常通信計画の作成等 (略) なお、防災関係機関の通信網を活用した非常通信ルートについては、既に策定している県と国の間のルートに併せ、県と市町村間についても、国土交通省、県警察本部、東北電力株式会社の協力の基に3ルートを策定した。今後、実践的な通信訓練の実施を行い、非常通信体制を確立する。	記述の適正化
96	第3 沿岸市町における災害通信網の整備 2 沿岸市町防災行政無線等の整備拡充 沿岸市町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段 として、必要に応じ同報無線や市町村防災行政無線	として、必要に応じ同報無線や市町村防災行政無線 <u>(戸別受信機を含む。以下同じ。)</u> 等の導入に努める。 防災行政無線設備整備沿岸市町においては、消防庁より伝達される津波警報等の防災	
97	4 地域住民等に対する通信手段の整備 (3) 要配慮者への配慮 沿岸市町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。	タン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。	記述の充実
	第17節 職員の配備体制 第2 県の配備体制	第17節 職員の配備体制 第2 県の配備体制	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
105	2 警戒本部・特別警戒本部 <u>県内で震度4を観測し、かつ被害が発生した</u> ときに警戒本部を設置し、また、 <u>震度5</u> (弱、強)を観測したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。	2 警戒本部・特別警戒本部 <u>宮城県に津波注意報が発表された</u> ときに警戒本部を設置し、また、 <u>津波警</u> 報が発表されたときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。	記述の適正化
	第18節 防災拠点等の整備・充実 第4 ヘリポートの整備 県では、平成4年2月に防災ヘリコプター「みやぎ」を導入し、平成13年2月から県 と仙台市の共同事業として、仙台市若林区荒浜地内にヘリポートを整備しヘリコプター 運航基地として供用していたが、東日本大震災により防災ヘリコプター及びヘリポート が被災し、使用不能となったことから、仙台市とともに新たなヘリポートの整備につい て検討を進め、ヘリコプター運航拠点の整備を図る。		記述の適正化
118	第19節 相互応援体制の整備 第7 他都道府県との応援体制の整備 4 相互応援体制の強化充実 (5) 他都道府県被災時の応援体制 県は、他都道府県において災害が発生した際には、「宮城県災害時広域応援計画」に 基づき、東日本大震災の被災県としての経験を生かした人的応援、物的応援、業務等 の提供を実施するなどして、効率的な広域応援を行う。		防災基本計画の 修正
119	第15 関係団体との連携強化 (略) また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく	第15 関係団体との連携強化 (略) また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。	



頁	現行(平成 29 年 2 月)				修正後			備考
123 124	ロ 本部長は保健福祉部次長(技術担当), 副本部長は <u>医療整備課長</u> とする。本部員は健康推進課長,疾病・感染症対策室長,障害福祉課長及び薬務課長とし,事務局は <u>医療整備課</u> 及び関係各課室の職員とする。 ハ 災害医療本部は、 <u>医療整備課</u> と関係各課が連携して次の業務を行う。 (略) 24 (4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)							修正
	1か所,「地域災害拠点 災害拠点病院	京病院」を <u>地域災害医療</u> 地域災害医療支部	<u>支部管内ごとに</u> 設置する。 病院名	Г	「地域災害拠点 災害拠点病院	「病院」を 地域災害医療支部	設置する。 病院名	記述の適正化
	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター		基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	
		仙南	みやぎ県南中核病院 公立刈田綜合病院			仙南	みやぎ県南中核病院 公立刈田綜合病院	
	地域災害拠点病院	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東 北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙 台オープン病院, 東北医科薬科大 学病院, 坂総合病院, 総合南東北 病院		地域災害拠点病院	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東 北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙 台オープン病院, 東北医科薬科大 学病院, 坂総合病院, 総合南東北 病院	
		大崎 <u>栗原</u> <u>登米</u> <u>石巻</u>	大崎市民病院 栗原市立栗原中央病院 登米市立登米市民病院 石巻赤十字病院			大崎・栗原石巻・登米・気仙沼	大崎市民病院 栗原市立栗原中央病院 石巻赤十字病院 登米市立登米市民病院 気仙沼市立病院	
		気仙沼	<u>気仙沼市立病院</u>				<u>X(旧伯刊立外</u>	



頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
129	2 医療救護活動に関する情報連絡体制 (2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制 イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。	第3 情報連絡体制の整備 2 医療救護活動に関する情報連絡体制 (2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制 イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。	時点修正
131	務所)仙台市(健康福祉局,各区保健福祉センター) (新設)	務所)仙台市(健康福祉局,各区保健福祉センター) 第7 高齢者。障害者等への福祉支援の広域的な体制の構築 県は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係機関・団体により構成)により広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、高齢者、障害者等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チームの派遣体制の構築に努める。	宮城県災害福祉 広域支援ネット ワーク協議会に ついて追記
136	第2 緊急輸送ネットワークの形成 1 緊急輸送ネットワークの設定 県及び関係機関は、多重化や代替性 を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送道路網や輸送拠点(港湾、漁港、空港等、トラックターミナル、卸売市場等)・ 集積拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、 緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。	活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点・集積拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、 <u>県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける</u> 緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。 第3 緊急輸送道路の確保 4 道路啓開体制の整備	

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	第23節 避難場所の確保 1 沿岸市町の対応 (1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底 沿岸市町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けること	第23節 避難場所の確保 1 沿岸市町の対応 (1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底 沿岸市町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることや、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等についても検討する。 また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。	防災基本計画の 修正 防災基本計画の
142	(略) 第4 津波避難ビル等の確保 1 沿岸市町の対応 (2) 津波避難ビル等の条件 避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。 4 RC又はSRC構造であること。 (新設) □ 建物は十分な耐震性・耐浪性を有する □ 進入口への円滑な誘導が可能であること。 なお、上記条件以外にも、想定浸水深さに相当する階に2を加えた階に避難スペースを確保できる建築物であること、避難路に面していること、外部から避難が可能な階段があること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。		宮城県津波対策ガイドラインの改正

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
143	(4) 津波災害警戒区域内等での留意事項	(4) 津波災害警戒区域内等での留意事項	宮城県津波対策
	沿岸市町は、津波災害警戒区域内等において、 <u>津波浸水想定に定める水深に係る水</u>	沿岸市町は,津波災害警戒区域内等において,	ガイドラインの
	位に、建築物等の前面でのせき上げによる津波の水位の上昇を考慮した水位(基準水体)といった。		改正
	位)以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物について、津 波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすること	位_以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物を 、津 波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすること	
	などにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるとともに、	などにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるとともに、	
	建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫,情報通信施設の整備や必要な物		
	資の備蓄など防災拠点化を図る。	資の備蓄など防災拠点化を図る。	
			記述の適正化
143	2 県の対応	2 県の対応	
	県は、津波避難ビルとして活用されることが想定される <u>石巻合同庁舎等</u> について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよ		
	141 初員 * 区米町寺や開留を打りこともに、延黙してくる圧氏。やり久坂永を探討するよう努める。	14 1 初員 1 位来明号の帰留を打りこともに、 歴報してくる圧成 100 欠版水を快引するよう努める。	
145	第7 避難誘導体制の整備	第7 避難誘導体制の整備	
	5 夜間に備えた対応 1975 1976 1976 1976 1976 1976 1976 1976 1976	P 4: 4: 104: =: -: 4: =	避難勧告等に関
	本県から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があり、立ち退き避難が困難となる夜間において避難指示 を発令する可能性がある		
	場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告を発令する		ンの前足
	ことを検討する。	ことを検討する。	
	第8 避難行動要支援者の支援方策	第8 避難行動要支援者の支援方策	
	2 避難行動要支援者の支援体制の整備 沿岸市町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、	2 避難行動要支援者の支援体制の整備 沿岸市町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、	記述の第三ル
	自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボラ	自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボラ	
	ンティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上		
	で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとと	で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとと	
	もに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制		
	の整備、避難訓練の実施を一層図る。	の整備、避難訓練の実施を一層図る。	
	4 在宅者対応	4 在宅者対応	
146	(1) 情報共有及び避難支援計画の策定	(1) 情報共有及び避難支援計画の策定	記述の適正化
	沿岸市町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要	沿岸市町は,あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し,避難行動要	
	支援者 の了解を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図る		
	とともに、避難支援計画の策定等に努める。	とともに,避難支援計画の策定等に努める。	
	 5 外国人等への対応	5 外国人等への対応	防災基本計画の
	(3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。	(3) (略)	修正

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	(新設)	(4) 外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建 に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国 人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ 的確な情報伝達に努める。	
148	第11 津波避難計画の策定 1 沿岸市町の対応 (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底 (略) なお、避難勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月)を参考とする。 また、避難勧告及び避難指示(緊急)のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者	 第11 津波避難計画の策定 1 沿岸市町の対応 (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底 (略) なお、避難勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、 「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月) を参考とする。 	
	に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達するよう努める。 (略) (3) 地域防災力の向上 沿岸市町は、 ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。	(略) (3) 地域防災力の向上 沿岸市町は、 <u>津波</u> ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、 指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくり と一体となった地域防災力の向上に努める。	記述の統一
	第24節 避難受入れ対策 第2 避難所の確保 6 避難所の運営・管理 避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取 組指針」(平成28年4月改定)を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の 向上を図るよう 努める。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	防災基本計画の 修正
157	 第5 応急仮設住宅対策 1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の確保 (2) 居住施設の供給体制の整備 県及び沿岸市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会 と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅) 	 第5 応急仮設住宅対策 1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の確保 (2) 居住施設の供給体制の整備 県及び沿岸市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会や地元企業と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅) 	実態に合わせ修

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	の整備に要する供給体制の整備に努める。	の整備に要する供給体制の整備に努める。	正
158	第6 帰宅困難者対策 5 避難対策 (2) 情報伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への 円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、 鉄道事業者_との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話や インターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。	円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、	記述の適正化
159	 第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在 宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握でき る広域避難者、都市部における帰宅困難者 等情報が入手困難な被災者等に対 しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 	宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握でき	
168	 第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第2 高齢者、障害者等への支援対策 1 社会福祉施設等の安全確保対策 (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、 基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動 等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び<mark>従事者</mark>が、 発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力 等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。 	等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び <u>施設職員</u> が、 発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力	
169	(4) 業務継続体制の構築 社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。 2 要配慮者の災害予防対策 (2) 要配慮者の把握 イ 要配慮者の所在把握	い場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させると ともに、他施設からの介護職員等の応援派遣_により介護の継続が可能な体制を整え	記述の適正化

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	(イ) 沿岸市町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。また、平常時から要配慮者と接している沿岸市町の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。		記述の適正化
170	(3) 避難行動要支援者名簿の整備 イ 名簿の作成・更新 沿岸市町は、沿岸市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する ロ 名簿の提供 沿岸市町は、避難支援等に携わる関係者として沿岸市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供 、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難対援・安否確認体制の整備、避難対験の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。	携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 ロ 名簿の提供 沿岸市町は、避難支援等に携わる関係者として沿岸市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あるいは当該沿岸市町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避	防災基本計画の修正
172	(8) 相互協力体制の整備 沿岸市町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体 等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。 (9) 情報伝達手段の普及	ビス提供者,障害者団体 <u>。高齢者団体</u> 等の福祉関係者,要配慮者の近隣住民(自主防災	記述の適正化
	県及び沿岸市町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。	県及び沿岸市町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向け	記述の充実
173	第3 外国人への支援対策 本県に在住する外国人は,現在約 <u>15,000人</u> (平成 <u>25</u> 年末日現在)となっている。在住	第3 外国人への支援対策 本県に在住する外国人は,現在約 <u>19,000人</u> (平成 <u>28</u> 年末日現在)となっている。在住	時点修正

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び沿岸市町は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、 外国人旅行客についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。	外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び沿岸市町は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、 外国人旅行客についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。	
176	第27節 複合災害対策 第2 複合災害の応急対策への備え 3 避難・退避体制の整備 (3) 県及び沿岸市町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。	想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあら かじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導	記述の統一
178	第28節 災害廃棄物対策 第2 処理体制 2 県の役割 県は、 <u>あらかじめ策定する</u> 災害廃棄物処理計画に基づき、沿岸市町が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。 また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。	物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。 また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の	
182	第3章 災害応急対策 第1節 情報の収集・伝達 第3 津波警報等の伝達 2 沿岸市町の対応	第3章 災害応急対策 第1節 情報の収集・伝達 第3 津波警報等の伝達 2 沿岸市町の対応 沿岸市町は、仙台管区気象台からの情報の内容を鑑みて、 <u>避難指示(緊急)</u> 等を、同報	

頁	現行 (平成 29 年 2 月)			修正後				備考					
	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等				津波警報等の種類と発表される津波の高さ等								
	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	, , , , , ,	での発表	津波警報等を見聞きした 場合にとるべき行動	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分		れる津波の高さ 定性的表現での発表	津波警報等を見聞きした	
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	避難勧告等に関
	津波注意報	予想される津 波の高さがるころ で 0.2m以上, 1 m以下の場合 であっよる災か のおそれがある場合	0. 2m≦高さ≦ 1 m	1 m		陸域では避難の必要はない。 水。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津 波の高さがる。 いところで 0.2m以上,1 m以下の場合 であって、後 波による のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦1 m	1 m	(表記なし)	一海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。また、陸域においても、海岸堤防がないなどのため、浸水が想定される地域にいる場合は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	世無動古寺に関するガイドラインとの整合性を図るため
189	1 地震発的際 (2) そ一の の方も (3) 沿方の 当方や 明者に があるました外	 地震発生直後の被害の収集・伝達 人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、沿岸市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該沿岸市町の区域(海上を含む)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。 また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。 (4) (略) 				1 地震発 (2) 人の際 一の方, の数に (3) 沿方であました。 明者 (4) (略) (5) (略)	対被害のうち死機 、県は関係機関は県 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の収集・伝達 渚・行方不明者数につ 関が把握している死記 に連絡する。当該情報 ・精査を行い,直ちい 行う際には,沿岸市町 ついては,捜索・救助 録の有無にかかわらる ついて,県警察等関係 して把握した者が,何 該登録地の市町村(外 応じ外務省を通じて在	者・行行となる。 ・行得に対している。 ・行得に対している。 ・行得に対している。 ・行得に対している。 ・行得に対している。 ・行得に対している。 ・行得に対している。 ・行得に対している。 ・行得に対している。 ・行得に対している。 ・のののでは、はいる。 ・ののでは、はいる。 ・ののでは、はいる。 ・ののでは、はいる。 ・ののでは、はいる。 ・ののでは、はいる。 ・ののでは、はいる。 ・ののでは、はいる。 ・ののでは、はいる。 ・ののでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いる	不明者数にれた報告は へれた報告する 接に連携にはる 接に連携に必ず、 協力には、 対に住民登者 はいる がは、 対には、 がいる。 はい。 はいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	要な情報であることから, か区域(海上を含む)内で行 き正確な情報の把握に努 録を行っていることが判 など住民登録の対象外の		

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	(6) (略) (7) (略) (8) (略) 第6 通信・放送手段の確保	等を含む防災関係機関への共有を図る。 (7) (略) (8) (略) (9) (略) 第6 通信・放送手段の確保	
194	1 災害時の通信連絡 (2) 非常時の通信の確保 ロ 東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。	1 災害時の通信連絡 (2) 非常時の通信の確保 ロ 東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るとともに、災害発生による 通信設備の電源供給停止時の応急電源確保について要請があった場合は、移動電源車 の貸与を行う。	国の支援制度を 追記
	第3節 防災活動体制	 第3節 防災活動体制	
202	第3 県の活動 1 職員の配備体制 県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合、又は、県下に相当規模以上の災	第3 県の活動 1 職員の配備体制	記述の適正化
	書が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。 なお、災害対策本部が設置された際には、各部局は部となり、各課室は班となる。また、非常配備体制に至らない場合であっても特別警戒配備体制、あるいは警戒配備体制を敷くこととしており、各配備体制の基準等については次のとおりである。	上京の大学を表現して、大学の大学を表現します。	
	(1) 警戒配備(0号) 宮城県で震度4を観測する地震が発生した場合, 又は宮城県に津波注意報が発表されたとき, 又は警戒本部設置前において,各部局長が必要と認めた場合,各部局は,必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。(詳細は各部局の配備編成計画による)	(1) 警戒配備(0号) 宮城県で震度4を観測する地震が発生した場合, 工は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合、各部局は、 必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。(詳細は各部局の配備編成計画による)	
	(2) 特別警戒配備(1号) 県内で震度4を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。	設置し,特別警戒配備体制を敷く。	
203	(3) 特別警戒配備(2号) 県内で震度5(弱・強)を観測する地震が発生した場合,又は宮城県に大津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。 (4) 非常配備(3号)	(3) 特別警戒配備(2号) 県内で震度5(弱・強)を観測する地震が発生した場合,又は宮城県に_津波警報が 発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、 特別警戒配備(2号)体制を敷く。 (4) 非常配備(3号)	
	県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合、又は日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断したと	県内で震度6弱以上 <u>の地震が観測されたとき又は県内に特別警報が発表された</u> と	

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	きは、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、 非常配備体制を敷く。 ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想 される場合、知事は速やかに災害対策本部を設置する。	きは、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、 非常配備体制を敷く。 ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想 される場合、知事は速やかに災害対策本部を設置する。	
205	3 災害対策本部の運用 (3) 県 <u>及び沿岸市町</u> の災害対策本部が設置される予定の庁舎が被災した場合、隣接する 又は被災地近傍で倒壊・浸水の恐れのない施設等において設置する。	3 災害対策本部の運用 (3) 県の災害対策本部が設置される予定の庁舎が被災した場合、隣接する 又は被災地近傍で倒壊・浸水の恐れのない施設等において設置する。	記述の適正化
207	第7 防災関係機関の活動 防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、 関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社(本部)、関係社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。	第7 防災関係機関の活動 防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、 関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社(本 部)、関係者等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。	記述の適正化
	第8 県、沿岸市町、国及び関係機関の連携 2 県と沿岸市町との連携 県は、以下のような場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」 に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る沿岸市町の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。 (1) 震度6弱以上を観測する地震、又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合 (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、又は当該地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断される場合 (3) 情報途絶沿岸市町が発生した場合	第8 県、沿岸市町、国及び関係機関の連携 2 県と沿岸市町との連携 県は、大規模な災害が発生し、情報途絶市町村が発生した場合等は、「被災市町村に対 する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対 策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に 係る市町村の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。	記述の適正化
212	第4節 相互応援活動 第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ 2 緊急消防援助隊の活動円滑化 県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計 画(平成26年4月)」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府 県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が 円滑に行われるように努める。	第4節 相互応援活動 第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ 2 緊急消防援助隊の活動円滑化 県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府 県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が 円滑に行われるように努める。	記述の適正化
216	第3 救助の実施の委任 知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を沿岸市町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、沿岸市町長は、当該事務を行わなければならない。 1 避難所及び応急仮設住宅の供与	第3 救助の実施の委任 知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を沿岸市町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、沿岸市町長は、当該事務を行わなければならない。 1 避難所及び応急仮設住宅の供与	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後			
具	現行 (平成 29 年 2 月) 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急処理 7 学用品の給与。 8 埋葬 9 死体の捜索及び処理 10 障害物の除去 11 応急救助のための輸送 12 応急救助のための賃金職員雇上費 (新設)	2 炊き出しその他による食品の給与及で3 被服・寝具その他生活必需品の給与3 4 医療及び助産5 被災者の救出6 被災した住宅の応急処理7 学用品の給与8 埋葬9 死体の捜索及び処理10 障害物の除去11 応急救助のための輸送12 応急救助のための賃金職員雇上費10 に急救助のための賃金職員雇上費11 応急救助のための賃金職員雇上費11 応急救助の実施者を定める。ただし,災害毎の被災範囲や被災場所(市を勘案し,県と市町村とが協議した上で、第30。表1 災害の規模に応じた救助の実施者2 実施者 東施者 東施者 東施者 東施者 東施者 東施者 東施者 東施者 東施者 東	区飲料水の供給 又は貸与 書対策を行うため、原則として表1のとおり 市町村の行政機能が損なわれるような状況)等 実施者及び牧助の種類を決定することができ 救助の種類 対助 即時に委任(法第13条第1項)) の以外の全ての牧助 即時に委任(法第13条第1項)) と住宅の供与 施する「応急仮設住宅の供与」については、	備考 災害規模に応じ た救助の種類を 追記	
227	第8節 医療救護活動 第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 1 県 (3) 医療救護班の派遣調整 イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、県医師会	第8節 医療救護活動 第3 医療救護体制・DMA T・医療救護班の派遣・受入れ体制 1 県 (3) 医療救護班の派遣調整 イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、県医師会及び県歯科医師			

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、国立病院機構、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。	会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。 また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。	
	第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制	第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制	
231	3 医薬品等の需要・供給体制 (5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会と締結した「 <u>災害時に必要とされる薬剤師班の派遣等についての協定</u> 」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の供給等を行う。また、宮城県病院薬剤師会へ薬剤師の派遣について協力を求める。	3 医薬品等の需要・供給体制 (5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における 医療救護活動に関する協定書」」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応 医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の供給等を行う。また、宮城県病院薬剤師会へ薬剤師の派遣について協力を求める。	により追記・修
	第10節 交通・輸送活動	第10節 交通・輸送活動	
242	第5 陸上交通の確保 3 緊急通行車両の確認 (4) 交付状況の把握 (略)	第5 陸上交通の確保 3 緊急通行車両の確認 (4) 交付状況の把握 (略)	
	(新設)	※参道行車両等の事前帯出・確認手続等フロー	フロー図の追加
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	4 障害物の除去等 (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者	4 障害物の除去等 (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。 (2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。なお、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は自ら車両の移動等を行う。	
243	5 関係機関,道路管理者間の連携・調整 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、 道路管理者 に対し、緊急通行車両の通行を確保するための 区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。 県は、道路管理者 である指定都市以外の沿岸市町に対し、 必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的 な見地から指示を行う。	道路管理者 <u>、港湾管理者又は漁港管理者</u> に対し、緊急通行車両の通行を確保するための 区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。 県は、道路管理者 <u>、港湾管理者又は漁港管理者</u> である指定都市以外の沿岸市町に対し、 必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的 な見地から指示を行う。	
244	第11節 ヘリコプターの活動 〈主な実施機関〉 県(総務部),県警察本部,仙台市消防局,東北地方整備局,第二管区海上保安本部,東京航空局仙台空港事務所,自衛隊	第11 節 ヘリコプターの活動 <主な実施機関> 県(総務部), 県警察本部, 仙台市消防局, 東北地方整備局, 第二管区海上保安本部, 東京航空局仙台空港事務所, 自衛隊, 仙台国際空港(株)	実施機関の追記
245	第5 安全運航体制の確保 (略) 1 大規模地震災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコ プターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のた め、東京航空局仙台空港事務所、 陸上自衛隊東北方面航空隊(霞目駐 屯地)及び航空自衛隊松島基地管制塔等との連携により安全運航体制を確保する。	プターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のた	
246	第12節 避難活動 第1 目 的 2 <u>避難指示</u> 等の対象とする避難行動 避難指示(緊急) 文は避難勧告(以下本節において「避難指示等」という。)	第12節 避難活動 第1 目 的 2 避難指示(緊急)等の対象とする避難行動 避難指示(緊急)等 の対象とす	記述の適正化

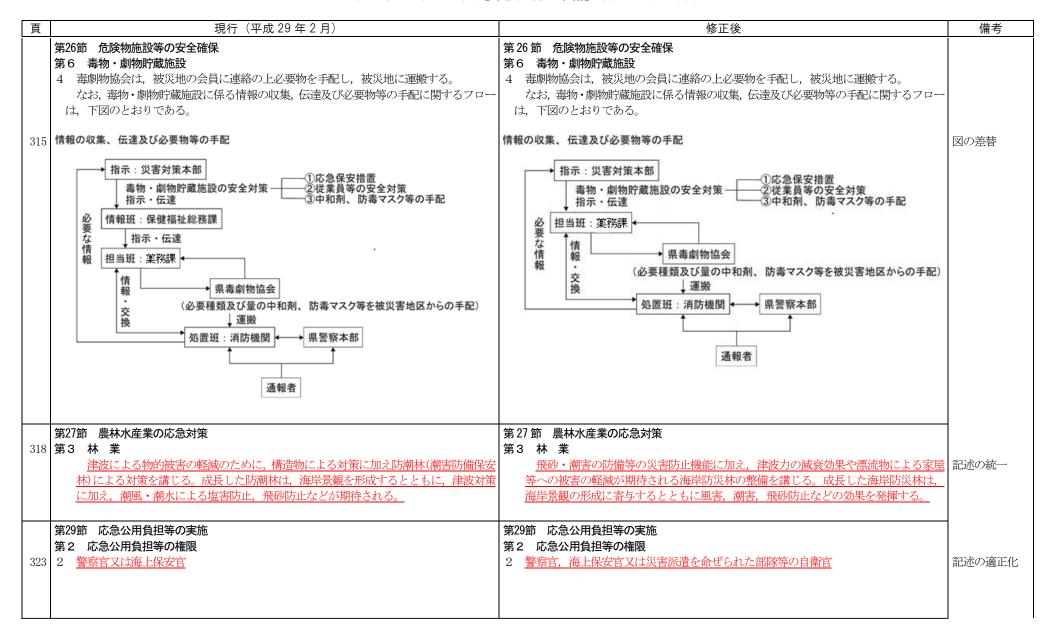
頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	る避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。 (1) 指定避難場所への移動 (2) 自宅等から移動しての安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家等) (3) 近隣の高い建物等への移動 (4) 建物内の安全な場所での待機	る避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。 (1) 指定緊急避難場所への立退き避難 (2) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難	避難勧告等に関 するガイドライ ンの制定
	第2 津波の警戒 2 県及び沿岸市町は、津波警報、避難勧告等 の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。	運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬	するガイドライ
247	第3 <u>避難指示</u> 等 沿岸市町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な <u>避難指示</u> 等を行い、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。 「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。 「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。	第3 <u>避難指示(緊急)</u> 等 沿岸市町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な <u>避難指示(緊急)</u> 等を行い、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。	
	なお、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告は発令せず、基本的に避難指示(緊急)のみを発令する。		2(1)に移記
	1 <u>避難指示</u> 等を行う者 等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように 定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である沿岸市町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒 区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。 (略)	1 <u>避難指示(緊急)</u> 等を行う者 <u>避難指示(緊急)</u> 等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である沿岸市町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。 (略)	
248	2 沿岸市町長の役割 沿岸市町長は、大規模津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められると きは、 <u>危険区域の住民に対し</u> , <u>速やかに立ち退きの指示又は勧告(以下本節において「指示等」という。)</u> を行う。	2 沿岸市町長の役割 沿岸市町長は、 <u>津波</u> に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められると きは、 <u>必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して</u> 、次により、速やかに <u>避</u>	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	<u>(新設)</u>	#指示(緊急)等の発令 (1) 津波は、30cm程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性がある。このため、どのような津波であ	等に関するガイ ドラインの制 定)
	<u>(新設)</u>	れ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であり、避難準備・高齢者等避難開始及び 避難勧告は発令せず、基本的に避難指示(緊急)のみを発令する。 (2) 避難指示(緊急)の発令の必要な地域については、県が策定する津波浸水想定区域図 等に基づき、沿岸市町が大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高 により、地域の実情に勘案し指定する。	
	(1) 強い揺れ(震度4以上)を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを 感じたときには、沿岸市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、沿岸付近の住民 等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示等を行う。	(3) 強い揺れ(震度4以上)を感じたとき、また、地震動(震度)は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示(緊急)を発令する。 なお、過去に、こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあっては、	
	(2) 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき <u>には、沿岸市町長は、海</u> 浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から <u>退避</u> し、安全な場所に避難するよう指 示等を行う。なお、放送ルート以外の法定ルート等により沿岸市町長に津波警報等が伝	過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難指示(緊急)を発令する際の発令基準を定めておくことが重要である。 (4) 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、 また、放送ルート以外の法定ルート等により沿岸市町長に津波警報	
	達された場合にも、同様の措置をとる。 4 警察の役割 (2) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難指示等がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。	等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。 4 警察の役割 (2) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、 <u>避難指示(緊急)等が発令</u> された場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。	避難勧告等に関 するガイドライ ンの制定
249	第4 避難指示 等の内容及び周知 2 沿岸市町長等が <u>避難指示 等を</u> 行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。 (略)	第4 <u>避難指示(緊急)</u> 等の内容及び周知 2 沿岸市町長等が <u>避難指示(緊急)等の発令を</u> 行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。 (略)	避難勧告等に関するガイドラインの制定
	3 避難の措置と周知 <u>避難指示</u> 等 を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。 (1) 住民等への周知 避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。 また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。 なお、避難勧告 等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メー	るとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。 (1) 住民等への周知 避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。	

頁 現行(平成29年2月) 修		修正後	備考		
	イ 警察署長は、沿岸市町長が行う <u>避難指示</u> 等について、関係機関と協議 し必要な助言と協力を行う。		う努める。 (4) 警察の役割 イ 警察署長は、沿岸市町長が行う <u>避難指示(緊急)</u> 等 <u>の発令</u> について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。		
250	情報伝達にあたって	留意するポイント	情報伝達にあたって	て留意するポイント	
	何を知らせるか	・津波警報等の発表,津波来襲の危険,避難指示等, 津波到達予想地域,津波到達予想時間,実施すべき行動・ 対策等 ・伝達内容について,あらかじめ想定し雛形を作成	何を知らせるか	・津波警報等の発表,津波来襲の危険,避難指示(緊急)等,津 波到達予想地域,津波到達予想時間,実施すべき行動・ 対策等 ・伝達内容について,あらかじめ想定し雛形を作成	
	(略)	(略)	(略)	(服各)	
	いつ, どのタイ ミングで知らせ るか	地震直後(自動放送, 職員を介した速やかな放送, 地震の発生, 津波の危険, <u>避難勧告・避難指示</u> 等) ・津波発生後(津波警報等の更新, 津波情報, 被害状況等) ・津波終息後(津波警報等の解除, 津波予報, <u>避難指示</u> 等の解除等)	いつ, どのタイ ミングで知らせ るか	地震直後(自動放送, 職員を介した速やかな放送, 地震の発生, 津波の危険, <u>避難指示(緊急)</u> 等) ・津波発生後(津波警報等の更新, 津波情報, 被害状況等) ・津波終息後(津波警報等の解除, 津波予報, <u>避難指示(緊急)</u> 等の解除等)	
	(略)	(略)	(略)		
			警察官、消防職員等の迅速に避難できる。 誘導に当たってにな援助を行う。またして行う。さらに、その他の避難に資っなお、避難時のよう場合等やむを得る。	算は、沿岸市町地域防災計画に定めるところによるが、沿岸市町職員、 等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。 は、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要 た、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先 避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要 する情報の提供に努める。 問囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動等 構ずべきことにも留意する。	防災基本計画の 修正
259	第13節 応急仮設住宅第4 民間賃貸住宅の	等の確保	第13節 応急仮設住等第4 民間賃貸住宅の	芒等の確保	防災基本計画の

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。	なるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き	修正
281	第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬	第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬	
	<主な実施機関> 県(環境生活部,保健福祉部),県警察本部,第二管区海上保安本部 <u>.</u>	<主な実施機関> 県(環境生活部,保健福祉部),県警察本部,第二管区海上保安本部 <u>県医師会</u> <u>県歯科医師会</u>	実施機関の追記
	第20節 災害廃棄物処理活動	第20節 災害廃棄物処理活動	
283	第3 処理体制 2 県は、事前に策定する災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分場を検討する等、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。	第3 処理体制 2 県は、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分場を検討する等、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。	計画策定済みにつき文言削除
284	<u>(新設)</u>	6 県及び沿岸市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理 業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他 の自治体へ協力要請を行う。	防災基本計画の 修正
	<u>6</u> (脚各)	<u>の日間中へ励力奏韻を行う。</u> <u>7</u> (略)	
295	第24節 公共土木施設等の応急対策	第24節 公共土木施設等の応急対策	
	<主な実施機関>	<主な実施機関>	
	県,県警察本部,沿岸市町,東北地方整備局,東京航空局仙台空港事務所,第二管区	県、県警察本部、沿岸市町、東北地方整備局、東京航空局仙台空港事務所、第二管区	
	海上保安本部,東日本高速道路(株)東北支社,東日本旅客鉄道(株)仙台支店,仙台空港鉄道(株),宮城県道路公社,仙台市交通局	海上保安本部,東日本高速道路(株)東北支社,東日本旅客鉄道(株)仙台支店,仙台空港鉄道(株),宮城県道路公社,仙台市交通局,仙台国際空港(株)	実施機関の追記
	第2 交通対策 2 海上及び航空 第二管区海上保安本部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通		
	の制限及び津波による危険が予想される場合には、船舶を安全な海域へ退避させる等の 措置を講じ、港湾管理者は、港湾区域における漂流物発生対策等の必要な措置を講じる。 空港管理者 場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の襲来のおそれがある	措置を講じ、港湾管理者は、港湾区域における漂流物発生対策等の必要な措置を講じる。 東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社は、津波の襲来するおそれがある	管理者の変更
l			

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
300	る旨を周知する。 第8 空港施設 2 東京航空局仙台空港事務所の対応 3 旅客対策	旨を周知する。 第8 空港施設 2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応 3 旅客対策	実施機関の追記
	(1) 乗客・乗員の安全確保 <u>仙台空港事務所</u> ,各航空会社及び関係者は、大津波警報・津波警報発表時に滑走路 及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘 導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。	(1) 乗客・乗員の安全確保 <u>仙台国際空港株式会社</u> , 各航空会社及び関係者は, 大津波警報・津波警報発表時に 滑走路及び誘導路上にある旅客機について, 速やかに旅客ターミナルビルに引き返す よう誘導し, 乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。	実施機関の変更
302	第 9 <u>鉄道施設</u> (<u>新設</u>)	第9 鉄道施設 3 仙台市地下鉄 (1) 災害対策本部の設置 災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全を確保するため、 仙台市災害対策本部交通部を設置する。 (2) 緊急連絡体制 災害が発生した場合の緊急連絡体制は下記のとおりである。	仙台市地下鉄を 追記
		<u>緊急連絡体制図</u> <u>料部機関</u> <u>警察</u> <u>消防</u> (3) 津波の場合の取扱い 総合指令所長は、津波警報が発表され、列車の運転に支障を生じるおそれのある	
303	<u>(新設)</u>	ときは、列車の運休等の措置を講じなければならない。 第13 治山関係施設 治山施設管理者は、津波の危険がなくなった後にパトロール等により施設の点検を 実施し、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとと もに、二次災害の防止に努める。	治山施設に防潮 護岸も含まれる ため追記
	第13 被災宅地に関する応急危険度判定の実施	第 14 被災宅地に関する応急危険度判定 <mark>など</mark> の実施	
	第 <u>14</u> (略)	第 <u>15</u> (略)	



頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	
332	第1節 災害復旧・復興計画第3 災害復旧計画3 事業の実施(6) ライフライン,交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期 を明示する。	第1節 災害復旧・復興計画 第3 災害復旧計画 3 事業の実施 (6) ライフライン,交通輸送等の関係機関は,復旧に当たり,可能な限り地区別の復旧 予定時期 <u>の目安</u> を明示する。	防災基本計画の 修正
335	第2節 生活再建支援 第2 罹災証明書の交付 沿岸市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定や罹災証明書交付の体制を確立し、 速やかに被災者に罹災証明書を交付する。 県は、沿岸市町で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、 「機害の規模と比較して被災沿岸市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の沿岸市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、 「被災沿岸市町間の調整を図るものとする。	第2節 生活再建支援 第2 罹災証明書の交付 沿岸市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定める、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。 県は、沿岸市町で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、平時には沿岸市町の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。また、災害時には、被害の規模と比較して被災沿岸市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の沿岸市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各沿岸市町における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等をおこなうこと等により、被災沿岸市町間の調整を図るものとする。	防災基本計画の修正
	第3 被災者台帳 沿岸市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する沿岸市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。	第3 被災者台帳 沿岸市町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する沿岸市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。	防災基本計画の 修正
337	第5 地震保険の活用 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険 制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県、沿岸 市町等は、その制度の普及促進にも努める。	第5 地震保険・共済の活用 県、沿岸市町等は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。	防災基本計画の 修正

宮城県地域防災計画 **[風水害等災害対策編]** 新旧対照表(案)

頁	現行 (平成 29 年 2 月)		修正後		備考
		第1章 総則		第1章 総則	
	第1節 計画の目的と構成 第5 基本方針 2 災害応急対策,災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備 (略) そのため,避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに,具体的かつ実践 的なハザードマップの整備,防災教育,防災訓練や		の <u>充</u> 的なハザードマップの整備,防災教育,防災訓練や <u>計画的かつ継続的な</u> 研修の <u>実施</u> ,過		防災基本計画の
	第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】 宮城県教育委員会 (略)		第2節 各機関の役割と 第4 防災機関の業務大 【県・市町村】 宮城県教育委員会		
	市町村	(13) <u>自主防災組織の育成及び</u> ボランティアによる防災活動の 環境整備	市町村	(13) ボランティアによる防災活動の 環境整備	記述の適正化
9	【指定地方行政機関】	/m/z \	【指定地方行政機関】 東京航空局仙台空港	(略)	
11	東京航空局仙台空港事務所 (新設)	(略) <u>(新設)</u>	事務所 国土地理院東北地方 測量部	(1) 地理空間情報, 防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。	対象機関の追加
	仙台管区気象台	(理各)	仙台管区気象台	(2) 復旧測量等の実施に関すること。 (略)	
13	【指定公共機関】 KDD I 株式会社 株式会社NTTドコモ		【指定公共機関】 KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ	(略)	
	エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社		エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社		

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考	
	ソフトバンク株式会社	ソフトバンク株式会社		
	(新設) (新設)	株式会社イトーヨーカ 災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等	対象機関の追加	
		堂		
		<u>イオン株式会社</u>		
		株式会社セブンーイレ		
		<u>ブン・ジャパン</u>		
		株式会社ローソン		
		株式会社ファミリー		
		<u> </u>		
		株式会社セブン&ア		
		<u>イ・ホールディングス</u>		
	第3節 県の概況	第3節 県の概況		
	第2 地 勢	第2 地 勢		
17	3 海 岸	3 海 岸	時点修正	
	本県の海岸線は,総延長約 <mark>828</mark> kmに達している。	本県の海岸線は、総延長約 <u>830</u> kmに達している。		
	4 気 象 (mt)	4 気象		
		(略)		
	なお、仙台(仙台管区気象台) における年平均気温(平年値:統計期間1981~2010年)	なお、仙台(仙台管区気象台) における年平均気温(平年値:統計期間1981~2010年)		
	は、12.4℃(東京 <u>16.3</u> ℃),年降水量(平年値:統計期間1981~2010年)は1,254mm(東京 1,528.8mm)となっている。	は,12.4℃(東京 <u>15.4</u> ℃),年降水量(平年値:統計期間1981~2010年)は1,254mm(東京 1,528.8mm)となっている。	記述りが多正。	
	1, 526. OIIII) となっくいる。	1, 526. 6IIIII) C 1475 C V 1/20		
18	5 人口の推移	 5 人口の推移		
	平成22年10月1日の国勢調査による本県の人口は、234万8、165人(男 <u>1</u> , 139, 566人・	平成27年10月1日の国勢調査による本県の人口は, 233万3, 899人(男114万167人・女	時点修正	
	女1, 208, 599人)で、全国15位であり、平成17年の国勢調査人口に対し0.5%、1万2、	119万3, 732人)で、全国14位であり、平成22年の国勢調査人口に対し0.6%、1万4, 266		
	053人の減少となっている。	人の減少となっている。		
	— 人口密度は,1km当たり, <u>323.3</u> 人で全国平均 <mark>343.4</mark> 人を下回っている。	人口密度は, 1k㎡当たり, <u>320.5</u> 人で全国平均 <u>340.8</u> 人を下回っている。		
	地域別の状況は、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、 亘理郡、宮	地域別の状況は,仙台市,塩竈市,名取市,多賀城市,岩沼市, <mark>富谷市,</mark> 亘理郡,宮		
	城郡,黒川郡の <u>5</u> 市 <u>8</u> 町1村で構成される仙台 <u></u> 圏が <u>149</u> 万 <u>98</u> 人と人口の <u>63.4</u> %を占	城郡,黒川郡の <u>6</u> 市 <u>7</u> 町1村で構成される仙台 <mark>都市</mark> 圏が <u>152</u> 万 <u>8,508</u> 人と人口の <u>65.5</u> %を		
	め, <u>石巻 圏21万3,780人(9.10%),大崎 圏21万789人(8.98%),</u> 仙南 <u>圏18万</u>	占め, <u>大崎広域圏</u> 20万5,925人 (8.8%), <u>石巻広域圏19万3,051人 (8.3%)</u> ,仙南圏		
	3,679人(7.82%),気仙沼・本吉 圏 9 万918人(3.87人),栗原 圏 7 万4,932人	<u>17</u> 万 <u>7,192</u> 人(<u>7.6</u> %), <u>登米広域圏8万1,959人(3.5%),気仙沼・本吉広域圏7万7,358</u>		
	(3.19%), 登米 圏 8 万3, 969人(3.58%) である。	<u>人(3.3%),栗原広域圏 6 万9,906人(3.0%)</u> である。		

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	7 交 通 (2) 鉄 道 (略) 営業キロは平成28年3月末現在で新幹線124.8km, 在来線 <u>423.4km</u> に及んでいる。	7 交 通 (2) 鉄 道 (略)営業キロは平成 <u>29</u> 年3月末現在で新幹線124.8km,在来線 <u>424.1km</u> に及んでい る。	時点修正
	(3) 空 港 (略) 平成27年11月現在,国内定期便は,国内8都市(札幌,成田,小松,名古屋,大阪,広島,福岡,沖縄),国際定期便は海外5都市(ソウル,グアム,北京,上海,台北)への路線が開設されている。 なお,平成26年における輸送実績は,旅客数が324万人,貨物量は6千トンであった。	阪、神戸、広島、福岡、沖縄)、国際定期便は海外5都市(ソウル、グアム、北京、 上海、台北)への路線が開設されている。	時点修正
	(4) 港湾 本県の港湾は、国際拠点港湾として仙台塩釜港(仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区)及び地方港湾として、気仙沼港、女川港など7港がある。 港湾における取扱貨物量は平成26年で4、703万トン、うち外国貿易貨物取扱量は1、407万トンである。	(4) 港 湾 本県の港湾は、国際拠点港湾として仙台塩釜港(仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区)及び地方港湾として、気仙沼港、女川港など7港がある。 港湾における取扱貨物量は平成27年で4、545万トン、うち外国貿易貨物取扱量は1、262万トンである。	時点修正

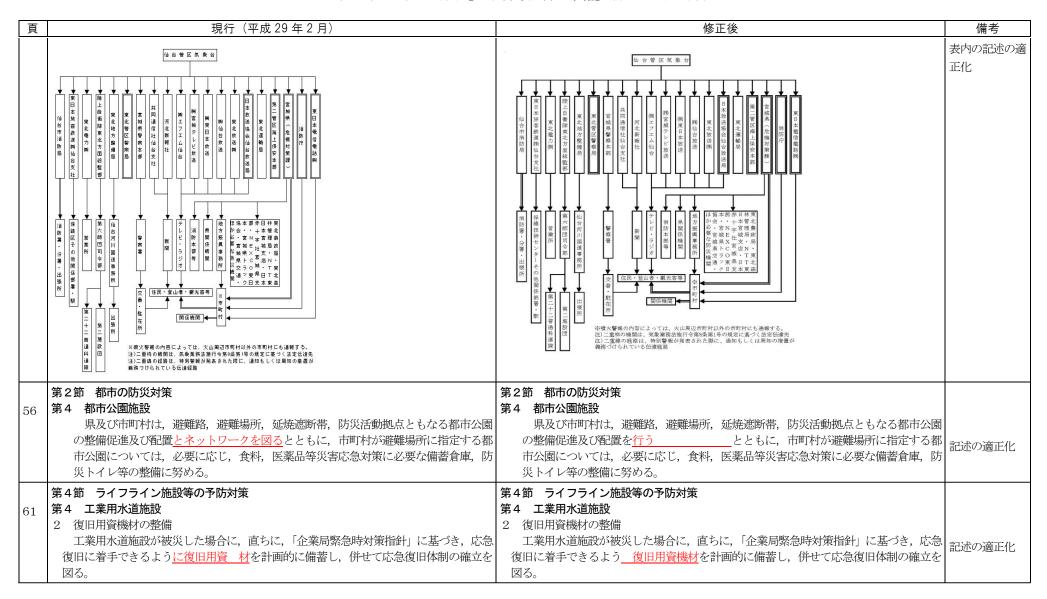
頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	
23	第1節 風水害に強い県土づくり 第1 水害予防対策 2 現 況 (1) 河 川 本県は、北上川、阿武隈川、鳴瀬側、名取川の4水系を中心として、385の大小河 川を有し、その総延長は約2,566kmで、河川密度は全国平均を大幅に上回っている。		時点修正
24	3 県土保全事業施行 (2) 河川改修事業 イ 一級水系の河川整備基本方針 ○迫川		記述の適正化
25	の建設並びに河道の改修により洪水の安全な流下を図る。 (略) ○鳴瀬川 既設の漆沢ダムにより、計画高水流650㎡/secを180㎡/secに調節し、水道用水、 工業用水、農業用水の補給を行うとともに、上流加美町においては、新たに筒砂子 ダムにより計画高水量650㎡/secに調節し、農業用水の補給	ダム <u>建設</u> により計画高水量650㎡/secに調節し、農業用水の補給 <u>並びに発電用水の供</u>	
26	を行う。	 給を行う。 ○吉田川 (略) さらに大和町から河口までの区間については、上流部に遊水地群を整備するととも に、堤防の改築及び低水路の掘削を行い、洪水の完全な流下を図る。 (3) ため池整備事業 	
	イ ため池整備事業 農業用水源確保及び <u>国土保全</u> の目的で,ため池堤体の補強及び余水吐,取水施設等 を新築,改修する。	イ ため池整備事業 農業用水源確保及び <u>破堤防止</u> の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等 を新築、改修する。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災 重点ため池等については、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施	の詳細調査を実

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
		設について早急に改修等の対策を行う。	
28	9 洪水浸水想定区域の指定 (略) 東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川(洪水予報河川)及び、洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川(水位周知河川)について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	9 洪水浸水想定区域の指定 (略) 東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川(洪水予報河川)及び、洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川(水位周知河川)について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。また、県は、その他の河川	
29	(新設)	についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努める。 11 農業用ため池決壊時のハザードマップ作成 農業用ため池について、市町村及び施設管理者と調整の上、防災重点ため池のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。	ため池のハザー ドマップ策定支 援を実施予定
30	第2 高潮、波浪等災害予防対策 3 国土保全事業の施行 (2) <mark>防潮林、飛砂防備林</mark> の造成 <u>波浪、高潮、</u> 飛砂の被害を防止す <u>るため、</u> 工及び <u>防潮林、飛砂防備林</u> の回復に向けた <u>造成</u> 事業を施行する。	第2 高潮、波浪等災害予防対策 3 国土保全事業の施行 (2) <u>海岸防災林</u> の造成 飛砂・潮害等の被害を防止 <u>し、津波流速の減殺にも寄与する</u> ため、防 潮護岸工 <u>等の治山施設</u> 及び 海岸防災林の回復に向けた <u>治山</u> 事業を 施行する。	記述の統一
32	第3 土砂災害防止対策の推進 (2) 土砂災害防止のための啓発活動 ハ 土砂災害対策推進連絡会 (略) 会長 宮城県土木部長 (略) (略) 委員 東北森林管理局 治山課長	第3 土砂災害防止対策の推進 3 土砂災害防止のための啓発活動 ハ 土砂災害対策推進連絡会 (略) 会長 宮城県土木部長 (略) 委員 東北森林管理局計画保全部治山課長	記述の適正化

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
33	(3) 市町村の役割イ 市町村地域防災計画において定める事項(イ) 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項	(3) 市町村の役割 イ 市町村地域防災計画において定める事項 (イ) 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項	記述の適正化
	4 地すべり等防止事業 地すべり等防止事業 地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンタフでおおわれて いる奥羽山脈の東端部に主に存在しており、本県の地すべり地域は、主に「白石市西方 白石川沿いの県南地域」、「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南央地域」、「鳴子から鬼 首にかける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり防止区域は66箇所役2、294.62 haが指定されている。	いる奥羽山脈の東端部に主に存在しており、本県の地すべり地域は、主に「白石市西方	時点修正
34	5 急傾斜地崩壊防止施設 (略) 本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や 沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4、964箇所のうち、急傾斜地崩壊危険地区 として370箇所を指定しており、指定面積は483.755haに及んでいる。	5 急傾斜地崩壊防止施設 (略) 本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や 沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4、964箇所のうち、急傾斜地崩壊危険地区 として371箇所を指定しており、指定面積は483.898 haに及んでいる。	時点修正
34	6 砂防設備 (略) なお,本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は, <u>1,509</u> 箇所(約 7,271ha)が指定さ <u></u> ている。	6 砂防設備 (略) なお,本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は, <u>1,507</u> 箇所(約 7,271ha)が指定さ <mark>れ</mark> ている。	時点修正
38	第5 風雪害予防対策 6 雪崩危険箇所	第5 風雪害予防対策 6 雪崩危険箇所 国・県は、雪崩危険箇所等点検要領に基づき県内の雪崩危険箇所をあらかじめ調査し、 426箇所を確認しており、緊急度の高い箇所について計画的に対策施設を整備している。 県では、関係機関・市町村及び住民に危険箇所を雪崩防災習慣(12月1日~12月7日)の 期間や融雪期を重点的に雪崩災害に関する防災知識の普及・啓発、雪崩に関する知識の普及を推進し、適切な警戒避難体制がとられるよう雪崩災害対策を推進する。	記述の適正化
	第6 農林水産業災害予防対策	第6 農林水産業災害予防対策	

頁	現行(平成	₹29 年 2 月)	1	備考		
39	3 防災措置等 県及び市町村は、次のとおり <mark>農地、農業用</mark>	月 <mark>施設の</mark> 災害予防対策を推進する。	3 防災措置等 県及び市町村は、次のとおり	3 防災措置等 県及び市町村は、次のとおり災害予防対策を推進する。		
43	第7 火山災害予防対策 2 現 況		第7 火山災害予防対策 2 現 況			
	(1) 県内の活火山 (略)		(1) 県内の活火山 (略)			
	火山名	市町村名	火山名	<u>周辺</u> の市町村名	記述の適正化	
	(昭)	(野各)	(略)	(略)		
44	望遠観測,地殼変動観測)を行ってい	年(2010年) より常時観測(<mark>振動</mark> 観測, 空振観測, る。	望遠観測,地殻変動観測)を行ってい	22年(2010年)より常時観測(<mark>震動</mark> 観測, 空振観測, いる。	記述の適正化	
44	ハ 蔵王山 (略) なお,仙台管区気象台では,平成22 望遠観測,地殻変動観測)を行ってい	年(2010年) より常時観測(<mark>振動</mark> 観測,空振観測, る。	ハ 蔵王山 (略) なお,仙台管区気象台では,平成 望遠観測,地殻変動観測)を行ってい	22年(2010年)より常時観測(<mark>震動</mark> 観測, 空振観測, いる。		
	3 火山災害の要因(略)		3 火山災害の要因 (略)			
	火山活動 概	要	火山活動	既要		
	(暗) (暗)	\$)		(略)		
45	融雪型火山泥流(略		110-1	(略)	対法の大字	
	<u>(新設)</u> <u>(新</u>	<u> </u>	I	火口湖の決壊などによって火山灰や礫など を含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。蔵王山で は御釜由来の泥流が想定されている。	記述の充実	
	4 防災事業等の推進 (3) 噴火警報等の発表,伝達及び噴火警	戒レベル	4 防災事業等の推進 (3) 噴火警報等の発表,伝達及び噴火	警戒レベル		

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
49	イ 噴火警報等の種類と発表基準	イ 噴火警報等の種類と発表基準	
	(二) 噴火警戒レベル (略) 各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の警戒体制等について協働で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定する。また、噴火警戒レベルの引き上げや引き下げの基準について、科学的知見に基づく精査を実施し、火山防災協議会と事前に調整した上で公表する。	(二) 噴火警戒レベル (略) 各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の警戒体制等について協働で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定する。また、仙台管区気象台は、噴火警戒レベルの引き上げや引き下げの基準について、科学的知見に基づく精査を実施し、火山防災協議会と事前に調整した上で公表する。	記述の適正化
51	 (ホ) 降灰予報 ③ 噴火予報(詳細) (略) ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 (新設) ・降灰計算結果に基づき、噴火後20~30分程度で発表 (略) 	 (ホ) 降灰予報 ③ 噴火予報(詳細) (略) ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 ・降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細) <u>予発表。</u> ・降灰計算結果に基づき、噴火後20~30分程度で発表 (略) 	記述の充実
53	5 警戒避難体制の整備 (1) 避難計画の策定 ロ 噴火警戒レベルの運用による入山規制や <u>避難指示</u> 等避難のための措置について 市町村長が行う通報及び計画に関する事項	5 警戒避難体制の整備 (1) 避難計画の策定 ロ 噴火警戒レベルの運用による入山規制や <u>避難勧告</u> 等避難のための措置について 市町村長が行う通報及び計画に関する事項	記述の統一
55	噴火警報等伝達系統図	噴火警報等伝達系統図	

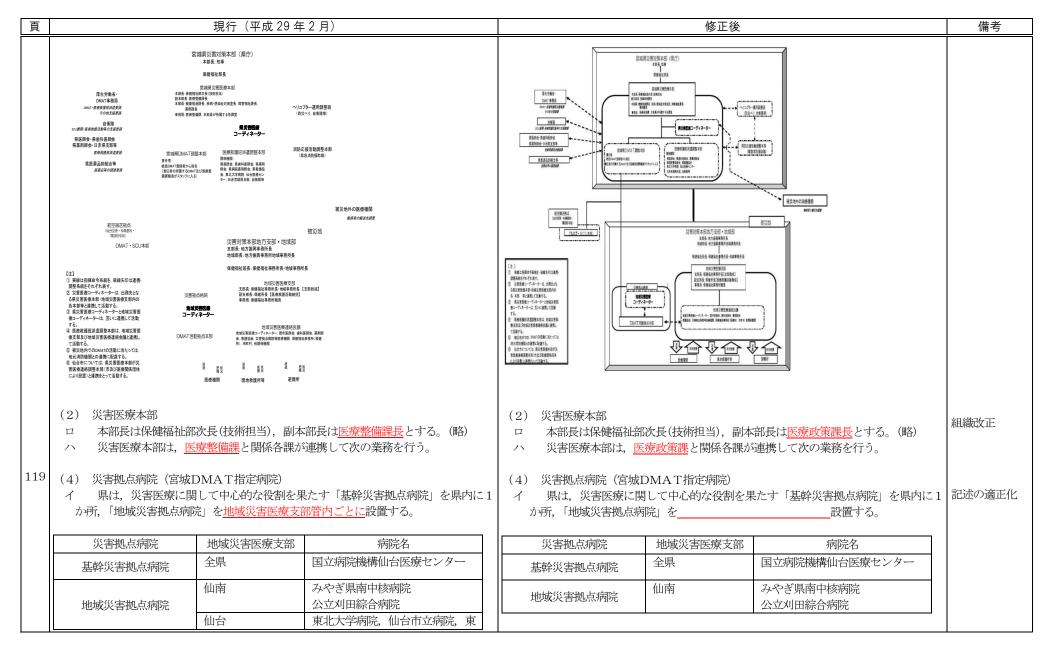


頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
66	第5節 防災知識の普及 第2 防災知識の普及 (3)普及・啓発等の実施 (略) 【住民等への普及・啓発を図る事項】 (略) ② 避難行動に関する知識 ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の <u>近隣の退避場所</u> への 避難や <u>屋内退避</u> (略) ③ 家庭内での予防・安全対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 <u>(新設)</u> (略)	第5節 防災知識の普及 第2 防災知識の普及、徹底 2 住民への防災知識の普及 (3)普及・啓発等の実施 (略) 【住民等への普及・啓発を図る事項】 (略) ② 避難行動に関する知識 ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」へ の避難や「屋内安全確保」 (略) ③ 家庭内での予防・安全対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え (略)	防災基本計画の修正
67	(5) 災害時の連絡方法の普及 ロ 災害時通信方法の普及促進 携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、 無線LANスポットにおけるwi-fi接続サービスなどの普及を促進する。	(5) 災害時の連絡方法の普及 ロ 災害時通信方法の普及促進 携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、 無線LANスポットにおける <u>WiーFi</u> 接続サービスなどの普及を促進する。	記述の適正化
75	第6節 防災訓練の実施 第8 企業等の防災訓練 (略)	第6節 防災訓練の実施 第8 企業等の防災訓練 (略)	
	5 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。	5 <u>洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ</u> 市町村地域防災計画に名称及 び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得	水防法・土砂法の改正

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	第7節 地域における防災体制	第7節 地域における防災体制	
	第4 自主防災組織の活動	第4 自主防災組織の活動	
	1 平常時の活動	1 平常時の活動	
79	(4) 要配慮者の情報把握・共有	(4) 要配慮者の情報把握・共有	
	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅	
	速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)	速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)	
	を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、	を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、	
	避難行動要支援者の <u>了解</u> を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関す	避難行動要支援者 <mark>本人</mark> の <mark>同意</mark> を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情	記述の統一
	る情報の把握及び関係者との共有に努める。	報の把握及び関係者との共有に努める。	
	2 災害発生時の活動	2 災害発生時の活動	
	(4) 避難の実施	(4) 避難の実施	
	市町村長の避難勧告・避難指示(緊急)又は警察官等から避難指示が発令された場合		記述の統一
	は、住民に対して周知得徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 (略)	は、住民に対して周知得徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 (略)	
	1.17	V H/	\n\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
0.0	第9節 企業等の防災対策の推進 〈主な実施機関〉	第9節 企業等の防災対策の推進 〈主な実施機関〉	避難確保計画に
86	県(総務部, 経済商工観光部)	県(総務部, <mark>保健福祉部,</mark> 経済商工観光部 <mark>, 土木部</mark>)	関する記述の追
	/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ALCONOMINATION INTERPRETATION INTO THE PROPERTY OF THE PROPERT	加に伴う修正
	第2 企業等の役割	第2 企業等の役割	防災基本計画の
	<u>(新設)</u>	(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成,浸水防止対策,避難訓練の実施	修正
		要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害	1 >11_
		からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。	水防注 上砂注
		特に、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制	の改正による修
		事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用	11-
		者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難	
		確保計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した	
		避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、市町村長に報告するとともに,	
		避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。	
	(4) 地下体。西部市学和田佐和、土田塔丁田然によいよう晩期がたり、ヨルル・エムなったた	(こ) 地工体。 土田株工相称によいよう時期があり ほんげっちがったけん	 上記新設項目と
	(<u>4</u>) 地下街・ <mark>要配慮者利用施設・</mark> 大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施 (略)	(5) 地下街・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施(略)	重複するため、
	また、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有	*\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	削除
	者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図る		
L	ロスロッロ・エロロック 四人(TTIPI) ロイン・スト を大阪の中に同じ のまった。 風光で7世界で図る		

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
86	ための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。(略) 2 県、市町村及び防災関係機関の役割(新設)	(略) 2 県、市町村及び防災関係機関の役割 (4) 避難確保計画に対する助言及び指導 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、市町村は、遊難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する等、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。	
88	第10節 情報通信網の整備 第2 県における災害通信網の整備 1 情報伝達ルートの多重化 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。	め、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の 連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化 及び関連装置の二重化を推進する。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、 大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、県、各市町村、各消防本 部等を通じた一体的な整備を図る。	防災基本計画の修正を反映
107	第12節 防災拠点等の整備・充実 第4 ヘリポートの整備 県では、平成4年2月に防災ヘリコプター「みやぎ」を導入し、平成13年2月から 県と仙台市の共同事業として、仙台市若林区荒浜地内にヘリポートを整備しヘリコプ ター運航基地として供用していたが、東日本大震災により防災ヘリコプター及びヘリ ポートが被災し、使用不能となったことから、仙台市とともに新たなヘリポートの整 備について検討を進め、ヘリコプター運航拠点の整備を図る。	第12節 防災拠点等の整備・充実 第4 ヘリポートの整備 県_は、 東日本大震災により被災し、使用不能となったヘリポートについて、仙台市とともに新たなヘリコプター運航拠点の整備を図り、平成30年4月から供用を開始する。	記述の適正化

頁	現行(平成 29 年 2 月) 修正後				備考			
113	第13節 相互応援体制の整備 第7 他都道府県との応援体制 4 相互応援体制の強化充実 (5) 他都道府県被災時の応 (略) 第15 関係団体との連携強化 (略)	援体制		第13節 相互応援体制の整備 第7 他都道府県との応援体制の整備 4 相互応援体制の強化充実 (5) 他都道府県被災時の応援体制 (略)なお、人的応援により職員を派遣する場合には、地域や災害の特性等を考慮し た職員の選定に努める。 第15 関係団体との連携強化 (略) また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理、		防災基本計画の 修正		
		任可能な災害対策に係る業務 (あらかじめ民間事業者との間 ─────	皮災情報の整理,支援物資の管 で協定を締結しておく など,民間事業者のノウハウ	理・輸送等)(こついては, 可能な民間	あらかじめ民間事業者との間 事業者の管理する施設を把握し	破災情報の整理,支援物資の管 で協定を締結しておく <u>,輸送拠</u> <u>ておく</u> など,民間事業者のノ	
116	第14節 医療救護体制の整備 第2 医療救護体制の整備 1 県の役割 (1) 医療救護活動に関する 県は、医療救護活動に関す 名称 (略) DMAT活動拠点本部	調整組織の設置 る次の調整組織の設置につい 設置・出務場所 (略) 被災地の災害拠点病院_	て定めておく。 業務内容 (略) 地域でのDMAT活動	第14節 医療救護 第2 医療救護体 1 県の役割 (1) 医療救護/ 県は, 医療救護/ (略) DMAT活動拠	制の整備 舌動に関する 養活動に関す	調整組織の設置 る次の調整組織の設置につい 設置・出務場所 (略) 被災地の災害拠点病院等	で定めておく。 業務内容 (略) 地域でのDMAT活動	記述の適正化
117	宮城県災害医療救護体制図			宮城県災害医療		_		組織改正に伴う図の差し替え



頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, 総合南東北病院 大崎 大崎市民病院 栗原 栗原市立栗原中央病院 登米 登米市立登米市民病院 石巻 石巻赤十字病院 気仙沼 気仙沼市立病院	仙台 東北大学病院、仙台市立病院、東北労災病院、仙台赤十字病院、仙台オープン病院、東北医科薬科大学病院、坂総合病院、総合南東北病院 大崎・栗原	二次医療圏域毎に修正
120	宮城県災害拠点病院図	宮城城県災害拠点病院図	図の差し替え
	室城県「災害拠点病院」位置図 (東島田区 (東田区 (東島田区 (東島田区 (東田区 (東島田区 (東田区 (東田区 (東田区 (東田区 (東田区 (東田区 (東田区 (東	(安善関点の発行の対象) (第一十字が回。 (第一十字が回。 (第一十字が回。 (第一十字が回。 (第一十字が回。 (第一十字が回。 (第一十字が回。 (第一十字が回。 (第一十字	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
125	 第3 情報連絡体制の整備 1 災害時情報伝達手段の確保 宮城県救急医療情報システム (略) ◎システム参加機関(平成28年3月) 医療機関 141,消防本部12,県医師会,宮城県(保健福祉部,各保健福祉事務所)仙台市(健康福祉局,各区保健福祉センター) 	 第3 情報連絡体制の整備 1 災害時情報伝達手段の確保 宮城県救急医療情報システム (略) ◎システム参加機関(平成29年3月) 医療機関 156,消防本部12,県医師会,宮城県(保健福祉部,各保健福祉事務所) 仙台市(健康福祉局,各区保健福祉センター) 	時点修正
127	(新設)	福祉協議会,福祉関係機関・団体により構成)により広域的な福祉支援ネットワーク	宮城県災害福祉 広域支援ネット ワーク協議会の 設立に伴う修正
128	第15節 緊急輸送体制の整備 第2 緊急輸送ネットワークの形成 1 緊急輸送ネットワークの設定 県及び関係機関は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送道路網や輸送拠点(港湾、漁港、空港等、トラックターミナル、卸売市場等)・集積拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ(火山災害においては、火山活動伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ)、関係機関と協議の上、	送活動のために確保すべき <u>道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点</u> について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ(火山災害においては、火山活動伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ)、関係機関と協議の上、 <u>県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける</u> 緊急輸送ネッ	
	第3 緊急輸送道路の確保 4 道路啓開体制の整備 道路管理者 は,発災後の道路の障害物除去による道路啓開,応急復旧等に必要な人員,資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	第16節 避難対策 第2 避難誘導体制 県及び市町村は、避難勧告等について、河川管理者、水防管理者等の協力を得つつ、 あらかじめ、避難勧告等の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災		記述の適正化

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	害,複数河川の氾濫,台風等による高潮と河川洪水の同時発生等,複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。	生することを考慮するよう努めるものとする。 県は、市町村に対し、避難勧告等の発令基準策定の支援を行うなど、市町村の防災	
	また、市町村は、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するための地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。	体制確保に向けた支援を行う。また、市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。また、市町村は、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するための地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。	修正
	 第3 避難場所の確保 1 市町村の対応 (1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底 (略) また,万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は,より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや,避難時の周囲の状況等により,指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は,近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと,さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており,災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても,周知徹底に努める。 	急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急	
136	第6 避難誘導体制の整備 5 避難勧告等の発令対象 <u>地域</u> の設定 (1) 水害 	第6 避難誘導体制の整備 5 避難勧告等の発令対象区域の設定 (1) 水害 洪水予報河川と水位周知河川については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難勧告等の発令区域を設定する。また、その他河川については、地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。 洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難勧告等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、市町村は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が	「避難勧告等に 関するガイドラ イン」の改定
	<u>避無動告等の発令対象地域について、</u> 市町村は、河川管理者か昇定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域をあらかじめ把握しておくことが望ましい。	かあることから、市町村は、河川管理者が昇足した洪水規模別、破堤地点別に浸水か想定される区域をあらかじめ把握しておくことが望ましい。	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象地域を徐々に広げていくという方法も考えられる。 (新設)	また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。 (2) 土砂災害 土砂災害の避難勧告等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂災害に関するメッシュ情報で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難勧告等を発令することを検討する。	記述の充実
	(2) 高潮災害 水位周知海岸 においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域 を基本とし、それ以外の海岸に おいては浸水するおそれのある区域とする。 ただし、高潮浸水想定区域は中小規模の高潮対象としたものではないため、市町村は、中小規模の高潮により浸水想定により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また水位周知河川以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。 また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象地域を徐々に広げていくという方法も考えられる。	は、中小規模の高潮により浸水想定により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また水位周知河川以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。 また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある	イン」の改定
	第7 避難行動要支援者の支援方策 2 避難行動要支援者の支援体制の整備 県及び市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域 住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者 の了解 を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難 誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。	住民,自主防災組織,民生委員・児童委員,介護保険事業者,障害福祉サービス事業者,ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら,避難行動要支援者本人の同意を得た上で,平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し,関係者との共有に努める	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	3 社会福祉施設等における対応 (1) 動員計画及び非常招集体制等の確立 社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじ め自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。	3 社会福祉施設等における対応 (1) 動員計画及び非常招集体制等の確立 社会福祉施設等の管理者は、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必 要な防止体制や訓練等を定めた計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備する よう努める。	
	4 在宅者対応 (1) 情報共有及び避難支援計画野策定 市町村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者 「の了解を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。 第9 避難計画の作成		記述の統一
	1 市町村の対応 (略) なお、避難勧告等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「 <u></u>	1 市町村の対応 (略) なお、避難勧告等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「 <u>避難</u> <u>勧告等に関するガイドライン</u> 」(平成 <u>29</u> 年 <u>1</u> 月)を参考とする。	避難勧告等に関 するガイドライ ンの改定
141	第17節 避難受入れ対策 6 避難所の運営・管理 避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成28年4月改定)を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るよう 努める。		
143	第5 応急仮設住宅対策 (2) 居住施設の供給体制の整備 県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き 家等の把握を行うとともに、洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害等の各種災 害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会 と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の 整備に要する供給体制の整備に努める。	家等の把握を行うとともに、洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、	実態に合わせた記述の修正
144	第6 帰宅困難者対策 5 避難対策	第6 帰宅困難者対策 5 避難対策	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	(2) 情報伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への 円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、 鉄道事業者_との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話や インターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。	円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、	記述の適正化
145	(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備	 第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 県及び市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在 	
146	県及び市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。	宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握で	防災基本計画の 修正
	第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	
155	 第2 高齢者、障害者等への支援対策 1 社会福祉施設等の安全確保対策 (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 社会福祉施設等は、入居者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、 基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基本的な知識や災害時に取るべき行動 等について、理解や関心を高めるための防災教育を行う。 	 第2 高齢者、障害者等への支援対策 1 社会福祉施設等の安全確保対策 (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 社会福祉施設等は、入居者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、 基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基本的な知識や災害時に取るべき行動 等について、理解や関心を高めるための防災教育を行う。 	記述の統一
156	(4) 業務継続体制の構築 社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入居者が施設での生活が維持できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることができるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。	い場合には,介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させると	記述の適正化
	2 要配慮者の災害予防対策 (2) 要配慮者の把握 イ 要配慮者の所在把握 (イ) (略) また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、 民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体	2 要配慮者の災害予防対策 (2) 要配慮者の把握 イ 要配慮者の所在把握 (イ) (略) また,平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局,社会福祉協議会, 民生委員,ケアマネージャー,介護職員等の福祉サービス提供者,障害者団体	
	等の福祉関係者との連携に努める。	<u>高齢者団体</u> 等の福祉関係者との連携に努める。	記述の適正化

現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
(3) 避難行動要支援者名簿の整備	(3) 避難行動要支援者名簿の整備	
イ 名簿の作成・更新	イ 名簿の作成・更新	
(略)	(略)	
また、避難行動要支援名簿については、地域における避難行動要支援者の居住	また、避難行動要支援名簿については、地域における避難行動要支援者の居住	
状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更	状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更	
新する	新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障	防災基本計画の
0		修正
		修正
合催認体制の整備、避難訓練の美施等を一層図る。(略)	体制の整備、避難訓練の美施等を一層図る。(略)	
(0) 扣下协力体制の動性	(0) 扣互协力体组の動性	
		記述の演正化
	- -	
M) OHAMATINICE MII) O	THE WAY STILLING GETEVILLY OF	
(9) 情報伝達の普及	(9) 情報伝達の普及	
県及び市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える形態端末(ワンタッ	県及び市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える形態端末(ワンタッ	
チボタン,GPS機能付),デジタルサイネージ(<mark>情報が常に流れているもの</mark>	チボタン, GPS機能付), デジタルサイネージ(<u>ディスプレイ等に災害情報等を常</u>	
)の他,視聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送,視	<u>に表示できるもの</u>)の他、視聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害	記述の充実化
覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯端末、肢体不自由者向けのフリーハン	者向けの受信メールを読み上げる携帯端末、肢体不自由者向けのフリーハンド用機	
ド用機器を備えた携帯電話等,要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努	器を備えた携帯電話等,要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。	
める。		
		時点修正
外国人旅行客についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。	外国人旅行客についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。	
	イ 名簿の作成・更新 (略) また、避難行動要支援名簿については、地域における避難行動要支援者の居住 状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更 新する ロ 名簿の提供 市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防 機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、 避難行動要支援者本人の同意を得た上で。 あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の 協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安 否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。(略) (8) 相互協力体制の整備 市町村は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。 (9) 情報伝達の普及 県及び市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える形態端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、視聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯端末、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。 第3 外国人への支援対策 本県に在住する外国人は、現在約15,000人(平成25年末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び沿岸市町は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、	イ 名簡の作成・更新 (略) また、避難行動寒支援名権については、地域における避難行動寒支援者の居住 状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更 新する また、滞離行動寒支援を構については、地域における避難行動寒支援者の居住 状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更 新する また、滞離行動寒支援を機については、地域における避難行動寒支援者の居住 状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更 新するとともに、肝管の被災害の事態が生じた場合においても名庫の活用に支原 がしていたり、第一様に対した場合においても名庫の活用に支度 がいました。 (事)

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
163	第20節 複合災害対策 第2 複合災害の応急対策への備え 3 避難・退避体制の整備 (2) 複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。	第20節 複合災害対策 第2 複合災害の応急対策への備え 3 避難・退避体制の整備 (2) 複合災害時には、避難勧告等や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性 があることから、情報の把握、意思決定、諸手続等に関し、国等関係機関との必要な 相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。	記述の統一
165	第21節 災害廃棄物対策 第2 処理体制 2 県の役割 県は、あらかじめ策定する災害廃棄物処理計画に基づき、市町村が適切かつ円滑・ 迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃 棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、ま たこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。	第21節 災害廃棄物対策 第2 処理体制 2 県の役割 県は、災害廃棄物処理計画に基づき、市町村が適切かつ円滑・ 迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃 棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、ま たこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。	記述の適正化
167	第22節 災害種別毎予防対策 (主な実施機関) (略) 東日本高速道路(株)東北支社,東日本旅客鉄道(株)仙台支社,阿武隈急行(株), 仙台空港鉄道(株),	第22節 災害種別毎予防対策 〈主な実施機関〉 (略) 東日本高速道路(株)東北支社,東日本旅客鉄道(株)仙台支社,阿武隈急行(株),仙台空港鉄道(株), <u>仙台市交通局,仙台国際空港(株)</u> 県毒劇物協会	記述の適正化
171	第2 林野火災予防対策 4 広報宣伝の充実 県、市町村及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発令等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。	火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入	記述の適正化
182	 第6 鉄道災害予防対策 5 仙台市地下鉄 (1) 施設の状況 ロ 電気設備の概要 災害時の照明及び最低限必要な動力(排水ポンプ,防災設備等)用電源を確保する 	 第6 鉄道災害予防対策 5 仙台市地下鉄 (1) 施設の状況 ロ 電気設備の概要 災害時の照明及び最低限必要な動力(排水ポンプ,防災設備等)用電源を確保する 	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	ため、南北線は北仙台変電所及び長町南変電所、東西線は青 <u></u> 山変電所及び卸町変電所に非常用発電装置を設置している。	ため、南北線は北仙台変電所及び長町南変電所、東西線は青 <mark>葉</mark> 山変電所及び卸町変電所に非常用発電装置を設置している。	記述の適正化

頁		現行(平成 29 年 2 月)		修正後	備考
		第3章 災害応急対策		第3章 災害応急対策	
188	第 1 節 防災 第 2 防災気	受気象情報の伝達 気象情報	第 1 節 防災 第 2 防災気	受気象情報の伝達 気象情報	
	種類	概要	種類	概要	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	気象情報	 (略) (1) <u>予告的な情報</u> (略) (2) 特別警報・警報・注意報を補完する気象情報 	気象情報	(略) (1) <u>予告的情報</u> (略) (2) <u>補足的情報</u>	記述の適正化
	(略)	(略) (略)	(略)	(暗A) (阳A)	記述の適正化
	土砂災害警戒情報	県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報または大雨特別 警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長 が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市 町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに発表 される。	土砂災害警戒情報	県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)が発表 <u>されている状況で</u> 、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町 村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよ う市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに 発表される。	記述の適正化
	竜巻注意 情報	(略)また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、県単位で発表する。(略)	情報	(略)また、竜巻の目撃情報が得られて、その周辺で更なる竜巻等の激しい 突風が発生するおそれが非常に高まっている場合にも 発表する。(略)	HOVE 97 WELL

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
190	(別表 2) 警報・注意報発表基準一覧表	(別表 2) 警報・注意報発表基準一覧表	警報等発表基準
			変更による図の
		1995 1995	差し替え

		現行 (平成 29 年 2	月)					修正後	備考
表3)大雨	警報発表基準	性		(另	別表3)大雨	警報発表	基準		警報等発表基準
(別表3)大雨警	報発表基準		(平成28年10月10日現在)						変更による図の
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壤雨量指数基準		(別表3)大雨 市町村等を まとめた地域	警報基準 市町村等	表面兩量指数基準	平成29年7月7日現在 土壌雨量指数基準	差し替え
512-774-234	仙台市東部	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=45	101		まとめた地域 東部仙台	仙台市東部	13	101	
	塩竃市	R3=80	108			塩竈市	14	108	
	名取市	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50	109			名取市	10	100	
	多賀城市	R3=80	101				10	100	
	岩沼市	R1=50	111			多賀城市	19	101	
	富谷市	R1=50	101			岩沼市	19	111	
東部仙台	亘理町	R1=50	113			富谷市	16	101	
	山元町	R1=50	113			亘理町	19	113	
	松島町	平坦地:R3=90 平坦地以外:R1=45	85			山元町	16	113	
	七ヶ浜町	R3=90	108			松島町	16	85	
	利府町	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=45	101			七ヶ浜町	18	108	
	大和町東部	R1=45	102			利府町	15	101	
	大郷町	R1=45	102				10	101	
	石巻市	平坦地:R3=70 平坦地以外:R1=60	92			大和町東部	10	102	
石巻地域	東松島市	R1=50	85			大郷町	16	102	
	女川町	平坦地:R3=70 平坦地以外:R1=60	101		石巻地域	石巻市	12	92	
	大崎市東部	R3=90	95			東松島市	13	85	
東部大崎	涌谷町	平坦地:R1=45 平坦地以外:R3=80	107			女川町	12	101	
	美里町	R1=45	95		東部大崎	大崎市東部	15	95	
気仙沼地域	気仙沼市	R1=45	103		100000000000000000000000000000000000000	涌谷町	15	107	
凤川沿地 奥	南三陸町	R1=50	95			美里町	10	06	
	角田市	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50	107				19	90	
	大河原町	平坦地:R3=70 平坦地以外:R1=45	107		気仙沼地域	気仙沼市	12	103	
東部仙南	村田町	R1=45	108			南三陸町	13	95	
	柴田町	平坦地:R3=70 平坦地以外:R1=45	109		東部仙南	角田市	15	107	
	丸森町	平坦地:R3=70 平坦地以外:R1=60	104			大河原町	12	107	
登米·東部栗原	登米市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	95			村田町	12	108	
五小 米即米小	栗原市東部	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50	99			柴田町	15	109	
	仙台市西部	平坦地:R1=45 平坦地以外:R1=50	101			丸森町	12	104	
西部仙台	大和町西部	R1=50	102		壹米·東部栗原	登米市	18	95	
	大衡村	R1=50	102		豆小 木即木小	栗原市東部	10	90	
	白石市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	95			1000 1000-10	18	99	
西部仙南	蔵王町	R1=60	98		西部仙台	仙台市西部	12	101	
нарият	七ヶ宿町	R1=60	84			大和町西部	15	102	
	川崎町	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	98			大衡村	14	102	
2000000	大崎市西部	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	108		西部仙南	白石市	15	95	
西部大崎	色麻町	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	109			蔵王町	18	98	
	加美町	R1=60	104			七ヶ宿町	17	84:	
西部栗原	栗原市西部	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50	99			JI NA BT	16	98	
					W 00-1-1-	1.71.71.0	10	400	
					西部大崎	大崎市西部	20	108	
						色麻町	20	109	
						加美町	18	104	
							1.0	104	

			現行(平	z成 29 年	2月)					修正後		備考
别表4)	洪水警報	発表基準				(別	表4)洪水	〈警報発	表基準			警報等発表基準
(別表4)注	共水警報発表	基準			(平成28年10月10日現在)							変更による図の
市町村等を	市町村等	雨量基準	流城雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報							差し替え
とめた地域	317.74	平坦地:R3=80	50001173225	平坦地:R3=50	による基準 名取川[名取橋]		(別表4)洪 市町村等をまとめた地域	水警報基準	流域雨量指勃基準	複合基準 ^{*1}	平成29年9月7日現在 指定河川洪水予報による基準	足し自ん
	仙台市東部	平坦地以外:R1=45	広瀬川流域=30	かつ 名取川流域=40	広瀬川[広瀬橋] 七北田川[市名坂]		まとめた地域 東部仙台	仙台市東部	北西山海河 南西山海河流域:73	復言奏学 名數川流域=(8, 32.6), 七北田川流域=(12, 23),	名取川[名取権]。 広瀬川[広瀬橋]。	
	塩竃市	R3=80	-	—	一				広瀬川流域=36.9。 旧笊川流域=5.8。 梅田川流域=12.2	北百山澤河·南百山澤河流域=(12, 39)。	七北田川[市名板]	
	名取市	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50	増田川流域=15 五間堀川流域=15	_	阿武隈川下流[笠松·岩沼] 名取川[名取橋]			No. 1000 - A-		広瀬川茂城=(8, 30)。 旧荒川茂城=(8, 4.6)。 梅田川茂城=(8, 11.2)		
	多賀城市	R3=80	砂押川流域=13	_	七北田川[市名坂]			塩竈市 名取市	增田川流域=136,	增田川流域=(6, 13.6),	阿武隈川下流[笠松・岩沼]。	
	岩沼市	R1=50	五間堀川流域=14	_	阿武隈川下流[笠松·岩沼] 吉田川[落合·新田橋]				貞山堪流域=245。 川内沢川流域=97。 志賀沢川流域=16.9	貞山堰流域=(6, 245), 川内沢川流域=(6, 97), 志寶沢川流域=(6, 169)	名取川[名取構]	
部仙台	直理町	R1=50	_	_	阿武隈川下流[笠松・岩沼]			多質城市	砂押川流城=15.8	砂押川流域=(8, 12.4)	七北田川[市名板] 阿武隈川下流[笠松·岩沼]	
п шиа.	山元町	R1=50	坂元川流城=13		阿武隈川下流[笠松·岩沼]			-670 III	五間場川流域=10.8, 志質沢川流域=8.6	五間堀川流域=(8, 10.1)。 志賀沢川流域=(8, 7.7)	19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 1	
	松島町	平坦地:R3=90	_	平坦地:R3=60 かつ	鳴瀬川[野田橋·鹿島台]			富谷市 亘理町	西川流域=6.9	竹林川流域=(12, 10.6)	吉田川[落合·新田橋] 阿武隈川下流[笠松·岩沼]	
	La SE De	平坦地以外:R1=45		吉田川流域=16	吉田川[粕川・鹿島台]			山元町	高瀬川流域=6.5。 総売川流域=11.7	-	= CONTRACTOR CONTRACTOR	
	七ヶ浜町	R3=90 平坦地:R3=80	The HILLIAN AND AND AND AND AND AND AND AND AND A		Lake III (+ A AC)			松島町	販元川流域=11.7, 戸花川流域=5.6 鶴田川流域=17.9,	~	鳴瀬川[野田橋・鹿島台]。 吉田川[粕川・鹿島台]	
	利府町	平坦地以外:R1=45	砂押川流域=9		七北田川[市名坂]			七ヶ浜町	鶴田川流域=17.9。 田中川流域=7.7	-	吉田川[粕川・鹿島台]	
	大和町東部	R1=45	宮床川流域=11 善川流域=12	-	吉田川[落合・新田橋]			利府町大和町東部	砂押川流域=112 小馬川流域=9.6.	-	七北田川[市名坂]	
	大郷町	R1=45	鶴田川流域=10	_	吉田川[落合・粕川]				善川流域=17.7	-	吉田川[落合・新田橋]	
		平坦地:R3=70	4-7-7-4-7-1		鳴瀬川[野田橋] 北上川下流[柳津・飯野川上流]			大郷町	額田川流域=12.1。 味明川流域=9.2。 湊川流域=8.5	-	吉田川[落合·粕川]	
	石巻市	平坦地以外:R1=60	定川流域=8	_	旧北上川[和渕・大森]		石巻地域 石巻市 大元川(東帝)。 大元川(東帝)。 大元川(東帝)。 大元川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・世島川(東帝)。 ・田川(東帝)。 ・田川(東帝)。 ・田川(東帝)。 ・田川(東帝)。 ・田川(東帝)。	石巻市	+:P1112##=0.6	旧北上川流域=(7, 27.1), 大沢川流域=(7, 5.7),	鳴瀬川[野田橋], 北上川下流[柳津・飯野川上流],	
石巻地域	whate do to		ata (/ Nati Air - Air		江合川[涌谷] 鳴瀬川[野田橋・鹿島台]							
	東松島市	R1=50	定川流域=10		吉田川[鹿島台]				皿貝川流域=86, 高木川流域=52, 北北上運河流域=33	皿貝川流域=(11, 59)		
	女川町	平坦地:R3=70 平坦地以外:R1=60		-	_			東松島市	北北上連門流域=33 場川流域=6.4, 定川流域=17.5	定川流域=(8, 15.3)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台]。 吉田川[鹿島台]	
			小山田川流域=11		鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿 島台]			女川町	女川流域=10.1	女川流域=(7,74)	-	
	大崎市東部	R3=90	田尻川流域=8	_	吉田川[落合・粕川・鹿島台]		東部大崎	大崎市東部	田民川流域=117. 中雨生沢川流域=47. 新江合川流域=66. 鶴田川流域=148.	鳴瀬川流域=(10,30.7), 田尻川流域=(6,10.5), 中雨生沢川流域=(6,42), 大江川流域=(6,5.1),	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台]。 吉田川[落合・粕川・鹿島台]。 江合川[荒雄・下谷地]	
					江合川[荒雄·下谷地] 鳴瀬川[三本木橋·野田橋]				万長 灌城=6.6。	大江川流域=(6,51), 渋井川流域=(6,59), 旧迫川流域=(10,20.6)		
東部大崎	涌谷町	平坦地:R1=45	田尻川流城=12	平坦地:R1=30 かつ	旧北上川[和渕]				大江川流域=5.2, 渋井川流域=6.6。 旧迫川流域=27.8	[E](E](10)(40)-(10, 200)		
	110-141-2	平坦地以外:R3=80	出来川流域=10	江合川流域=19	江合川[下谷地·涌谷]			涌谷町	旧追川流域=293, 出来川流域=9.8	江合川流域=(7, 18), 迫川流域=(10, 27.7)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和渕],	
					[祖]][佐沼]							
	1900000				追川[佐沼] 鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿			学用即	Ш т 110 ф (d) - р д		旧北上川[和渕]。 江合川[下谷地·滿谷]。 迫川[佐沼]	
	美里町	R1=45	出来川流域=12	_	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿 島台]			美里町	出来川流域=6.4, 田尻川流域=102, 美女川流域=6.2,	江合川流域=(7, 242), 出来川流域=(7, 5.7),	江合川[下谷地・滿谷], 適川[佐沼] 鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地・涌谷]	
			出来川流域=12 大川流域=19	一 平坦地:R1=30	鳴瀬川[三本木橋·野田橋·鹿		er Ald Tubles		美女川流域-5.2, 鞍坪川流域-7.5	江合川崑城(7, 242), 出来川北城(7, 57), 田尻川泉城(7, 91), 美女川泉城(7, 95), 鞍坪川泉城(7, 64)	江台川[下谷地·滿谷], 迪川[佐郊] 鳴瀬川[[二本木橋-野田橋-鹿島台]。 江台川[覚雄・下谷地・涌谷]	
《仙沼地域	美里町 気仙沼市	R1=45 R1=45		ー 平坦地:RI=30 かつ 大川流域=15	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿 島台]		気仙岩地域	美里町	美女川流域=6.2, 鞍坪川流域=7.5 青野沢川流域=6.9, 鹿折川流域=1.9, 生川赤域=2.8	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	江台川下谷地·湯谷] 瀬川(佐沼) 鳴瀬川(三本木橋-野田様-鹿島台]。 江台川(荒雄・下谷地・涌谷]	
気仙沼地域			大川流域=19 津谷川流域=13 新井田川流域=8	かつ	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿 島台]		気仙岩地域		奏好川流域=6.2, 物坪川流域=7.5 青野沢川流域=6.9, 鹿肝川流域=1.9, 大川流域=0.3.6, 津台川流域=0.2, 沖山川流域=0.2, 沖山川流域=6.2,	江舎川流城(-(7,242), 出来川流城(-(7,57), 田尻川流城(-(7,57), 美女川流城(-(7,55), 鞍坪川流城(-(7,55), 鞭坪川流城(-(6,6))	江台川(下海地·海台)。 初川(佐沼) 張瀬川(正立木株。野田塚·鹿島台)。 江台川(東越・下台地·海台)	
気仙沼地域	気仙沼市 南三陸町	R1=45 R1=50 平坦地:R3=80	大川流域=19 津谷川流域=13 新井田川流域=8 八幡川流域=14	かつ	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿 島台] 江合川[荒雄・下谷地・涌谷] —		医仙沼地域		表女川流版中2。 跨野川流版中3。 跨野川流版中3。 走到川流版中3。 大川流域中3。 走到川流版中3。 地到川流版中3。 馬瀬川流版中3。 馬瀬川流版中31	工会 [返越-(7, 245), 出景 [返越-(7, 255), 是 [返越-(7, 255), 美元 [返越-(7, 255), 美元 [返越-(7, 255), 兼計 [返越-(7, 255), 上月 [返越-(7, 255), 月 [返w-(7, 255), 月 [w-(7, 255),] [w-(7, 255),]	江台川(宇宙地·漢台)。 朝川(東部) 福泉川(三本本株・野田様・鹿島台)。 二台川(東北・下台地·漢台)	
気仙沼地域	気仙沼市 南三陸町 角田市	R1=45 R1=50 平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50	大川流城=19 津谷川流城=13 新井田川流城=8 八幅川流城=14 高倉川流城=9	かつ	鳴順川[三本木橋・野田橋・鹿 島台] 江合川[荒雄・下谷地・涌谷] 一 一 阿武機川下流[丸森・笠松]		医仙岩地域	気仙沼市	美型川港場で5、 青野沢川港場で15 青野沢川港場で19, 大川電場で20, 港田川港場で20, 港田川港場で20, ・ 地田電場で58, 馬脚川港場で15, 大田川港場で75, 大田川港場で75, 大田川港場で75,	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	江州(江南) (古香) 海山 湖湖(江南) (北京) (北京) (北京) (江南) (江南) (江南) (江南) (江南) (江南) (江南) (江南	
	気仙沼市 南三陸町 角田市 大河原町	RI=45 RI=50 平坦地:R3=80 平坦地以外:RI=50 平坦地:R3=70 平坦地以外:RI=45	大川流城=19 津谷川流城=13 新井田川流城=8 八幡川流城=14 高倉川流城=9 荒川流城=14	かつ	鳴順川[三本木橋・野田橋・鹿 島台] 江合川[荒雄・下谷地・涌谷] 一 同武機川下流[丸森・笠松] 白石川[大河原・白石]		気仙岩地域	気仙沼市	表女川流版中2。 跨野川流版中3。 跨野川流版中3。 走到川流版中3。 大川流域中3。 走到川流版中3。 地到川流版中3。 馬瀬川流版中3。 馬瀬川流版中31	工会 [返越-(7, 245), 出景 [返越-(7, 255), 是 [返越-(7, 255), 美元 [返越-(7, 255), 美元 [返越-(7, 255), 兼計 [返越-(7, 255), 表 [記述-(5, 25), 表 [記述-(5, 25),	江州(江南) (古奇) 海島) 陽泉川(正本 末春 中田寺 東島台) 正計(江東 「古巻 海台)	
気仙沼地域東部仙南	気仙沼市 南三陸町 角田市	RI=45 RI=50 平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50 平坦地:R3=70 平坦地以外:R1=45 RI=45	大川流城=19 津谷川流城=13 新井田川流城=8 八幅川流城=14 高倉川流城=9	かつ	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿 島台] 江合川[荒雄・下谷地・涌谷] 一 一 阿武隈川下流[丸森・笠松] 白石川[大河原・白石] 白石川[大河原・白石]		芸仙沼地啄	気仙沼市	美型川港場で5、 青野沢川港場で15 青野沢川港場で19, 大川電場で20, 港田川港場で20, 港田川港場で20, ・ 地田電場で58, 馬脚川港場で15, 大田川港場で75, 大田川港場で75, 大田川港場で75,	工会 [返越-(7, 245), 出景 [返越-(7, 255), 是 [返越-(7, 255), 美元 [返越-(7, 255), 美元 [返越-(7, 255), 兼計 [返越-(7, 255), 表 [記述-(5, 25), 表 [記述-(5, 25),	江州(江南) (古香) 海島) 陽瀬川(江本本株) (田本本株) (田本本株) 正山川(江東) (日本本株) -	
	気仙沼市 南三陸町 角田市 大河原町	RI=45 RI=50 平坦地:R3=80 平坦地以外:RI=50 平坦地:R3=70 平坦地以外:RI=45	大川流城=19 津谷川流城=13 新井田川流城=8 八幡川流城=14 高倉川流城=9 荒川流城=14	かつ	鳴順川[三本木橋・野田橋・鹿 島台] 江合川[荒雄・下谷地・涌谷] 一 同武機川下流[丸森・笠松] 白石川[大河原・白石]		医仙沼地域	気仙沼市	美型川港場で5、 青野沢川港場で15 青野沢川港場で19, 大川電場で20, 港田川港場で20, 港田川港場で20, ・ 地田電場で58, 馬脚川港場で15, 大田川港場で75, 大田川港場で75, 大田川港場で75,	工会 [返越-(7, 245), 出景 [返越-(7, 255), 是 [返越-(7, 255), 美元 [返越-(7, 255), 美元 [返越-(7, 255), 兼計 [返越-(7, 255), 表 [記述-(5, 25), 表 [記述-(5, 25),	江州(江南) (古奇) 海島() (江南) (江南) (江南) (江南) (江南) (江南) (江南) (江	

頁				現行(平成2	29年2月)				修正後		備考
193			平坦地:R1=50	夏川流域=15		北上川下流[米谷·登米·柳 津]						警報等発表基準
		登米市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=60	荒川流域=9	-	旧北上川[和渕]	(別表4)洪: 市町村等を まとめた地域	水警報基準	流域雨量指数基準	複合基準*1	平成29年9月7日現在 指定河川洪水予報による基準	変更による図の
	登米・		5	二股川流域=13		迫川[若柳·佐沼]	東部仙南	角田市	高倉川流域=13, 小田川流域=9.1, 尾辺川流域=8.4	-	阿武隈川下流[丸森・笠松]	差し替え
	東部栗原		THE ST. DO.	一迫川流域=23				大河原町 村田町	尾辺川流域=8.4 荒川流域=19.6 荒川连域=17.2。	自石川流域=(7, 42)	自石川[大河際・白石] 自石川[大河原]	201/0
		栗原市東部	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50	三迫川流域=17 小山田川流域=15	_	迫川[留場·大林·若柳]		泰田町 村田町	元川流域=172。 新川流域=6.8 五間堀川流域=9.1	荒川流域=(6, 15.4), 新川流域=(10, 6.1) 白石川流域=(6, 49.5), 五陸場川流域=(14, 7.2)	回右川(大河原) 阿武隈川下流[笠松], 白石川[大河原]	
			1,23,00,,,,,	夏川流域=15				丸森町	新子屋IIF放送-17.0	五間増川流域=(14,72) 阿武隈川流域=(7,727)。 雉子尾川流域=(7,111)。 五福谷川流域=(7,98)	白石川[大河原] 阿武隈川下流[丸森·笠松]	
		仙台市西部	平坦地:RI=45 平坦地以外:RI=50	名取川流域=22 広瀬川流域=28 七北田川流域=18	_	七北田川[市名坂]	金米·東部栗原	金米市	度 7 / 18 / 18 / 18 / 18 / 18 / 18 / 18 /		北上川下流[米谷・金米・柳津], 旧北上川[和郊], 旭川福梯・伐沿]	
	西部仙台	大和町西部	R1=50	吉田川流域=31 宮床川流域=11	_	吉田川[落合]			五音等 计规能信息 (由到 用液体20 2、 为深州 用液体20 2、 为深州 用液体20 5。 大规则 混涂体5。 大规则 混涂体6。 是到 用液体60 4。 是到 用液体60 4。 是到 用液体60 5。 是到 用液体60 5。 是到 用液体60 5。 是到 用液体60 5。 是对 用液体60 5。 是对 用液体60 5。 是对 用液体60 5。 是对 用液体60 5。	直川環域=(10, 27:9)。 旧北上川環域=(8, 5:6)。 南沢川環域=(8, 14:1)。 羽沢川環域=(8, 14:1)。 三龍川環域=(9, 14:4)。 岩之沢川環域=(9, 4:4)。 黄牛川環域=(9, 4:7)。 網木川環域=(8, 5:4)	道川(若柳・佐沼)	
		大衡村	R1=50	善川流域=12	R1=40 かつ 善川流域=8	_			石貞川(政統-155) 長沼川(政城-192) 荒川(武城-179) 龍川(武城-181) 編末川(安城-161)	MACA 1 (MCMC-100) 20-0		
		白石市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	斎川流域=8	_	白石川[大河原·白石]		栗原市東部	報刊の1860年01 第列川運転で4、 小山田川流域で30。 期間に域で10。 三間端川流域で10。 三間端川流域で10。 三間端川流域で28。 利川流域で28。 利川流域で28。 利川流域で27。 - 金加川流域で30。	夏川茂城=(16, 7), 龍川茂城=(8, 6), 三迪川茂城=(8, 18.1)	道川[晉場·大林·若線]	
	midn() de	蔵王町	R1=60	松川流域=20	_	白石川[大河原・白石]			三周第118成第一25, 夏川流域-7.8, 韓川流域-7.8,			
	西部仙南	七ヶ宿町	R1=60	白石川流域=24 前川流域=12	_	_	西部仙台	仙台市西部	金流川流域=9.1 名取川流域=44。	名取川流城=(8, 248)	七北田川[市名坂]	
		川崎町	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	北川流域=14	-	-		大和町西部	名別川波域-44, 広種川波域-35, 斎飾川波域-35, 大倉川波域-218, 高柳川流域-8.1			
				太郎川流域=19 江合川流域=23				大和町西部	吉田川波域=222。 官床川流域=93 善川流域=164	善川流域=(6, 14.7)	古田川[落合]	
		大崎市西部	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	小山田川流域=10 渋川流域=11	_	_	西部仙南	自石市	平家川波域=6.3, 児捨川波域=16.5, 寮川流域=15.1, 湾井川流域=5.3, 海田川道域=6.9	平家川流域=(11,56)。 児捨川流域=(5,148), 斎川流域=(5,135)	自石川[大河原·白石]	
	西部大崎	色麻町	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	鳴瀬川流域=31	-	.—		麗王町	松川流域=282, 高木川流域=64, 平東川流域=57	平志川流城=(11, 51)	白石川[大河原・白石]	
		加美町	R1=60	鳴瀬川流域=31 多田川流域=11	_	鳴瀬川[三本木橋]		七ヶ宿町 JimgBT	自石川流域=20 支倉川流域=61, 約川流域=176, 太郎川流域=151, 地川流域=233		-	
			WHILE DO DO	田川流域=12 一迫川流域=22			西部大崎	大崎市西部 色麻町	江合川流域-308, 小山田川流域-14.1, 吉野川流域-7.4, 沙川流域-8.7 鳴番川流域-40.7,	-	-	
	西部栗原	栗原市西部	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50	二追川流域=14 三迫川流域=17 長崎川流域=9	_	_		加美町	現在 (東海 1407。 南海川 東域 1407。 花川 東域 1991。 東野川 東域 1993。 東野川 東域 1993。 東田川 東域 112。 田川 東域 121。	-	鳴瀬川[三本木橋]	
				3X HOJ/11(/IL/9X-3			西部栗原	栗原市西部	一道川流域=278, 長崎川流域=127, 二道川流域=164, 平原川流域=95, 全生川流域=92,	三適川流域=(16, 147), 鉛川流域=(8, 53), 三迪川流域=(16, 143)	-	
								F1 / car recover an arch	鉛川流域=59, 三追川流域=159 数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基	M. Charles Maria and C. Charles		
										2 / 2		

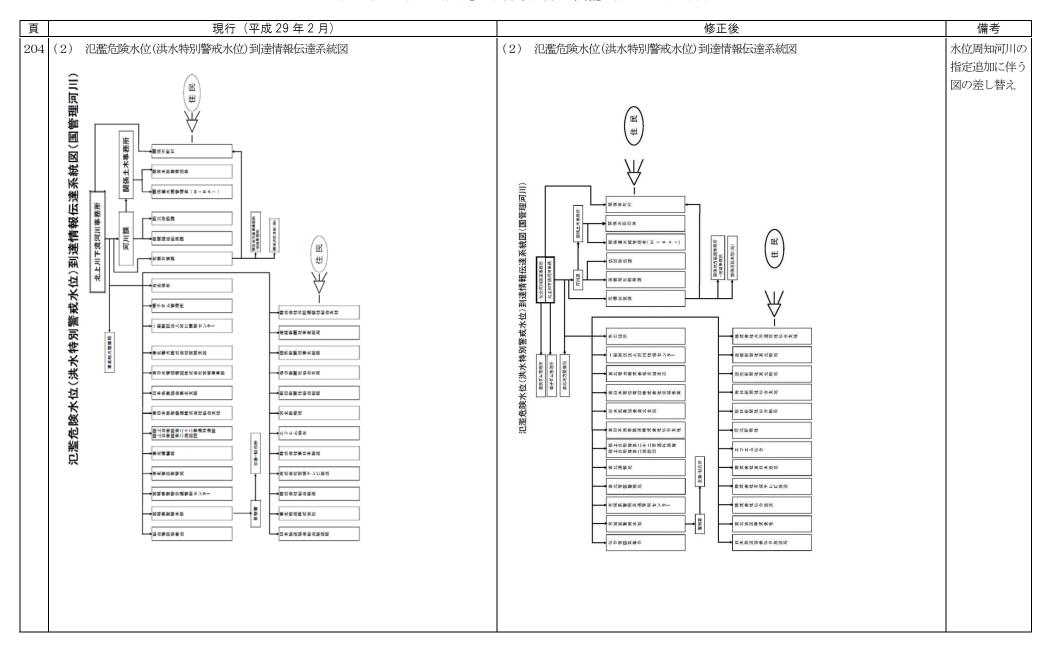
			現行(平成 29 年	= 2 月)					修正後	 備考
	5)大雨汽	主意報発表	長基準		()	川表 5) 大雨注	意報発表	基準		警報等発表基準
										変更による図の
(別表	5)大雨注意	服発表基準		(平成28年10月10日現在)						
	市町村等を	市町村等	雨量基準	土壤雨量指数基準		(別表5)大雨			平成29年7月7日現在	差し替え
まと	とめた地域					市町村等を まとめた地域 東部仙台	市町村等 仙台市東部	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準	
		仙台市東部 塩竈市	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30 R3=50	80		来和地台		10	80	
		名取市	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	87			塩竈市	8	86	
	-	多賀城市	R3=50	80			名取市	8	87	
			R1=30	88			多賀城市	11	80	
			R1=30	80			岩沼市	9	88	
7	東部仙台	正理町	R1=30	88			富谷市	10	80	
	AND IN IT	山元町	R1=30	90			亘理町	11	88	
	ŀ	松島町	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=25	68			山元町	8	90	
	Ì	七ヶ浜町	R3=60	86			松島町	6	68	
	1	利府町	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	80			七ヶ浜町	11	86	
			R1=30	81			利府町	8	80	
		大郷町	R1=30	81			大和町東部	0	01	
		石巻市	平坦地:R3=40 平坦地以外:R1=40	69			大郷町	0	01	
7	石巻地域	東松島市	R1=30	63				9	81	
		女川町	平坦地:R3=40 平坦地以外:R1=30	75		石巻地域	石巻市	8	69	
		大崎市東部	R3=60	76			東松島市	8	63	
J	東部大崎	涌谷町	平坦地:R1=30 平坦地以外:R3=50	85		10	女川町	8	75	
		美里町	R1=30	76		東部大崎	大崎市東部	8	76	
4	5.仙沼地域	気仙沼市	R1=30	77			涌谷町	6	85	
ж	八川(日本巴州)	南三陸町	R1=30	71			美里町	9	76	
		角田市	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	80		気仙沼地域	気仙沼市	8	77	
		大河原町	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	80			南三陸町	7	71	
J			R1=30	81		東部仙南	角田市	6	90	
		柴田町	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	81		来和叫用	大河原町	3	00	
<u> </u>		丸森町	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=40	78				/	80	
登米	*• B B B B F	登米市	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	76			村田町	8	81	
			平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=40	79			柴田町	8	81	
		仙台市西部	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	80			丸森町	8	78	
17	西部仙台	大和町西部	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	81		壹米·東部栗原	登米市	11	76	
\vdash		大衡村 白石市	R1=40 平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	81 76			栗原市東部	11	79	
		日石巾 蔵王町	平理地:R1=30 平理地以外:R1=40 R1=40	76		西部仙台	仙台市西部	9	80	
7	西部仙南		R1=40 R1=40	67			大和町西部	10	81	
	ŀ	川崎町	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	78			大衡村	7	81	
\vdash			平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	81		西部仙南	白石市	7	76	
r	西部大崎	色麻町	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	81		C2 0FIMI#)	蔵王町	7	70	
'	/	加美町	R1=40	78				,	18	
V	西部栗原		平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=40	79			七ヶ宿町	9	67	
							川崎町	9	78	
						西部大崎	大崎市西部	8	81	
							色麻町	11	81	
							加美町	10	78	
						西部栗原	栗原市西部	8	79	

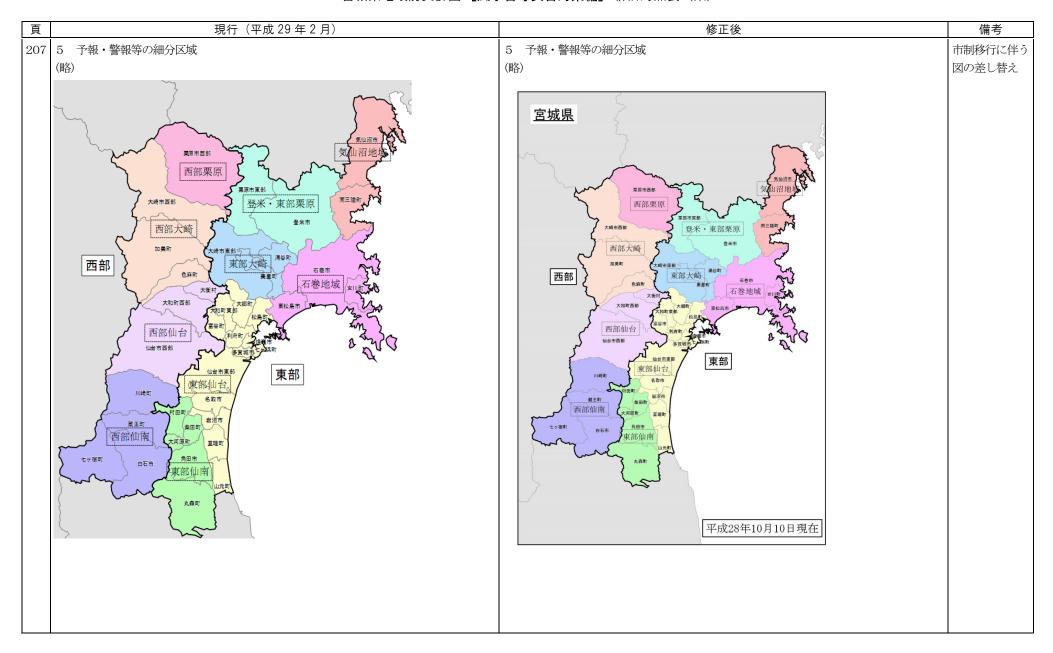
			現行(平成 29 4	年2月)					修正後			備考
別表6)沒	共水注意	報発表基準	Ī			(別)	表6)洪/	水注意幸	眼発表基準				警報等発表基準
(別表6)洪	水注意報発	表基準			(平成28年10月10日現在)								変更による図の
市町村等を	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報			大注意報	甚準		平成29年7月7日現在		差し替え
まとめた地域	11/2/13/4	NI MEZO-P	加州州里田水出中	平坦地:R3=30	による基準 名取川[名取橋]		市町村等を まとめた地域	市町村等		被合基準*1	指定河川洪水予報による基準		
	仙台市東部	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	広瀬川流域=15	かつ 名取川流域=40	広瀬川[広瀬橋]		東部仙台	仙台市東部	北貞山運河·南貞山運河流域=5.8。 広瀬川流域=25.8。 旧流川流域=46. 梅田川流域=9.7	名取川茂城(-(7, 293), 七北田川茂城(-(8, 202), 北直山運河(南直山運河流域(-(5, 35), 広瀬川茂城(-(8, 258), 旧宮川茂城(-(8, 36), 梅田川茂城(-(8, 61))	名取川[名取機], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]		
	塩竈市	R3=50	=	_	-			塩竈市		梅田川流城=(8, 6.1)	-		
	名取市	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	増田川流域=12 五間堀川流域=8	_	名取川[名取橋]			名政市	增田川流域=109, 貞山堀流域=196, 川内沢川流域=78, 志質沢川流域=135	増田川流域=(6, 9.9), 貞山堪流域=(6, 17.5), 川内沢川流域=(6, 7.7), 志質沢川流域=(5, 8.3)	名取川[名取橋]		
	多賀城市	R3=50	砂押川流域=7		七北田川[市名坂]			多質城市	志質沢川流域=135 砂押川流域=126	志賞沢川流城=(5, 83) 砂押川流域=(8, 7)	七北田川[市名坂]		
	岩沼市	R1=30	五間堀川流城=7	_	阿武隈川下流[笠松·岩沼]			岩沼市	川内沢川流域=68。 五間堀川流域=86。	川内沢川流域=(8, 5.4)。 五間堀川流域=(5, 5.2)。	阿武隈川下流[笠松·岩沼]		
	富谷市	R1=30	-	_	吉田川[落合・新田橋]			富谷市	志賀沢川流域=68 西川流域=55	志賀沢川流域=(8, 5.7)	吉田川[落合・新田橋]		
東部仙台	亘理町	R1=30	_	_	阿武隈川下流[笠松·岩沼]			豆油町	E27.1811-94 010	西川流域=(5, 32)。 竹林川流域=(8, 75)]	
214941414	山元町	R1=30	坂元川流域=7	_	阿武隈川下流[笠松•岩沼]			旦理町 山元町	高箱川流域=52.	-	阿武隈川下流[笠松·岩沼] -	-	
	松島町	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=25	_	平坦地:R3=40 かつ	鳴瀬川[野田橋・鹿島台] 吉田川[粕川・鹿島台]			松島町	版別川流域=93, 灰元川流域=93, 戸花川流域=44 鶴田川流域=143, 田中川流域=61	商用10点%-(5, 40), 板元[1点域=(5, 66), 戸花]1流域=(5, 27.4), 諸田[1流域=(5, 143), 田中 1流域=(5, 6.1)	鳴翔川[野田橋・底島台], 吉田川[柏川・鹿島台]		
	N - 144			吉田川流域=16	D MY TOTAL T SUBJECT			七ヶ浜町	III 1711Most 011	田中川流域=(5, 6.1)	-		
	七ヶ浜町	R3=60 平坦地:R3=50	-	_	_			利府町	砂押川流域=8.9	砂押川流域=(5, 6.3)	-		
	利府町	平坦地以外:R1=30	砂押川流城=6	_				大和町東部	小西川流域=7.6。 善川流域=14.1	竹林川流域=(9, 9.5)。 小西川流域=(5, 7.6)	吉田川[落合・新田橋]		
	大和町東部		宮床川流域=9 善川流域=6	_	吉田川[落合・新田橋]			大郷町	鶴田川流域=96, 味明川流域=73, 滑川流域=6.8	吉田川流城=(5, 231), 鶴田川流城=(5, 59), 味明川流城=(5, 73), 滑川流域=(7, 46)	吉田川[落合・粕川]		
	大郷町	R1=30	鶴田川流域=6	_	吉田川[落合・粕川]		石巻地域	石巻市	大沢川流域=6.8, 富士川流域=2.9,	江合川流域=(7,221)。 旧北上川流域=(7,244)。	北上川下流[柳津·飯野川上流]。 旧北上川[和渕·大森]。		
石巻地城	石巻市	平坦地:R3=40 平坦地以外:R1=40	定川流域=6	_	北上川下流[柳津·飯野川上流] 旧北上川[和渕·大森] 江台川[涌谷]				中島川流域=55, 追渡川流域=52, 真野川流域=13, 皿貝川流域=46, 本北上運河流域=25	江台(原原中)、221)。 旧共山川東原(7,244)。 241)。 富士川東原(7,244)。 富士川東原(6,29)。 中島(原原中)、55)。 高沙川東原(5,55)。 高州(原原中)、50)。 高川(原原中)、60)。 高十(原原中)、60)。 高十(原原中)、60)。 北北(東河東原中)、75)。 北北(東河東原中)、75)。 北北(東河東原中)、75)。	江台川[滿谷]		
石巷地域	東松島市	R1=30	定川流城=6	_	鳴瀬川[鹿島台] 吉田川[鹿島台]			東松島市	堤川流域=51, 定川流域=14	報坪川流域=(5, 92), 堤川流域=(5, 41), 定川流域=(6, 11.2)	鳴難川[鹿島台], 吉田川[鹿島台]		
	女川町	平坦地:R3=40 平坦地以外:R1=30	_	_	=		東部大崎	女川町 大崎市東部	女川流域-8 田民川流域-81, 中南生沢川流域-37,	女川琉域=(5, 6.7) 鳴瀬川流域=(5, 27.6), 吉田川流域=(5, 20.6),	- 鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台]。 吉田川[粕川・鹿島台]。		
	大崎市東部		小山田川流域=6 田尻川流域=5	_	鳴概川[三本木橋・野田橋・鹿 島台] 吉田川[柏川・鹿島台] 江合川[荒雄・下谷地]				中期生月川流域=37, 特定51/流域=52, 特定51/流域=52, 市房川流域=113, 元月川流域=11, 汽井川流域=52, 日近川流域=52,	第田 (成等では、20分、 日田 (成等で、20分、 日本 (成年) (元年) (元年) (元年) (元年) (元年) (元年) (元年) (元	江台川[荒雄・下谷地]		
東部大崎		平坦地:R1=30	田尻川流域=10	平坦地:R1=20	旧北上川[和渕]			涌谷町	旧追川流域=23.4。 出来川流域=7.8	江合川濱城=(5, 162), 迫川流域=(9, 238), 出来川流域=(5, 6.7)	旧北上川[和渕]. 江合川[下谷地・涌谷]. 追川[佐沼]		
米的人间	涌谷町	平坦地以外:R3=50	出来川流域=6	かつ 江合川流域=19	江合川[下谷地·涌谷] 迫川[佐沼]			美里町	出来川流域=5.1, 田尻川流域=8.1, 美女川流域=4.9, 鞍坪川流域=6	田米川流城~(5, 5.7) 鳴瀬川流城~(5, 285), 江台川流城~(5, 5.1), 田尻川流城~(5, 5.1),	短川((だん) 鳴瀬川(三本木橋・野田橋・鹿島台)。 江合川(下谷地)		
	美里町	R1=30	出来川流域=6	_	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿 島台] 江合川[下谷地]		気仙沼地域	気仙沼市	春虹(DIIF京M-AO	美女川流域=(7,39), 鞍坪川流域=(5,49)	-		
		R1=30	大川流域=12 津谷川流域=7	-					展折川流域95. 大川流域95.8、 注分川流域95.8、 注分川流域96.5。 松川流域96.5。 松川流域94.6。 編削 流域94.6。	南野代川原源(4.5、48)。 庭折川原源(6.5、44), 大川原版(6.43)。 達台川原城(6.43)。 神山川原城(6.41) 松川原城(6.37)。 馬龍川原城(6.37)。			
	気仙沼市							南三陸町	新井田川流域=56。 八幡川流域=92。	新井田川流域。(5, 49), 八幡川流域。(5, 56), 水尻川流域。(5, 57),	-		

			現行(平原	艾 29 年	2月)				修正後		
	角田市	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	高倉川流域=6	-	阿武隈川下流[丸森·笠松]	(민홍6)	洪水注意報	註 3 m			
	大河原町	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	荒川流域=9	-	白石川[大河原]	市町村等まとめた地東部仙南		流域用量指数基準	複合基準*1 阿武陽川流域=(5,30)。	平成29年7月7日現在 指定河川洪水予報(こよる基準 阿武隈川下流(丸斉・笠松)	
東部仙南	村田町	R1=30	荒川流域=9	_	白石川[大河原]	A DE IMPE	736012	小田川流域=7.2, 尾鏡川流域=6.7	高倉川茂城=(5,82), 小田川流城=(5,49), 尾袋川流域=(5,63)	P-22498(7111.041C)-044-32190	
	柴田町	平坦地:R3=50	五間堀川流域=9	_	阿武陽川下流[笠松]		大河原町	荒川流域=15.6	白石川流域=(5, 32.8), 荒川流域=(6, 12.5)	自石川[大河順]	
	76.7	平坦地以外:R1=30			白石川[大河原]		村田町	荒川流域=137。 新川流域=5.4	荒川流域=(5, 13.7)。 新川流域=(5, 5.4)	白石川[大河原]	
	丸森町	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=40	内川流域=9 維子尾川流域=10	_	阿武隈川下流[丸森・笠松]		柴田町 丸森町	五間堀川流城=72	自石川流域=(5, 33)。 五間堀川流域=(6, 58)	阿武隈川下流[笠松]。 白石川[大河原] 阿武隈川下流[丸森]	
	登米市	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	夏川流域=12 荒川流域=7 二股川流域=7	_	北上川下流[米谷·登米·柳 津] 旧北上川[和渕] 迫川[若柳·佐沼]	金米·東部栗		班子與川流域=13.7。 內別 [[城域=17.5。 中別 [[城域=37.5] 新] [[城域=6.6.5] 本[海] [[城域=6.6] 南[月] [[城域=15.5] [[海山] [[城域=4.6.5]	阿武德川流域~(7, 49.4), 难子见川流域~(6, 10), 切川高域~(6, 121), 伊斯川茂域~(5, 37), 五福台川流域~(5, 241), 旧北北川流域~(6, 241), 南沢川流域~(6, 9.2),	北上川下流(水谷・金水・柳津), 臼上上川加賀(、 泊川江南城、北沼)	
米·東部栗原	栗原市東部	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=40	一迫川流域=15 三迫川流域=14 小山田川流域=12 夏川流域=12	_	迫川[留場·大林·若柳]			思田川(京地-4 4、 大間)	市民日度後年(8,925) 羽月 日度後年(7,46) 元田 日度後年(7,67) 二田 日度後年(8,75) 元日 日度後年(8,35) 元月 日度後年(8,35) 元月 日度後年(8,35) 元月 日度後年(8,4) 元月 日度後年(8,4) 元月 日度後年(8,38)		
西部仙台	仙台市西部	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	名取川流域=11 広瀬川流域=22 七北田川流域=14	_	七北田川[市名坂]		栗原市東部	管別川流域=6.7, 小山田川流域=16.1, 排載川流域=7.2, 荒川流域=8.7, 三間堀川流域=2, 東川流域=6.2, 熊川流域=6.5, 熊川流域=6.5,	登川高城=(5, 212), 小山田川原城=(5, 11.1), 寛川高城=(5, 82), 三間福川原城=(9, 16), 夏川流城=(9, 5), 稲川流域=(8, 42), 三迎川茂城=(5, 127), 金瀬川茂城=(5, 62)	á川[盤塲·大林·岩柳]	
A 100 M 20 O	大和町西部	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	吉田川流域=16 宮床川流域=9	_	吉田川[落合]	西部仙台	仙台市西部	三週川流域=16.1。 金流川流域=7.3 名取川流域=36.1。	全取川彦姫 (7.223)	七北田川[市名叛]	
	大衡村	R1=40	善川流域=6	_	_			広瀬川流域-288。 瀬勝川流域-6, 大倉川流域-174。 高柳川流域-6.4	広瀬川流域=(7,23)。 齋勝川流域=(5,6)。 士会川海域=(7,139)		
	白石市	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	斎川流域=5	_	白石川[大河原·白石]		大和町西部	入者川流場-174, 高柳川流域-164 吉田川流域-156, 宮床川流域-165	人者川成場((), 139), 七北田川流域((7, 186), 高柳川流域((5, 6.4)	古田川[陳合]	
	蔵王町	R1=40	松川流域=11	-	白石川[大河原・白石]		大衡村	答注[][放城=0.5 善][[流城=13.1	善川流域=(5, 7.9)	-	
西部仙南	七ヶ宿町	R1=40	白石川流域=14		_	西部仙南	白石市	平家川流城=5, 児捨川流城=132,	白石川流城=(6, 208)。 平家川流城=(6, 4)。	白石川[大河原・白石]	
	川崎町	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	前川流域=10 北川流域=7	_	-		献王町	頭川流域=12。 谷津川流域=42。 高田川流域=55	日石川原塚-(6, 208)。 平家川茂塚-(6, 4)。 見掛川成塚-(5, 106)。 着川流塚-(5, 96)。 台津川茂塚-(5, 42)。 高田川流塚-(5, 55) 日石川原塚-(6, 302)	自石川(大河原・自石)	
			太郎川流域=15 江合川流域=15					高木川流域=5.1, 平家川流域=3	白石川流域=(6, 302), 松川流域=(5, 225), 平家川流域=(6, 24)	DUNDOW DU	
	大崎市西部	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	小山田川流域=8 渋川流域=9	_	_		七ヶ宿町 川崎町	白石川流域=16 支倉川流域=48, 前川流域=14.1, 太郎川流域=12, 北川流域=12, 北川流域=18.6	白石川流域=(5, 16) 支倉川流域=(5, 4.6), 前川流域=(5, 14.1), 太郎川流域=(5, 12), 北川流域=(5, 18.6)	=	
西部大崎	色麻町	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	鳴瀬川流域=25	_	_	西部大崎	大崎市西部	江合川流域=046。 小山田川流域=112。 吉野川流域=59。 渋川流域=69	江合川流域=(5, 21)		
	加美町	R1=40	鳴瀬川流域=20 多田川流域=9	_	_		色麻町	鳴淵川浪域=243。 花川流域=152。 保野川流域=11.1	鳴瀬川流域=(7, 225)。 花川流域=(9, 122)。 保野川流域=(9, 89)		
			田川流域=10				加美町	鳴瀬川流域=285。 多田川流域=89。 田川流域=155	鳴瀬川流塚=(5, 214), 多田川流塚=(5, 68), 田川流塚=(5, 153)	-	
西部栗原	栗原市西部	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=40	一迫川流域=14 二迫川流域=11 三迫川流域=14 長崎川流域=7		_	西部栗原	栗原市西部	- 通り環境で22, 長崎川環境で101, - 通り開発で131, - 学中川環境で13, - 学中川環境で16, - 毎日川環境で4, - 6日川環境で47, - 6日川環境で47, - 7日間環境で47, - 7日間環境で17 - 7日間になって18 - 7日間になって18 - 7日間による2 - 7日による2 - 7日間による2 - 7日間による2 - 7日による2 - 7日間による2 - 7日間による2 - 7日間による2 - 7日間による2 - 7日間による2 - 7日間による2 - 7日間による2 - 7日による2 - 7日による2	一道川茂塚=(9, 208)。 長崎川茂塚=(7, 101)。 長崎川茂塚=(5, 109)。 学学川茂塚=(5, 55)。 金生川茂塚=(5, 51)。 劉川茂塚=(8, 47)。 三道川茂塚=(9, 127)	-	

		現行(平成	29年2月)						俏	多正後			備考
(別表	7)高潮警報・注意報	~ 表基準			(別表7)高潮	警報・注意	急報発表	基準				警報等発表基準
							明警報•注意報	基準			平成29年1月12日現	在	変更による図の
	(別表7)高潮警報・注意幸	段発表基準	(\(\pi\)	P成28年10月10日現在)		市町村等をまとめた地域	市町村等		빨和	潮位	注意報	7	
	市町村等をまとめた地域	市町村等		潮位		東部仙台	仙台市東部	1.6m	書刊	0.9m	注思:報	+	差し替え
	川神川十十七よこのバニ地域	100 10 2040 100	警報	注意報			塩竈市	1.2m		0.9 m		-	
		仙台市東部	1.6m	0.9m			名取市	1.5m		0.9m		-	
		塩竈市	1.2m	0.9m			多賀城市	1.6m		0.9m		-	
		名取市	1.5m	0.9m			岩沼市	1.6m		0.9m		-	
		多賀城市	1.6m	0.9m			富谷市	-		_		4	
		岩沼市	1.6m	0.9m			亘理町	1.5m		0.9m		_	
	±+0/4./>	富谷市	_	_			山元町	1.4m				_	
	東部仙台	<u></u> 亘理町 山元町	1.5m	0.9m 0.9m				1.00000		0.9m		_	
		松島町	1.4m 1.4m	0.9m			松島町	1.4m		0.9m			
		七ヶ浜町	1.4m 1.3m	0.9m			七ヶ浜町	1.3m		0.9m			
		利府町	1.2m	0.9m			利府町	1.2m		0.9m			
		大和町東部	1.2111	U.3III			大和町東部	-		-			
		大郷町	<u></u>				大郷町	-		-		7	
		石巻市	1.2m	0.9m		石巻地域	石巻市	1.2m		0.9m			
	石巻地域	東松島市	1.2m	0.9m			東松島市	1.2m		0.9m		7	
	1 E - E - A	女川町	1.2m	0.9m			女川町	1.2m		0.9m		┪	
		大崎市東部	_	_		東部大崎	大崎市東部	-		-		\dashv	
	東部大崎	涌谷町	_	_			涌谷町	-		-		-	
	,	美里町	_	_			美里町	-		-		-	
	E ALSO DELE	気仙沼市	_	_		気仙沼地域	気仙沼市	1.2m		0.9m		_	
	気仙沼地域	南三陸町	1.2m	0.9m			南三陸町	1.2m		0.9m		_	
		角田市	1.2m	0.9m		東部仙南	角田市			-		4	
		大河原町	_	_		A BRIDING	大河原町	_				_	
	東部仙南	村田町	_	_			\$1.00 CODE \$1.428.	-		_		_	
		柴田町	_	—			村田町	_		_			
		丸森町	_	_			柴田町	-		_			
	登米·東部栗原	登米市	_				丸森町	_		-			
	2271 7144111471	栗原市東部		_		盘米·東部栗原	登米市	-		-			
	method (10.4)	仙台市西部	_	_			栗原市東部	-		-			
	西部仙台	大和町西部		_		西部仙台	仙台市西部	-		-			
		大衡村					大和町西部	-		-			
		白石市 蔵王町	+-	+=			大衡村	-		-			
	西部仙南	版土町 七ヶ宿町	=	_		西部仙南	白石市	-		-		┪	
		川崎町					蔵王町	-		-		\dashv	
		大崎市西部		+=			七ヶ宿町	-		-		-	
	西部大崎	色麻町					JI [ii奇田]	-		-		-	
	[BM/\dates	加美町				西部大崎	大崎市西部	-		-		_	
	西部栗原	栗原市西部	_			3000	色麻町	-		-		-	
	HIPANIN	SEND IN FIER				1	加美町	-				_	
						T AD W. CF		1				_	
						西部栗原	栗原市西部	_		_			

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
203	3 東北地方整備局河川(国道)事務所または宮城県が発表する洪水に係る水位情報の通	3 東北地方整備局河川(国道)事務所または宮城県が発表する洪水に係る水位情報の通	
	知及び周知	知及び周知	水位周知河川の
	(1) 水位周知を行う河川名とその区域	(1) 水位周知を行う河川名とその区域	追加に伴う表の
	(国土交通大臣指定(法第13条第1項))		差し替え
	河川名 区 域	(国土交通大臣指定(法第13条第1項)) 河川名 区 域	
	新江合川 左右岸 輔江舎川分派点から 鳴揚川舎流点まで	左岸 仙台市太白区西多賀5丁目 右岸 仙台市太白区西田字八幡東	
	左岸 登米市東和町米谷李森台 二段川 右岸 登米市東和町米谷李大沢	から 幹川合連点まで 新江合川 左右岸	
	から北上川台流点まで	左岸 登米市東和町米谷字寿合 二股川 右岸 登米市東和町米谷字大沢	
	(知事指定(法第13条第2項))	から北上川合流点まで	
	河川名 区 填 全海川会流点から	(知事指定(法第13条第2項)) 河川名 区 域	
	京川 本名字 白石川合流点まで 安本学 村田町東北自動車道から	番川 左右岸 谷津川合流点から 白石川合流点まで	
	田石川営湾点まで	第1日 左右岸 千田町東北自動権場から 日本	
	阿瓜県川台流温まで 坂元川 左右湾 山元町大川橋から	・小田川 左右序 同武規川合流点まで	
	選出川 左右岸 上町川合流点から 満まで	増田川 左右岸 上町川合流点から	
	広瀬川 左右岸 仙台市契舎橋から た 製錬 セット	成海川 左右岸 仙台行歌岩積 から 広瀬樹 で	
	日荒川 左右岸 名取川合流点まで	古水川 本47年 名取川合流点まで 七北田川 左右岸 仙台市泉区馬県原ら 七北田川 左右岸 仙台市泉区馬・東大橋まで	
	セ北田川 左右岸 仙台市泉区赤生津大橋まで	梅田川 左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	
	梅田川 左右岸 北田川台湾点まで 左右岸 北田川台湾点まで 全球内 田川 横から センカー 全球内 田川 横から センカー 全球内 田川 横から センカー 大き 大学 東京市 田川 横から	砂押川 左右岸 多賀城市市川橋から 海まで 事態 また	
	参拝 左右岸 タ東域印[17](日の)や 海家で 高城川 左右岸 (松島町三陸自動車道から	高城川 左右海 海生で 加美田田川合演点から 加美田田川合演点から 塩炭 大崎市古川引用田合演点から を 大崎市古川引田田合演点から	
l	一種まで 加美町田川合湾点から	安田 左右岸 大島町田市町田市で	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	淡井川 左右岸 太崎市台所標から 左右岸 冬 奥川山今寺もまで	
	多田川 左右岸 成爾印山田穩砂。 大医管理区間建在 大 流井川 左右岸 太陽和自所穩砂。	古田川 左右岸 川山舎東点から 大陸甲尾間組歩で 大陸甲尾間組歩をで 大陸甲尾間組歩をで 大陸甲尾間組歩を 大陸甲尾間線 大陸甲尾間線 大陸甲尾間線 大陸甲尾間線 大陸甲尾間線 大陸甲尾間線 大陸市	
	法并川 左右岸 入橋町日が橋から 多田川合流点まで 大衛帝離出山ニツ石建から	江合川 左岸 大崎市古川桜目まで	
	江合川 左岸 大崎市古川校目まで 大宗 大崎市古川校目まで		
	三追川 左右岸 集届市金沢政連田様から 連川台漁点まで	要川 右岸 登米市石越町小谷地 から辺川合派点まで 会米市御瀬川合派点から 会米 神瀬川合派点から	
	左岸 登米市中田可健塚 石岸 登米市石越町小谷地 から迎川合武点まで	二股川 左岸 参米市車和町米谷字春合まで お岸 参米市車和町米公字・オーカー カーカー カーカーカー カーカーカー カーカーカー カーカーカーカーカ	
	プラル の	田道川 左右岸 「山田川台流点から 日本上川台流点から 日本上川台流点から 日本上川台流点まで 小山田川 左右岸 栗原市通峰東北本線から	
	右岸 登米市東和町米谷李大沢まで 小山田川合流点から サキギ 小山田川合流点から	小山田川 左右岸 田追川合流点まで 瀬峰川 左右岸 小山田川合流点まで	
	は北上川台流点まで かけ田川 左右岸 栗原市瀬峰東北本線から	萱刈川 左右岸 栗原市瀬崎東北本線から	
	原理 古武泉家で 東原市離峰根川橋から かい田川をきませて		
	が四川日本成本を 東原市海泉本と線から 小山田川合満点まで	西川 左右岸 如何由场小路都少5 宣列内部成立下で 二週川 左右岸 加冷流点末で	
	大水門川 左右岸 無限以及後十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	田泉川 左右岸 大崎市国道四号橋から 江合川合道点まで	
	西川 左右岸 大崎市田児市道橋から 曹刈川会湾点まで	宇坤 左右岸 栗原市史兵衛議勘から 二油川合流点まで 土 ち右岸 気仰ば市平嗣様から	
	左右岸 東南市県沢大橋から 連川舎渡点まで	大川 左右岸 海生で 海原 気աは有半側横から 海ボー スープー 大田	
	大川 左右岸 気加油市平前橋から 海家で	一種来で	





頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	第2節 情報の収集・伝達	第2節 情報の収集・伝達	
	第2 情報の収集・伝達	第2 情報の収集・伝達	i
211	1 被害の収集・伝達	1 被害の収集・伝達	1
	(2) (略)当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精	(2) (略)当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精	1
	査を行い,直ちに消防庁へ報告する。	査を行い,直ちに消防庁へ報告する。 <u>また,県は,人的被害の数について広報を行</u>	防災基本計画の
		う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。	修正を反映
	(3) (略)	(3) (略)	i
	また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っ	また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っ	,
	ていることが判明した場合には,当該登録地の市町村(外国人のうち,旅行者	ていることが判明した場合には,当該登録地の市町村 <mark>又は県</mark> (外国人のうち,旅行者	i
	など住民登録の対象外の者は	など住民登録の対象外の者は <u>直接又は必要に応じ</u> 外務省 <u>を通じて在京大使館等</u>)_	,
	<u>は県</u> に連絡する。	に連絡する。	,
	(4) (略)	(4) (略)	,
	(5) (略)	(5) (略)	i
212	<u>(新設)</u>	(6) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部	,
		等を含む防災関係機関へ提供し、情報の共有を図る。	i
	(<u>6</u>) (略)	(<u>7</u>)(略)	
	(<u>7</u>) (略)	(<u>8</u>) (略)	
	(<u>8</u>) (略)	(<u>9</u>)(略)	
219	第3節 通信・放送施設の確保	第3節 通信・放送施設の確保	,
	第6 災害時の通信連絡	第6 災害時の通信連絡	,
	2 非常時の通信の確保	2 非常時の通信の確保	,
	ロ 東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関		,
	係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る	関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る <u>とともに、災害発生に</u>	記述の充実
		よる通信設備の電源供給停止時の応急電源確保について要請があった場合は、移動	,
		電源車の貸与を行う。	i
	第5節 防災活動体制	第5節 防災活動体制	1
	第4 市町村の活動	第4 市町村の活動	,
	1 活動体制	1 活動体制	i
	(1) 組織,配備体制	(1) 組織,配備体制	1
	市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害等に対処するための組織、	市町村は,災害応急対策を遂行するため,あらかじめ災害等に対処するための組織,	
	配備体制及び職員の動員等について定めておく。	配備体制及び職員の動員等について定めておく。 この際,市町村は,災害発生のおそ	

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	その際、市町村は、県と一体となった体制が取れるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登庁者などについて定めておく。	れが高まっている場合,膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達すること等にも留意し、災害発生時、避難勧告等の発令も含めた災害応急対策を速やかに行うため、全庁をあげた役割分担の体制等を構築するよう努める。 また、市町村は、県と一体となった体制が取れるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図るとともに、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登庁者などについて定めておく。	避難勧告等に関するガイドラインの修正
	2 市町村災害対策本部の所掌事務	2 市町村災害対策本部の所掌事務	防災基本計画の
	(7) <u>避難の準備情報、勧告、指示</u>	(7) <u>避難勧告等の発令</u>	修正
234	第6節 警戒活動 第4 土砂災害警戒活動 4 市町村は、土砂災害に係る <u>避難勧告又は指示</u> について、それらの解除を行う際に、 国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。		
238	第7節 相互応援活動 第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ 2 緊急消防援助隊の活動円滑化 県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画(平成26年4月)」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努める。	第4節 相互応援活動 第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ 2 緊急消防援助隊の活動円滑化 県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画」」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努める。	記述の適正化
	第8節 災害救助法の適用	第8節 災害救助法の適用	
241	第3 救助の実施の委任 (略) 12 応急救助のための賃金職員雇上費 (新設)	第3 救助の実施の委任 (略) 12 応急救助のための賃金職員雇上費 【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】 救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表1のとおり 救助の実施者を定める。 ただし、災害毎の被災範囲や被災場所(市町村の行政機能が損なわれるような状況)等 を勘案し、県と市町村とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。	取り決めについ て、整理を行っ

頁	現行(平成 29 年 2 月)			修正後	備考
		表1 災害の規模に	に応じた救助の		
		実施者	Ĺ		
		局地災害の場合	市町村	全ての救助 (県から即時に委任(法第13条1項))	
		広域災害の場合	<u>県</u> <u>市町村</u>	二 県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第13条1項))	
		<u> </u>	<u>県</u>	応急仮設住宅の供与	
		※広域災害の場合は	_	が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な	
		調整が整った後に	は,市町村へ	委任することができる。	
	第11節 医療救護活動 第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制	第11節 医療救護活 第3 医療救護体制		・医療救護班の派遣・受入れ体制	
	1 県	1 県			
253	(3) 医療救護班の派遣調整 イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、県医師会 等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。 また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、国立病院機構、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。	会等の医療関 十字社宮城県 また、県に 市に応援を要 日本赤十字社 全日本病院協	本部は、地域対象 関係団体、大学を対象 は、医療教護 関請するほか、 は、独立行政 は、(公社)	災害医療支部からの要請に基づき、県医師会、県歯科医師 学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤 療救護班の派遣を要請する。 活動が県のみでは十分な対応ができない場合,広域応援県 、必要に応じ、他の都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、 法人国立病院機構,大学病院、(一社)日本病院会、(公社) 日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会、(公社)日本看護協 医療救護班の派遣を要請する。	
200	第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 3 医薬品等の需要・供給体制 (5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会と締結した「災害時に必要とされる薬剤師班の派遣等についての協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の提供等を行う。	<u>る医療救護活</u> 所,救護所等	を・供給体制 社)宮城県薬 活動に関する 等での薬品等		

頁 現行(平成29年2月) 備考 修正後 264 **第12**節 交通·輸送活動 第12節 交通 輸送活動 第5 陸上交通の確保 第5 陸上交通の確保 4 緊急通行車両の確認 4 緊急通行車両の確認 緊急通行車両等の事前届出・確認手続きのフロー 緊急通行車両等の事前届出・確認手続きのフロー 県公用車(警察車両除く) 県公用車(警察車両除く) 緊急通報車両保有防災関係機関 緊急通報車両保有防災関係機関 地 方 禐 関 地 方 微 関 総合交通対策課 記述の適正化 危機対策課 地方振與事務所 地方振興事務所 交通規制課 各警察署 交通規制課 各警察署 0 0 0 0 0 0 5 障害物の除去 5 障害物の除去 265 (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去(火山災害における火山噴出物の除去及 (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去(火山災害における火山噴出物の除去及 び雪害における除雪を含む。)について、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、 | 防災基本計画の び雪害における除雪を含む。)について、道路管理者 消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を 消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を一修正 行う。 行う。 (2) 道路管理者 は、早急に被害状況を把握し、障害物の (2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の 除去(火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。)及び応急 除去(火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。)及び応急 復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。 復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。 なお、道路管理者 は、放置車両や立ち往生車両等が なお、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が 発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運 発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運 転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路 転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路 管理者 は自ら車両の移動等を行う。 管理者、港湾管理者又は漁港管理者は自ら車両の移動等を行う。 6 関係機関、道路管理者間の連携・調整 6 関係機関、道路管理者間の連携・調整 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、 道路管理者 に対し、緊急通行車両の通行を確保するための 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための 区間の指定、放置車両や立ち往牛車両等の移動について、要請する。 区間の指定、放置車両や立ち往牛車両等の移動について、要請する。

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
267	第13節 ヘリコプターの活動	第13節 ヘリコプターの活動	
	〈主な実施機関〉	〈主な実施機関〉	
	(暗答)	(略)	
	東京航空局仙台空港事務所,自衛隊,	東京航空局仙台空港事務所,自衛隊,仙台国際空港(株)	記述の適正化
0.00	M		
268	第5 安全運行体制の確保	第5 安全運行体制の確保	
	1 災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが 被災地上空に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	一般次地上空に飛来し、危険な状態によりやりいことがら、二次次音的正のため、東京航空局仙台空港事務所、 陸上自衛隊東北方面航空隊(霞目駐屯		記述の適正化
	地)及び航空自衛隊松島基地管制塔等との連携により、安全運行体制を確保する。	地)及び航空自衛隊松島基地管制塔等との連携により、安全運行体制を確保する。	10/2-1/0
		20/人の加工目間が10円径20目前2日付で、20/20月1日の10日間に10円10日に10円10日に10日に10円10日に10円10日に10円10日に10日に10日に10円10日に10日に10日に10日に10日に10日に10日に10日に10日に10日に	
	第14節 避難活動	 第14節 選業活動	
	第1 目的	第1 目的	
	2 避難勧告等の対象とする避難行動	2 避難勧告等の対象とする避難行動	
	避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所	避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所	
	に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。	に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。	
	(1) 指定 <u>避難場所への<mark>移動</mark></u>	(1) 指定緊急避難場所への立退き避難	「避難勧告等に
	(2) 自宅等から移動しての 安全な場所への移動 (公園、親戚や友人の家等)	(2) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難	関するガイドラ
	(3) 近隣の高い建物 等への移動	(3) 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)	イン」の改定
	(4) 建物内の安全な場所での待機		
070	なっ、 ['] ID党サの名がた フルドニ		
270	第3 避難の勧告又は指示 災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため、必要と認められる場合、市	第3 避難の勧告又は指示 災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため、必要と認められる場合、市	
	町村長は、住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。	町村長は、住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。この際、県は、時期を	防災基本計画の
	- 311人は ITMOVIO (近 (*) (で) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*	失することなく避難勧告等が発令されるよう,市町村に積極的に助言を行う。	修正
	((略)	
	なお、市町村長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことが	なお、市町村長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことが	
271	かえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、 <mark>屋内での待避</mark> 等の安全	かえって危険を伴う場合等やむを得ないときは,住民に対し,「屋内安全確保」等の安	防災基本計画の
	確保措置を指示することができる。	全確保措置を指示することができる。	修正
	2 市町村長、知事の役割	2 市町村長,知事の役割	
	(略)	(略)	
	(略)また,市町村から求めがあった場合には, <u>避難指示又は避難勧告</u> の対象 <u>地域</u> ,	(略)また,市町村から求めがあった場合には, <u>避難勧告等</u> の対象 <mark>区域</mark> ,判断時期等	防災基本計画の

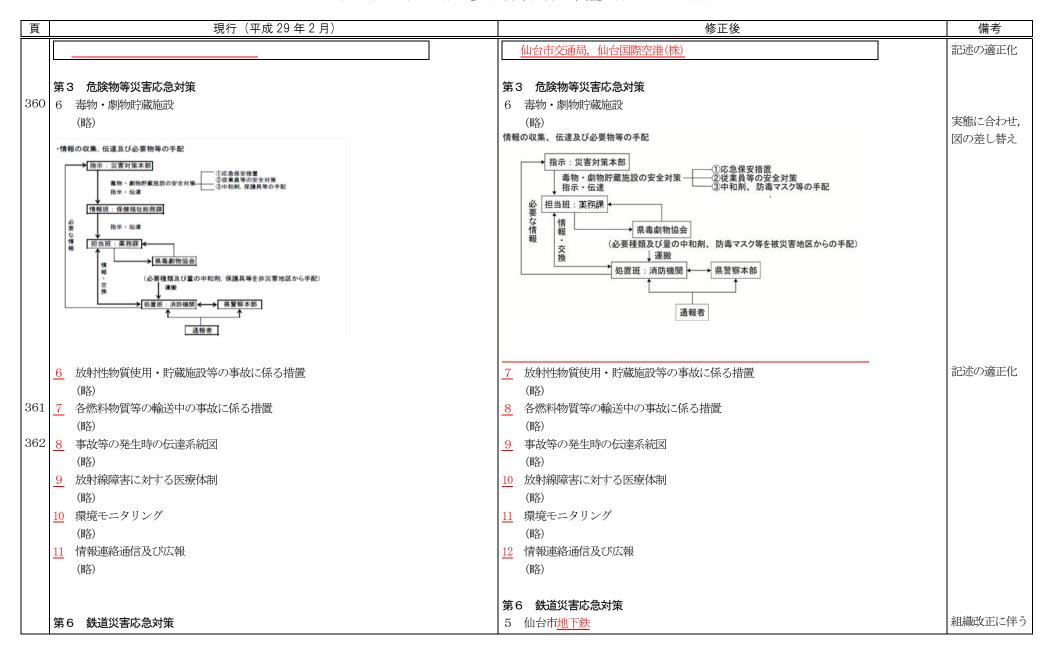
頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	判断時期等について助言する。	について助言する。	修正

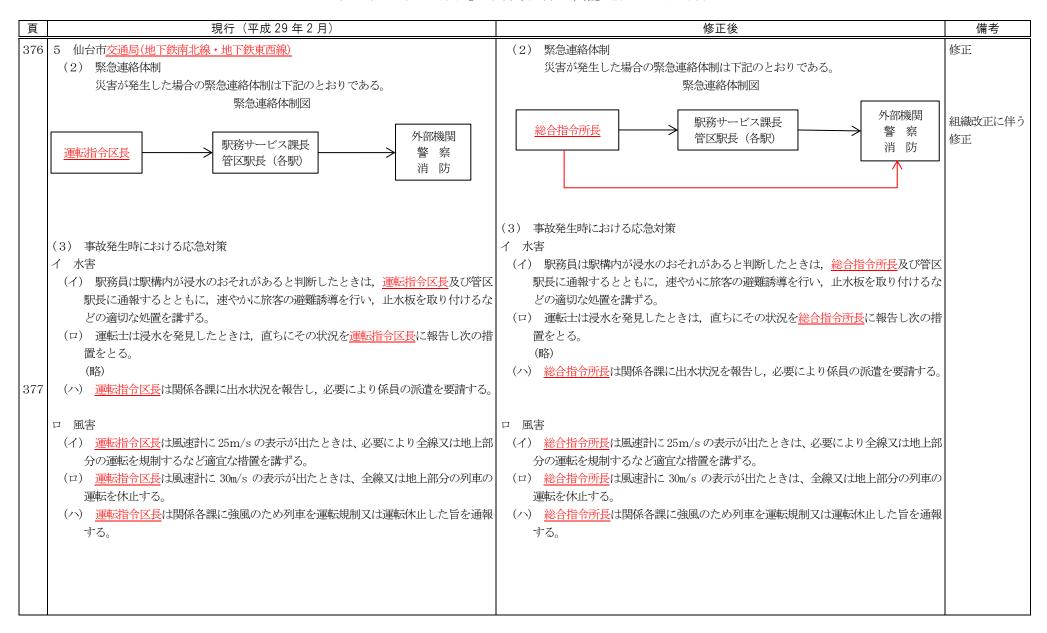
	第4 避難の勧告又は指示の内容及び周知	第4 避難の勧告又は指示の内容及び周知	
	3 避難の措置と周知	3 避難の措置と周知 (3) 周知内容	
070	(3) 周知内容		₹ 1\+∞\+
272	<u>避難指示</u> 等の理由及び内容,避難先又は避難場所,避難経路その他の誘導措置,出火・盗難の予防措置,携行品その他とする。	<u>避難勧告</u> 等の理由及び内容,避難先又は避難場所,避難経路その他の誘導措置,出 火・盗難の予防措置,携行品その他とする。	古に大下ひろ物に一
	八・盆無の予別相直、15月1mで少吧とする。	八・盆無の方別相直、境口中での他とする。	
	第5 避難誘導	第5 避難誘導	
	1 (略)	1 (略)	
273	なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴	なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴	
	う場合や屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する	う場合や屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する	防災基本計画の
	場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等の安全確保措置を講ずべ	場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講ずべきことにも	修正
	きことにも留意する。	留意する。	
	 第13 火山災害の警戒避難対策	 第13 火山災害の警戒避難対策	
278			
210	表する噴火警報等に対応して入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うと		
279		ともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。	記述の統一
	(曜名)	(曜)	
	県及び市町村は、多数の住民等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅	県及び市町村は、多数の住民等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅	
	速かつ的確に行わなければならない場合がありうること、噴火に伴う火砕流等は発生	速かつ的確に行わなければならない場合がありうること、噴火に伴う火砕流等は発生	
	から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民等へ <u>避難指示</u> 等	から短時間で居住地域に到達するおそれがあり,噴火発生前から住民等へ <u>避難勧告</u> 等	
	を行わなければならない場合がありうることに十分留意して災害応急対策を講じる。	を行わなければならない場合がありうることに十分留意して災害応急対策を講じる。	記述の統一
	第15節 応急仮設住宅等の確保	第15節 応急仮設住宅等の確保	
281	第4 民間賃貸住宅の活用等	第4 民間賃貸住宅の活用等	
	災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要と		-1
	なるため、被災者の避難所生活の長期化を回避するためまた、被災者の避難所生活の		
	長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模		修正
	の小さい 火害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応でき ない、ような土地構造である。というながはしている。不動き関係日体の扱力のも		
	ないような大規模災害の発生時には、 <u></u> 協定を締結している不動産関係団体の協力のも と、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる	<u> </u>	
	と、	もと、中国村と連携を図りながら、心忌仮放住宅としての民间負責性宅の借上的による供与を積極的に行って行く。	
<u></u>	プイナーと 小見小型Hゾバー 1 1、フート 1 1 1 / 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	、S Dメールで 4首届を出立て 11.7 と11 Z °	

頁		現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	第17節	節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	
288	第3	外国人への支援活動	第3 外国人への支援活動	
		(股各)	(略)	
		なお、支援活動においては、外国人旅行客についても念頭に置いた対応を行 <u>う。</u>	なお、支援活動においては、外国人旅行客についても念頭に置いた対応を行 <u>い、被</u>	
	_		災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早	修正
	_		期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行客等は行動特性や情報ニーズが異	
	-		なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。	
	第 216	節 遺体等の捜索・処理・埋葬	第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬	
303		は、	(主な実施機関)	
		- は天元の成男/ - (環境生活部、保険福祉部)、県警察本部、第二管区海上保安本部	県(環境生活部、保険福祉部)、県警察本部、第二管区海上保安本部、(公社)	関係機関の追加
		NORTH THE STATE OF	宫城県医師会、(一社)宮城県歯科医師会	
	第22章	節 災害廃棄物処理活動	第22節 災害廃棄物処理活動	
305	第3	処理体制	第3 処理体制	
	2	県は <mark>事前に策定する</mark> 災害廃棄物処理計画に基づき,仮置場,最終処分場を検討する。	2 県は災害廃棄物処理計画に基づき,仮置場,最終処分場を検討する。	記述の適正化
	(略	(\$)	(略)	
	<u>(新</u>	<u> </u>	6 県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理	防災基本計画の
				修正
			の自治体へ協力要請を行う。	
	<u>6</u>	(昭)	<u>7</u> (略)	
317	第26篇	節 公共土木施設等の応急対策	第26節 公共土木施設等の応急対策	
		にな実施機関〉	〈主な実施機関〉	
		略()	(略)	
	乍	京城県道路公社,仙台市交通局,	宫城県道路公社,仙台市交通局,仙台国際空港(株)	記述の適正化
	第4	河川管理施設	第4 河川管理施設	
320	2 3	東北地方整備局の対応	2 東北地方整備局の対応	
	(2) 応急復旧	(2) 応急復旧	
		河川管理施設が, <mark>破壊,崩壊,沈下,亀裂</mark> 等の被害を受けた場合は,特に浸水や	河川管理施設が, <mark>破堤,決壊,流出,洗掘</mark> 等の被害を受けた場合は,特に浸水や	記述の適正化
		豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。	豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。	

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
321	第9 空港施設 2 東京航空局仙台空港事務所の対応 (略)	第9 空港施設 2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応 (略)	記述の適正化
322	3 旅客対策 (3) 情報伝達手段の確保 仙台国際空港株式会社及び関係者は、津波警報等の情報や空港における <u>避難指示</u> 等 について、旅客等へ確実に周知するため、館内放送と口頭伝達の組み合わせ等、複数 の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。		記述の統一
326	第10 鉄道施設 (海設)	第10 鉄道施設 4 仙台市地下鉄 (1) 異常気象時の初動対応について イ 気象状況の通報及び注意 (イ) 係員は、列車等の運転に関係ある気象状況について警報若しくは注意報の 発表があったとき又は天候が不良となったときは、警戒を厳重にしなければ ならない。 (ロ) 総合指令所長は、異常気象状況を全列車、乗務区、駅その他関係箇所に適	記述の充実

頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
		(イ) 駅務サービス課長は、暴風時には、その状況を逐次総合指令所長に報告す	
		るとともに、次により取扱わなければならない。	
		一 留置車両に対して、転動防止の手配を厳重にする。	
		二 突風等のため列車の運転に特に注意を要すると認められるときは、運転	
		士に対してその状況を通報するとともに、必要により列車の出発を抑止す	
		<u>5.</u>	
		(ロ) 車両課長は、暴風時には、前項第一号の取扱いをしなければならない。	
		/ 暴風時の運転士の取扱い	
		運転士は、列車の運転中に暴風となったときは、急激に速度を変えないように	
		努めるものとする。	
		三 浸水の防止	
		<u>駅務サービス課長は,集中降雨等で浸水が予想されるときは,浸水防止の手配</u> をしなければならない。	
		ホ 浸水時の取扱い	
		(イ) 運転士は、浸水のため運転に支障のおそれがあると認めた場合は、直ちに	
		その状況を総合指令所長に報告し、その指令を受けなければならない。	
		(ロ) 駅務サービス課長又は運転士は、浸水のため運転に支障のおそれがあると	
		認めた場合で総合指令所長の指令を受けることができないときは、乗客を駅	
		に降車させる等臨機の処置をした後、その旨を総合指令所長に報告しなけれ	
		<u>ばならない。</u>	
		(3) 濃霧又は風雪	
		<u>イ 濃霧又は風雪の場合の取扱い</u>	
		総合指令所長は、濃霧注意報若しくは風雪注意報又は暴風雪警報が発表され、列	
		車の運転に支障を生じ、又はそのおそれのあるときは、列車を徐行させ、又は休止	
		させなければならない。	
		ロ 濃霧又は風雪の場合の運転士の取扱い	
		運転士は、濃霧又は風雪のため前途の見通しが不良となったときは、その旨を総合性を手になればしなければなくない。	
		<u>合指令所長に報告しなければならない。</u>	
351	第33節 災害種別毎応急対策	第33節 災害種別毎応急対策	
	〈主な実施機関〉	〈主な実施機関〉	
	(略)	(略) 東京大学を発光されたは、大学というないというないないないないない。	
	東日本旅客鉄道(株)仙台支社,阿武隈急行(株),仙台空港鉄道(株),	東日本旅客鉄道(株)仙台支社,阿武隈急行(株),仙台空港鉄道(株),	





頁	現行(平成 29 年 2 月)	修正後	備考
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	
384	第1節 災害復旧・復興計画 第3 災害復旧計画 3 事業の実施 (5) ライフライン,交通輸送等の関係機関は,復旧に当たり,可能な限り地区別の復 旧予定時期 を明示する。	 第1節 災害復旧・復興計画 第3 災害復旧計画 3 事業の実施 (5) ライフライン,交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。 	防災基本計画の 修正
386	第2節 生活再建支援 第2 罹災証明書の交付 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期 に実施するため、 <u>災害による住宅等の被害程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、</u> 速やかに被災者に罹災証明書を交付する。	第2節 生活再建支援 第2 罹災証明書の交付 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期 に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定め、他 の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入れ体制の構築等を計画的に進め るなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに 被災者に罹災証明書を交付する。また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を	
		行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。 県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、平時 には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家 被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都 道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。また、災害	
	被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、 被災市町村間の調整を図る。	時は、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被	
	第3 被災者台帳 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。		